

目次

○1日目

会期決定・報告・上程・説明・委員会付託・決算審査報告・・・1ページ～38ページ

○2日目

一般質問（39ページ～）

①鈴木 均議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41ページ～55ページ

- 1、丸山村政の3年間と残り1年について
- 2、出産給付金と入学卒業祝い金について
- 3、学校徴収（納入）金と給食費について
- 4、除雪支援について

②伊藤まゆみ議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55ページ～70ページ

- 1、外国人経営の事業について、特区について
- 2、資産売却・離村・人口減少及び土地価格の高騰による住宅不足について

③永井勝則議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・70ページ～77ページ

各地区の草刈り作業に係る住民負担の軽減対策について

④酒井 洋議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・77ページ～93ページ

松本糸魚川連絡道路における白馬村内ルート案の検討状況について
冬季における特急バス運賃の上昇と交通費の助成について

○3日目

一般質問（95ページ～）

①太田 学議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・97ページ～110ページ

- 1、白馬村ロゴの統一について
- 2、有害鳥獣対策について

②丸山和之議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・110ページ～122ページ

- 1、新八方池山荘建替え事業について

③切久保達也議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・122ページ～133ページ

多文化共生と地域活性化に向けた白馬村の対応について

④松本喜美人議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・133ページ～147ページ

1. 村長公約に対する自己評価について
2. 新年度に向けての予算編成基本方針と、重点施策について
3. 中期的に捉える本村の重要課題と政策について
4. 村長進退について

○4日目

委員長報告、追加日程等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・149ページ～181ページ

令和7年第4回白馬村議会定例会議事日程

令和7年12月8日（月）午前10時開会

（第1日目）

1. 開 会 宣 告

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
会 期 自 令和7年12月 8日
至 令和7年12月18日
- 日程第 4 村長挨拶
- 日程第 5 報告第 7号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について
- 日程第 6 議案第56号 白馬村第6次総合計画の基本構想について
- 日程第 7 議案第57号 白馬村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第58号 白馬村空家等の適正な管理及び活用の促進に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第59号 白馬村快適な環境づくり条例の制定について
- 日程第10 議案第60号 白馬村マナー条例の制定について
- 日程第11 議案第61号 白馬村個人番号の利用等に関する条例及び白馬村宿泊税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第62号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第63号 白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第64号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第65号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第66号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第67号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第68号 令和7年度白馬村一般会計補正予算（第3号）

- 日程第19 議案第69号 令和7年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第20 議案第70号 令和7年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算(第
2号)
- 日程第21 議案第71号 令和7年度白馬村水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第22 議案第72号 令和7年度白馬村下水道事業会計補正予算(第2号)

令和7年第4回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 令和7年12月8日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山宏充	第7番	切久保達也
第2番	太田学	第8番	伊藤まゆみ
第3番	鈴木均	第9番	松本喜美人
第4番	永井勝則	第10番	丸山和之
第5番	酒井洋	第11番	太田伸子
第6番	内川史朗		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸山俊郎	副 村 長	吉田久夫
教 育 長	横川秀明	総 務 課 長	田中克俊
税 務 課 長	太田雄介	住 民 課 長	堤 則 昭
健康福祉課長	工藤弘美	教 育 課 長	下川浩毅
子育て支援課長	中村由加	会計管理者会計室長	松澤孝行
生涯学習スポーツ課長	鈴木広章	観 光 課 長	山岸大祐
農 政 課 長	田中洋介	参事兼建設課長	矢口俊樹
上下水道課長	廣瀬昭彦		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田俊社

7. 本日の日程

1) 諸般の報告

2) 会議録署名議員の指名

3) 会期の決定

4) 村長挨拶

5) 報告事項

報告第7号 説明、質疑

6) 議案審議

議案第56号から議案第72号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。
1. 報告第7号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について
 2. 議案第56号 白馬村第6次総合計画の基本構想について
 3. 議案第57号 白馬村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
 4. 議案第58号 白馬村空家等の適正な管理及び活用の促進に関する条例の制定について
 5. 議案第59号 白馬村快適な環境づくり条例の制定について
 6. 議案第60号 白馬村マナー条例の制定について
 7. 議案第61号 白馬村個人番号の利用等に関する条例及び白馬村宿泊税条例の一部を改正する条例について
 8. 議案第62号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
 9. 議案第63号 白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
 10. 議案第64号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
 11. 議案第65号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について
 12. 議案第66号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について
 13. 議案第67号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
 14. 議案第68号 令和7年度白馬村一般会計補正予算（第3号）
 15. 議案第69号 令和7年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
 16. 議案第70号 令和7年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 17. 議案第71号 令和7年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）
 18. 議案第72号 令和7年度白馬村下水道事業会計補正予算（第2号）

開会 午前10時00分

1. 開会宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

これより、令和7年第4回白馬村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 諸般の報告

議長（太田伸子君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

最初に、監査委員から令和7年8月、9月、10月分の一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の例月現金出納検査報告書と令和7年度定期監査結果報告書が提出されております。

内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告に代えさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会令和7年11月定例会が11月14日に行なわれました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告に代えさせていただきます。

これで、諸般の報告を終わります。

次に、本定例会において受理いたしました陳情は、お手元に配付いたしました陳情文書表のとおりですが、この文書表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

△日程第2 会議録署名議員の指名

議長（太田伸子君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第10番 丸山和之議員、第1番 丸山宏充議員、第2番 太田学議員、以上3名を指名いたします。

△日程第3 会期の決定

議長（太田伸子君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、別紙令和7年第4回白馬村議会定例会会期日程表のとおり、本日から12月18日までの11日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月18日までの11日間と決定いたしました。

△日程第4 村長挨拶

議長（太田伸子君） 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） おはようございます。

令和7年第4回白馬村議会定例会を招集しましたところ、議員全員のご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

先週のとまった降雪により、村内のゲレンデも一部オープンを迎え、いよいよウインターシーズンが始まりました。このままさらなる降雪により、早期に全面オープンとなり、にぎわいあるシーズンとなることを期待しているところです。

さて、最初に、今後10年間のまちづくりの基本的な方針を定める「白馬村第6次総合計画」につきまして、昨年度から村民アンケートや地区懇談会等で幅広く村民の皆様のご意見をお聴きし、今年度はワークショップや計画審議会等で村の現状の課題や将来像などを協議してまいりました。10月30日に計画審議会から基本構想（案）について答申を受け、11月に村民の皆様からの意見募集（パブリックコメント）を行ない、本定例会にこの基本構想を提出させていただきます。

コロナ禍を乗り越え、観光のにぎわいを取り戻し、国内外から多くのお客様に訪れていただいている一方で、混雑やトラブル、地価や物価の高騰など、村民の暮らしに様々な影響が生じています。

第6次総合計画では、「共に生き、豊かさを育む 支え合いと幸せがめぐるBest Living Village」を基本理念に掲げ、村民の幸福や住みやすい村づくりを第一にまちづくりを進める方針を定めました。

白馬村の財産、価値である自然環境と多様な人々と共生すること、自然の豊かさ、心の豊かさ、社会的・経済的豊かさを育み、みんなで享受・共有することを行動指針としてうたっています。

また、先人から受け継いだ自治の精神に基づく共同作業や民宿文化は、思いやり支え合う関係性や、白馬村を訪れる人々を温かく迎え入れるおもてなしの精神を育んできました。価値観の多様化により、地域の絆の希薄化や伝統・文化の継承が難しい状況も生じてきていますが、移住者・来訪者にも地域の歴史や文化の理解を促し、お互いを理解・尊重し合い、対話と学び、寛容性も大切にしながら、支え合い共に生きることで感謝や幸せが循環する村を目指します。

変化が激しく未来の予想が難しい時代を迎えている今、量よりも質を重視し、安定的で緩やかな成長や持続可能な地域を次世代に受け継いでいくことが求められています。

「Best Tourism Village」として観光的な側面から高い評価を受けるだけでなく、村民一人一人が白馬村での暮らしを存分に楽しみながら、豊かで幸せに暮らし続けられる「Best Living Village」を将来像に掲げ、村民が住み続けたいと思う村づくりを進めてまいります。

次に、9月定例会以降の観光客の入り込み状況についてご報告させていただきます。

9月は前年比マイナス9.4%の21万7,600人、10月は前年比マイナス14.7%の13万8,600人と推計しています。

主要な観光施設からの情報によりますと、村内各所でイベントが開催されたものの、両月ともに毎週末の天候が悪かったことが客足の伸び悩みにつながったとのことでありました。

また、1月から10月末までの累計入り込み客数は約255万人余りとなっており、昨年を約15万人余り上回る水準で推移しています。

冬期シーズンの村内宿泊施設の予約状況も、全体的におおむね好調であると伺っているところでもありますので、早い降雪による順調な入り込みにより活気あるシーズンとなることを期待しています。

一方で、行政としましては、観光客が過度に集中することによる住民の負荷や負担が増加しないこと、安心・安全に生活できる環境を維持することも注視しつつ、地域住民、事業者、観光客のそれぞれの満足度が向上、維持される観光地づくりについて、DMOをはじめ観光、商工団体、事業者等と連携して取り組んでいくことが必要であると思っております。

続きまして、各事業の執行状況等についてご報告させていただきます。

最初に総務課関係ですが、11月3日に白馬村定例表彰を執り行ない、村の発展のために各分野で活躍された10名と1施設に表彰状を授与し、本村に多大な貢献をされた1社3名に感謝状を贈呈いたしました。改めて、表彰された皆様のご功績に対し、白馬村を代表して感謝の意を表します。

次に、小谷村との協働事業として取り組む地域通貨「アルプスPay」につきましては、11月17日に運用を開始しました。地域経済の活性化や地域内経済循環の促進だけでなく、村民割引の普及による住民支援、決済手数料の負担軽減による事業者支援、ボランティアや助け合いの促進、給付金やプレミアム商品券事業等の効率化、ふるさと納税の強化など様々な利点があることから、多くの村民や事業者を活用いただきたいと思います。

12月5日時点で加盟店は110店、アプリ登録者は622名で、そのうちマイナンバーカードで認証をした白馬村民は328名となっています。

なお、国の交付金を活用して、来年1月16日までの間に、村民認証していただいた先着2,000名様に2,000円分のポイントを付与するキャンペーンを実施しています。今後、村民限定のクーポンや還元キャンペーン等も実施していきたいと考えていますので、お早めにアプリの登録と村民認証をお願いします。

次に、環境関連事業では、白馬村が取り組む生物多様性回復プロジェクトとして、親海湿原をフィールドに実施している「はくばいきものラボ」は、7月に実施したワークショップに続き、11月3日に全国各地で環境改善の取組を実践されている坂田昌子氏を講師としてお招きし、環境改善ワークショップを開催しました。当日はあいにくの悪天候であったため、内容を屋内講義に変

更し、親海湿原にとって必要な手入れ方法を学び、11月中に6回の環境改善作業を実施しました。今後も親海湿原をフィールドとした環境改善活動を実施してまいりますので、ご興味のある方は、ぜひ総務課までお問合せください。

また、現在施工中でありますふれあいセンター及び白馬中学校への太陽光発電設備設置工事につきましては、おおむね予定どおりの進捗となっており、両施設ともに12月末までに全ての工事が完了する予定です。この設備の導入によって、エネルギーの発電・消費、そして余剰電力の状況をリアルタイムで遠隔監視することが可能になり、施設内にディスプレイを設置することで、村民の皆様や白馬中学校の生徒に対して施設のエネルギー状況を見える化し、本村の脱炭素への取組の認知向上と啓発、環境教育への活用が図られることを大変うれしく思っております。

次に、令和8年度予算編成でございます。

先月17日に開催した庁内の課長会議において、令和8年度予算編成方針と予算編成における考え方を、理事者及び課長級職員で意思統一を図り、去る26日に全職員を対象に予算編成会議を行ないました。

令和8年度からスタートする第6次総合計画基本構想及び前期基本計画に位置づける施策を着実に推進することはもちろんですが、私の公約を実現するために、重点的かつ積極的に取り組む事業として、5つの重点施策を掲げました。

1つ目に、農林業の振興と有害鳥獣対策の強化、2つ目に、児童福祉・高齢者福祉の充実、3つ目に、移住・定住施策の推進とコミュニティの活性化、4つ目に、防災・減災の村づくりと気候変動対策、5つ目に、持続性ある観光地域づくりの促進であります。

事業の取捨選択や民間・関係団体との役割分担等を含めた歳出構造改革の取組を強力かつ着実に進め、限りある財源や人的資源を効果的に配分するとともに、国の交付金等の活用、企業版を含めたふるさと納税やガバメントクラウドファンディング、事業の効率化や民間資金の活用等も視野に入れた公民連携、新しい発想による収入源の獲得など、積極的な財源確保に取り組むとともに、限られた財源を効率的かつ効果的に配分して、最大の効果を上げるよう、これらの事業を全庁体制で推進する考えであります。現在、編成作業に取りかかっており、次回定例会においてご審議をいただきますので、よろしく申し上げます。

次に、令和7年度白馬村一般会計補正予算（第3号）につきまして若干説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算総額に1億9,061万3,000円を追加し、予算総額を76億5,532万8,000円とするものです。

補正の主なものとしましては、歳入では、普通交付税は交付額確定に伴う減額、村税、ふるさと白馬村を応援する寄附金は収入見込みによる増額、また一般財源を補うための財政調整基金の増額などです。

歳出では、ふるさと白馬村を応援する寄附金の増額に伴うふるさと納税事業や公定価格改定等に

よる施設型等給付費の増額、障害者自立支援給付費等の額確定に伴う国庫支出金の過年度分還付などですので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

次に、税務課関係では、法定外目的税として新設する宿泊税に関する取組についてです。

本年9月30日、宿泊税の新設について総務大臣の同意を得ることができ、これを受けて10月1日には関係規則を公布しました。白馬村宿泊税条例の施行期日を定める規則は、条例の施行期日を令和8年6月1日と定め、また白馬村宿泊税に関する規則では、条例の施行に必要となる各種様式等を整備したところです。

その後の対応としまして、10月中旬には、旅館業許可を受けている村内宿泊施設の経営者の皆様へ、特別徴収義務者の登録申請の願いを送付しました。また10月下旬には、宿泊税制度の概要及び宿泊施設に係る手続について説明会を2回開催し、本格的な準備作業を開始したところです。

今後のスケジュールですが、申告や納入など、特別徴収事務に関する説明会を本年12月及び来年4月頃に開催する予定です。また、宿泊者への周知につきましては、12月からポスター、リーフレット、三角POPを宿泊施設やインフォメーションセンター等に配布し、周知を図るとともに、旅行業界や教育関係機関への情報提供も同時期から開始する予定です。

加えて、広報活動として、マス広告やデジタル広告を長野県と協力して実施し、人の往来が活発となる時期に合わせ、主要駅や高速道路サービスエリアでの大型ビジョン放映、長野駅コンコースでの大型フラッグ掲出、さらにはSNSやOTA広告などのインターネット広告を展開する予定です。宿泊施設の経営者の皆様のご理解とご協力を賜りながら、制度の円滑な運用に向けて努めてまいります。

次に、住民課関係ですが、既に外国人の転入手続が急増しており、今年は例年よりも早い時期から多くの方が来庁されています。11月後半には、1日50名を超える外国人の方が転入手続に訪れる日もあり、窓口は大変な混み合いとなりました。

こうした状況を受け、9月定例会でご承認いただいた補正予算により、受付管理システムを導入し、現在稼働しており、来庁者はスマートフォン等で順番を確認でき、待ち時間を有効に活用できるようになりました。また、目的別の受付整理や視覚的に分かりやすい案内表示、多言語対応の強化により、外国人住民の方々にも利用しやすい窓口環境が整いつつあります。

今後も、外国人名の片仮名表記など手続上の課題は残りますが、丁寧に対応しながら、誰もが安心して利用できる窓口づくりを進めてまいります。

また、この待ち時間を利用して、転入される外国人の皆様にご覧いただきますムービーの放映があしたじゅうにも始まります。ムービーの内容は、転入された皆様の暮らしが安全ですばらしいものになるよう、白馬村の魅力や大切にしている価値、村民憲章や守っていただくルール、知っていただきたいことを20分程度にまとめたものです。ムービーの最後には、「自然や文化を大切にし、

皆が快適に過ごすことのできるすばらしい地域を共につくり上げ、観光客の皆さんにたくさんの感動を与え、何度も訪れたいと思っただけの場所にしていきたいと思います」というメッセージを添えています。このムービーによって、少しでも私たち村民の思いが、転入される皆様に伝わることを期待しています。

環境衛生関係では、10月30日の食品ロス削減の日に、Aコープハピア白馬店にて、白馬高校の生徒の皆さん、GX統括官、そして私も参加し、「残さず食べよう！30・10運動」などの啓発活動を行ないました。高校生によるオリジナルソングとダンスの披露や、アルクマ・村男Ⅲ世の登場により、買物客の皆様にも関心を持っていただき、楽しく意義ある取組となりました。

食品ロス削減は、観光業を基幹とする本村にとって、事業系ごみの削減にもつながる重要な課題です。家庭での「食べ切り」意識の定着に加え、飲食店や宿泊施設との連携を通じて、村全体で取り組んでまいります。

また、若い世代が主体的に企画、参加し、地域の大人たちと協働する姿は、白馬村の未来を支える大きな力であると感じました。今後も、環境・福祉・教育の各分野においても、住民の皆様とともに、持続可能で誰もが暮らしやすい村づくりを進めてまいります。

次に、健康福祉課関係では、民生児童委員並びに主任児童委員の全国一斉改選により、新たに22名の方が委員として厚生労働大臣から委嘱されました。任期は、令和7年12月1日から令和10年11月30日までの3年間となります。民生児童委員は、地域福祉の中核として、地域の住民の皆様から頼りにされる大変重要な役職であります。お体に気をつけてご活躍いただきますようお願いいたします。

次に、今年度から定期接種化された高齢者带状疱疹予防接種ですが、当初想定していた接種率を2倍以上上回り、11月末時点で38%を超えています。令和7年度接種対象者には4月に問診票、8月に接種勧奨はがきを送付していますので、来年3月31日までに接種を完了していただきますようお願いいたします。

次に、観光課関係では、令和8年度から向こう10年間の観光地経営の基本方針を示す観光地経営ビジョンの策定につきまして、これまで2回の観光地経営会議を開催し、現状の観光地経営の課題の整理と共有、目指す将来像の考え方と指標の在り方及び具体的な基本戦略について、委員の皆様から建設的な意見をいただきながら議論を続けているところです。

策定スケジュールについては、おおむね予定どおりに進んでいるところであり、今後パブリックコメントによる意見聴取も踏まえつつ、年度末までに公表する予定です。

次に、新八方池山荘整備運営事業につきましては、今年度一旦公表したBTコンセッション方式による事業方針を変更し、村の財政事情を踏まえ、スモールコンセッションの推進という新たなPFI手法を検討する事業推進の見直しを行ないました。

今後は、これまでの調査事業を踏まえつつ、幅広い官民連携手法の在り方を再検討することとし

て、引き続き事業を推進してまいります。

最後に、ウインターシーズンに向けての恒例行事の報告になりますが、11月18日に雪乞い祈願、同23日にスキー場合同安全祈願祭をそれぞれ関係者の皆様出席の下、開催し、一日も早い降雪とスキー場をはじめとする村内各所のにぎわい、そして事故のない安全なシーズンになることを祈念したところです。

次に、農政課関係ですが、今年は久しぶりに文化祭において新米の試食を実施したところ、大変好評をいただきました。令和の米騒動以降、米をめぐる状況が目まぐるしく変化していますが、改めて農業者の皆様に対し、おいしいお米を生産していただいていることに感謝申し上げます。

次に、本村においても目撃情報が増加した熊、猿ですが、各地区や猟友会、警察等と連携した地道な対応が必要不可欠であります。今議会において、猟友会等で構成される鳥獣被害対策実施隊員に關係する非常勤特別職の報酬条例の一部改正について提案させていただきますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

また、土地改良関係では、令和4年から事業を進めてきました犬川用水電動ゲート・小水力発電工事が竣工を迎え、来春の供用開始に向けて、売電等の手続を進めています。さらに、国土調査関係では、大出地区の一筆地調査の立会いを無事終えることができました。この場をお借りして、地権者の皆様のご協力に感謝を申し上げます。

次に、建設課関係では、12月に入り順調な降雪を願っていますが、村が行なう道路除雪につきましては、近年のオペレーター確保難など様々な課題を抱えております。そういった点を踏まえ、この夏以降、除雪事業者との意見交換やアンケート等を通じ、対応策を検討してまいりました。昨年はまれに見る大雪の年だったことなども踏まえ、一部路線の見直しや委託単価の引上げなども行ない、円滑かつ安全な除雪作業が継続できますよう努めてまいりますので、今シーズンも村民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

また、みそら野地区の黒豆沢土砂災害関連では、これまで長野県姫川砂防事務所において恒久対策工事を進めていただいておりますが、堆積工など主要構造物の工事はほぼ年内に完了したとの報告を受けています。災害発生から今月でちょうど2年が経過するわけですが、これまでの長野県の迅速な取組に感謝申し上げますとともに、村といたしましても、引き続き防災・減災の施策を強力に押し進めてまいります。

次に、上下水道課関係では、し尿等下水道投入施設の詳細設計を行ない、来年度からの本格工事に向けた準備が順調に進んでいます。一方、白馬村浄化センターの再構築、ストックマネジメント計画を日本下水道事業団との協定で実施していますが、詳細設計業務の入札において2回の不落が続いており、事業の進捗に遅れが出ている状況です。

上水道事業では、今年度予定している施設の更新工事は順調に進んでいます。一方、全国で上下水道施設の事故が深刻化しており、本村においても、10月末に飯田配水池への送水管に漏水が確

認められ、緊急に布設替え工事を行なう必要が生じたことから、今定例会に補正予算を計上していますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

続いて、教育委員会関係です。

最初に教育課関係では、白馬中学校の部活動の地域展開について、11月に部活動地域移行検討協議会及び本協議会部会の1回目の会議を開催し、部活動の現状について情報共有しました。今後は、年度中に2回の会議を開催し、地域展開に係る推進計画を策定し、地域クラブへの移行に関するの基本方針を定める予定です。

学校給食につきましては、食材費の高騰により現在の給食費では補えない状況でありますことから、教育委員会では、給食費の適正な価格について検討するよう、白馬村学校給食センター運営委員会に対し、諮問したと聞いております。村としては、物価高騰により保護者の負担も増加していますので、国の動向に注視しながら、引き続き給食費の軽減策に取り組んでまいります。

次に、子育て支援課の関係ですが、来年度の保育園等の入園申込み状況は、村内の3保育施設と白馬幼稚園を合わせ、0歳児10名、1歳児21名、2歳児45名、3歳児28名となっています。近年は3歳未満児の入園希望が増加傾向にありますことから、希望される皆様にご対応できるよう保育士の確保に努めるとともに、民間保育事業者との連携を図り、保育体制の充実に取り組んでまいります。

また、平川神社北側の子育て支援ルームは、9月28日をもって閉所し、10月から施設の解体工事を進めています。

現在、支援ルームの機能は保健福祉ふれあいセンターに移し、2階で一時預かり、3階でなかよし広場を開設するなど、引き続き安心してご利用いただけるよう円滑な運営に努めているところであります。

最後に、生涯学習スポーツ課関係では、10月31日から11月2日の3日間、第55回となります白馬村文化祭を開催しました。作品展示、芸能発表、映画、講演会、出店などを行ない、約3,000人の来場があり、大変盛り上がったものとなりました。また、2日には昨年に続いて、出張村長室のブースを設けました。私と直接お話をさせていただく中で、村の課題や要望など貴重なご意見やお話を頂戴することができました。誠にありがとうございました。

また、11月22日の白馬・小谷地震防災の日に合わせて、11月20日から12月1日までの間、役場村民ホールで震災アーカイブ展を開催しました。神城断層地震の記録をデジタルデータ化してインターネットで公開しながら保存・活用する震災アーカイブ事業に、白馬村、小谷村、信州大学の共同研究として平成29年度から取り組んでおり、地震発生当時から復興する現在までを紹介するパネルや、児童生徒による防災学習の成果が展示され、多くの村民の皆様からご覧いただきました。今後も地震の被害や復興の過程を写真や証言で残し、地域の記録として継承してまいります。

本定例会に提出します案件は、報告1件、議案17件です。議案等につきましては、担当課長に

提案説明をさせますので、慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げ、本定例会の開会に当たりましてのご挨拶とします。

議長（太田伸子君） これより報告事項に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので申し添えます。

△日程第5 報告第7号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

議長（太田伸子君） 日程第5 報告第7号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告についての報告に入ります。

報告を求めます。矢口参事兼建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） 報告第7号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告につきましてご説明いたします。

村道上の事故に係る損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。今回は2件の損害賠償事案がございますので、一括してご説明をさせていただきます。

お手元の専決処分書、まず専決第16号であります。

令和7年4月8日午後7時頃、白馬村大字北城9715番6地先の村道3064号線上において、損害賠償請求者が所有する車両が走行中、アスファルトの欠損箇所においてタイヤを損傷させたことから、村は損害賠償請求者に対して、車両の修理代金6,600円の賠償をしたものです。

次に、専決第17号であります。

令和7年9月22日午後10時25分頃、白馬村大字北城11048番3地先の村道3132号線上において、損害賠償請求者が所有する車両が走行中、アスファルトの欠損箇所において車体を損傷させたことから、村は損害賠償請求者に対して、車両の修理代金3万8,066円を賠償したものです。

以上2件、いずれも保険対応で支払いを行っておりますが、今後適切な施設の維持管理に努めてまいります。

報告第7号の説明は以上です。

議長（太田伸子君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で日程第5 報告第7号は終了いたしました。

以上をもちまして、報告事項は終了いたしました。

次に、議案の審議に入ります。

△日程第6 議案第56号 白馬村第6次総合計画の基本構想について

議長（太田伸子君） 日程第6 議案第56号 白馬村第6次総合計画の基本構想についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 議案第56号 白馬村第6次総合計画の基本構想についてご説明を申し上げます。

白馬村議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規定に基づき、白馬村第6次総合計画の基本構想を別紙のとおり策定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお開きください。

まず、総合計画の位置づけですが、総合計画は本村のまちづくりの基本的な方針を定めるもので、まさしく村政の運営の基本となり、総合的かつ計画的な行政運営と村民福祉の向上を図ることを目的として策定をいたします。また、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を包含する計画でございます。

次に、計画の期間と構成ですが、計画期間は令和8年度から17年度までの10年間でございます。

それでは、基本構想についてご説明を申し上げますので、4ページをご覧ください。

第6次総合計画基本構想の基本理念は、「共に生き、豊かさを育む 支え合いと幸せがめぐる Best living Village」でございます。白馬村の財産、そして価値でございます自然環境と多様な人々と共生すること、自然環境の豊かさ、心の豊かさ、社会的・経済的豊かさをみんなが育み、みんなで享受・共有することを行動指針としてうたいました。

また、白馬村では、代々受け継がれてきた地域住民による共同作業や民宿文化が根つき、互いに思いやり支え合う関係性や、本村に来訪される人々を温かく迎え入れるおもてなしの精神を大切にまいりました。

人々の移動が活発・広範になり、国内外からの移住者や季節労働者が増加する中で、村民の多様性も本村の特徴となりつつある一方、価値観の多様化等により地域の絆の希薄化や伝統・文化の継承が難しい状況も生じてきておりますけれども、移住者や来訪者にも地域の歴史や文化への理解を促し、お互いを理解・尊重し合い、対話と学び、寛容性も大切にしながら、支え合い共に生きることで感謝や幸せが循環する村を目指してまいります。

そして、村民一人一人が白馬村での暮らしを楽しみながら、豊かで幸せに暮らし続けることができる「Best living Village」を実現し、村民が住み続けたい、白馬を離れた子供たちが帰ってきたいと思える村づくりを推進してまいります。

次に、6ページをお開きください。

みんなで守り受け継いでいく、白馬村の価値を4つに整理をしております。

続きまして、7ページ、8ページでは、白馬村をより豊かで幸せな地域にしていくために、白馬村を愛する「白馬人」として大切にしたい心意気を6つ挙げました。これらの白馬村の価値、それと大切にしたい心意気、これにつきましてはアンケートやワークショップ、計画審議会等で出されました意見や考え方を整理したもので、今後基本計画を策定する上で意識していくべきものとしております。

最後に、9ページ、10ページをお開きください。

基本理念を実現させるための基本目標は、しぜん—自然と共に生き、自然の豊かさを育む。ひと一人と共に生き、心の豊かさを育む。まち—安心して快適に暮らし、社会的な豊かさを育む。しごと—地域資源を活かし、経済的な豊かさを育むの4本の柱でございます。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第7 議案第57号 白馬村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

議長（太田伸子君） 日程第7 議案第57号 白馬村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 議案第57号 白馬村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

本条例は、地方行政の高度化・専門化が進む中で、専門性を備えた民間の人材の活用や期間が限定される行政ニーズへの効率的な対応の必要性があることから、専門的な知識経験または優れた見識を有する者の採用の円滑化を図ることを目的に、平成14年7月に地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律が施行されました。

これまで本村では、新たな課題の発生等に伴う業務量の増加や一時的・臨時的な業務については、会計年度任用職員の採用などにより対応を図ってきましたが、公務に有用な知識経験等を有する者を任期を定めて採用できるよう、任期付職員の採用等に関する条例を制定したいものでございます。それでは、1ページをご覧ください。

第1条の趣旨であります。この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律において、条例に委任する事項及び地方公務員法の規定に基づき必要な事項を定めるものであります。

地方公務員法第24条第5項では、職員の給与、勤務時間その他勤務状況を条例で定めるという

ものでございます。

第2条、第3条は、職員の任期を定めた採用でございます。第2条では、専門的な知識経験を有する者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、村長の承認を得て、選考により採用することができるものとするものでございます。

1号から4号までそれぞれ規定をしておりますが、これらについては一般任期付職員ということになります。

次に、2ページ、第3条でございます。

1号は、一定の期間内に終了することが見込まれる業務、2号では、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事する職員で、時限的な任期付職員としております。

次に、第5条、任期の更新でございますが、任命権者は第2条各号、つまり一般任期付職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得て5年を超えない範囲でその任期を更新できるものとするものであります。

第2項では、第3条、つまり時限的な任期付職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得て3年を超えない範囲でその任期を更新できるとするものでございます。

次に、第6条、給料月額に関する特例でございますが、時限的な任期付職員の給料月額は本村の他の職員との均衡を考慮し、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額、すなわち暫定再任用職員の給料月額に準ずるものとしております。

次に、3ページ、第7条、給与条例の適用除外等ですが、第1項では、時限的な任期付職員には給与条例第12条、扶養手当、第24条に管理職特別勤務手当及び第25条の管理職手当を支給しないこととしております。また、第2項では、同じく時限的な任期付職員の期末手当の支給月数を、第3項では、勤勉手当の支給月数を暫定再任用職員の支給月数に準じることと規定しております。

最後に、附則をご覧ください。

この条例は、令和8年1月1日から施行するものであります。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。第3番鈴木均議員。

第3番（鈴木均君） 第3番鈴木均でございます。質疑をさせていただきたいと思っております。今総務課長から条例以外のことも少し説明いただいたので、何となく分かったこともあるんですが、読ませていただきます。

今回提案の任期付職員（時限的な任用職員）とは、現行の会計年度職員との違いは何か。また、第2条を中心に専門的な知識経験を有する者とは、具体的にどのような職種をいうのか。例えば災害時や国政選挙などのときには、一時的に多数の職員が必要になるとは思われますが、災害時に専門的な知識経験を有する者というのは、もう既に活躍されている方が多いと思っております。そういう中で

現実的に探すというか、募集、応募していただくということ、厳しい気がするんであります。

また、選挙業務等で増員する場合、とりわけ専門的な知識経験というのはよく分からないのですが、いわゆる現行の会計年度職員では対応し切れないということになるのでしょうか。もう少しイメージが分かりやすいようにご説明をいただきたい。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） ただいまの鈴木議員のご質問に対して答弁をさせていただきます。

最初に、任期付職員と会計年度任用職員の違いでございますけれども、まず任期付職員は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づきまして、一定の任期を定めて採用する制度でございます。ご質問の第3条、時限的な任期付職員の任期につきましては3年、特に必要がある場合は、5年を超えない範囲で定めるものとされております。

一方で、会計年度任用職員は、従来の臨時職員、パート職員、嘱託職員など自治体によって任用制度が異なっていた非常勤一般職員を令和2年4月の改正地方公務員法の施行によりまして、新たに会計年度任用職員として創設された制度で、1会計年度を任期として、翌年度に再度任用する場合でも、あくまでも1年ごとの任用となるものでございます。勤務形態はフルタイム、パートタイムいずれも可能でございまして、従来の非常勤職員制度を整理統合した形で運用をしております。

なお、実際の運用に当たりましては、制度の目的や任期の考え方のみならず、常勤職員と非常勤職員という違いから職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮すべきとの総務省通知に沿った運用を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、専門的な知識経験を有する者とは、具体的にどのような職種をいうのかのご質問でございますけれども、総務省が毎年公表しております地方公共団体における任期付採用制度の運用状況に関する調査結果によりますと、令和6年4月1日における全国の地方公共団体の任期付職員採用法第3条第2項、すなわちご質問の一般任期付職員の数、これは4,254人というふうにしてございます。

主な活用事例としましては、福祉の分野では保育士、教育研究関係では教諭、講師、医療関係では看護師でございました。そのほか、例えば危機管理分野では自衛隊の経験者、土木建築関係では土木技師あるいは建築士、ITの関係ではデジタル関連の経験者などの活用事例がございました。

ただいま紹介させていただいた資料には、自治体名、職務内容、それと専門的な知識経験が全て記載をされておりますので、また総務省のホームページのほうをご覧いただければと思います。

最後に、災害時や選挙時における一般任期付職員の任用についてでございますけれども、ただいまの答弁で大体お察しがついていることと思いますが、災害時には災害対応と通常業務が並行して必要となってまいります。これらの災害対応は、通常業務外ではございますけれども、緊急性を要する業務であるとともに最も住民に寄り添った対応が求められる大切な業務でございます。そのた

め災害協定等に基づく自治体職員の派遣という制度もございますけれども、任期付職員制度によりまして、民間人材の力をお借りする場面も生じてくることが考えられます。例えば東日本大震災では、被災した県、市町村において、一般事務、土木、建築、電気、機械、また保健師など専門職を数多く任用しております。また、令和6年能登半島地震では、石川県等において、現在でも技術職の任期付職員を募集をしているところでございます。

一方、選挙におきましては、本村の場合、選挙管理委員会の委員あるいは投票立会人、こういった非常勤特別職のほかは、現在いる常勤一般職の職員、それとパートタイム会計年度任用職員を1名任用しております、その業務に当たっております。したがって、任期付職員を必要としはおりません。

以上でございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。鈴木議員、質疑はありますか。よろしいですか。それでは、質疑がありませんので、鈴木議員の質疑を終結いたします。他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第8 議案第58号 白馬村空家等の適正な管理及び活用の促進に関する条例の制定について

議長（太田伸子君） 日程第8 議案第58号 白馬村空家等の適正な管理及び活用の促進に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 議案第58号 白馬村空家等の適正な管理及び活用の促進に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

それでは、条例案1ページをご覧ください。

主な内容でございますが、第1条の目的では、本条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法、以下「法」と言わせていただきますが、法に定めるもののほか、空き家等の適正な管理と活用の促進に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条の定義では、本条例で使用する主な用語を定義しております。

次に、第3条では村の責務、第4条では所有者等の責務を示しております。

2ページ、第5条、村民等の役割では、第2項に、空き家等を発見したときは、村に情報提供するよう努めることを規定しております。

第6条、空家等対策協議会の設置では、法第8条第1項に基づく白馬村空家等対策協議会を地方自治法第138条の4第3項に基づく村長の附属機関として位置づけ、その組織等については別途条例で定めるものとしております。

第7条の立入検査では、法第9条及びこの条例の施行に関し、必要な調査及び立入調査について

規定しております。

次に、第8条では、管理不全空家等の認定について規定し、3ページ、第9条では、管理不全空家等に対する措置を法に基づく措置のほか、所有者等に対して意見を述べる機会を与える旨を規定しております。

第10条では、特定空家等の認定について規定し、第11条では、特定空家等に対する措置を法に基づいて規定しております。

第12条では、特定空家等の所有者等が、法第22条第3項の規定による命令に従わないときは、所有者等の氏名及び住所等を公表できる旨を規定しております。

4ページ、第13条、代行措置は、法第22条に基づく勧告又は命令を受けた特定空家等の所有者等がやむを得ない理由により必要な措置を履行することができない場合、所有者等が費用を負担することによって、村長又は村長が委任した者がその必要な措置を代行できる旨を規定しております。

第14条、緊急安全措置は、法第22条第1項に定める緊急代執行のほか、管理不全空家等又は特定空家等に対して緊急に措置を行なう必要があると認められる場合は、必要最小限度の措置を村長、職員又は委任した者に行なわせることができる旨を規定しております。

5ページ、第15条、軽微な措置は、管理不全空家等又は特定空家等に対して規則で定める軽微な措置を講じることができる旨を規定しております。

第17条の空家等の有効活用では、空家等の有効活用を促進するために、その所有者等に対して必要な情報を提供するとともに、協力を求めることができる旨を規定しております。

続いて、附則をご覧ください。

この条例は、令和8年1月1日から施行するものであります。

また第2項では、経過措置として、現在の白馬村空家等対策計画は、第3条で定める空家等対策計画とみなすものと規定しております。

6ページ、第3項では、第6条の規定を受けて、白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正し、白馬村空家等対策協議会を追加する改正を行なうものでございます。

説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。第3番鈴木均議員。

第3番（鈴木均君） 3番鈴木均でございます。非常に素朴な質問で申し訳ないんですが、令和6年の3月に白馬村空家等対策計画というのが既に策定されていますよね。それに基づいて現在執行されていると思うんですが、この計画、昨年3月の計画と今回の条例との関係をお尋ねしたいということです。

よく似たことになるのですが、条例は計画とか要綱とかと違って、法的根拠づけとして必要だか

ら制定すると思うんですね。一般的には、そういう意味で条例制定が先にあって、様々な運用に基づき、実際に執行する段階におきまして計画等が策定されると思うんですが、今回空き家等の条例について後づけといいますか、後で制定する提案がされるというのは、何か順序が逆のように、逆さまのように考えられるんですが、今の段階になってこの条例が提案されるという意味、目的をご説明いただきたい。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） それでは、ただいまの鈴木議員のご質問に対して答弁をさせていただきます。

まず、1点目の令和6年3月に策定しました白馬村空家等対策計画と本条例の関係についてでございます。

白馬村空家等対策計画は、白馬村空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆるこの法律の第7条の規定に基づきまして、国が定める基本指針に即して市町村がその区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するために定めることができるとされておりますことから、本村ではご質問のとおり令和6年3月に策定してございます。したがって、この時点で、この計画は空家法を根拠とした計画となっております。

一方、本条例は、空家法に定めるもののほか、空き家等の適正な管理及び活用の促進に関し必要な事項を定めることを目的としております。

本条例では、1ページ、第3条に村の責務をうたっております。ここで、村はこの条例を達成するために、法第7条第1項に規定する空家等対策計画を策定することを義務づけているものでございます。したがって、令和6年3月に既に策定しました白馬村空家等対策計画、それと、本条例第3条で規定しております空家等対策計画、これとともに空家法の第7条第1項を根拠とする同様の計画でございます。しかしながら、議員のおっしゃるとおり、条例の施行に先立って白馬村空家等対策計画を策定しておりますことから、5ページの附則の第2項に、この条例の施行の際、現に策定されている空家等対策計画は、この条例の規定により策定された空家等対策計画とみなすとして経過措置を設けているものでございます。

次に、2点目の条例は法的根拠づけとして必要で、条例制定が先にあって、具体的に規則や要綱等が計画されると思うが、後で条例を策定するというのは順序が逆ではないかというご質問でございます。

条例を制定せずに、法律を根拠として規則や要綱または計画を策定することは決して珍しいことではございません。法律が条例に委任しているケース。例えば先ほどの白馬村一般職の任期付職員採用等に関する条例のように、根拠となる法律のほうで、「条例で定めるところにより」というような条文で規定されておりますものは、条例を制定してから規則や要綱等で細部を規定しており

ますけれども、空家法のように条例に委任する規定がない、こういった法律では条例を制定することなく、事務処理を進めていく上での指針、基準として、要綱ですとか計画こういったものを定めるというものが一般的でございます。

また、今の段階で条例を制定する理由は何かのご質問でございますけれども、本条例は今後空家法に基づく管理不全空家あるいは特定空家等に対する措置等を実際に実務として運用していくのに当たりまして、空家法に加えて新たにこの条例を設けまして、空家法を補完する形で併用して運用していくために制定するものでございます。

以上、答弁です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。鈴木議員、質疑はありますか。質疑がありませんので、第3番鈴木均議員の質疑を終結いたします。他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第9 議案第59号 白馬村快適な環境づくり条例の制定について

議長（太田伸子君） 日程第9 議案第59号 白馬村快適な環境づくり条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） 議案第59号 白馬村快適な環境づくり条例の制定についてご説明申し上げます。

本条例は、白馬村における快適な生活環境の実現を目的として、村、村民、事業者、土地所有者それぞれの責務を明確にし、相互の協力と連携を促進するために必要な事項を定めるものであります。

近年、観光地としての発展や地域社会の多様化に伴い生活環境や景観の維持向上に対する関心が高まっております。こうした背景を踏まえ、村としても環境美化に関する基本的な考え方と行動の指針を明文化し、地域全体で取り組む体制を整える必要があると考え、本条例の制定を提案するものであります。

条例の主な内容は、第1条において条例の目的を、第2条において用語の定義を、第3条から第6条にかけて、村、村民、土地所有者、事業者それぞれの責務を、第7条において相互の協力及び連携の重要性を、第8条から第10条にかけて、必要な調査、指導、助言、関係機関との連携について定めております。

最後、附則で、施行期日については公布の日としております。

本条例の制定により、村民、事業者、行政が一体となって白馬村の快適な生活空間を築いてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第10 議案第60号 白馬村マナー条例の制定について

議長（太田伸子君） 日程第10 議案第60号 白馬村マナー条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 議案第60号 白馬村マナー条例の制定についてご説明を申し上げます。

本条例は、美しい村と快適な生活環境を守る条例の全部を改正し、新たに白馬村マナー条例を制定したいことから提案するものでございます。

それでは、条例案の1ページをご覧ください。

前文では、条例の制定理念として、世界水準の持続可能な観光地を目指す白馬村は、関係する全体的な人々が幸せを感じ、快適に過ごせるまちづくりのために守るべきルールと、してはならない行為を定めた条例を制定することを声明しております。

2ページ、第1章は総則でございまして、第1条が目的、第2条が基本理念、4ページにかけまして、第3条が本条例で使用いたします主な用語を定義させていただいております。4ページの第4条から5ページの第8条までは、村、村民、土地所有者等、事業者、そして来訪者の責務をそれぞれ規定をしております。

第2章は、禁止行為等についてそれぞれ規定をしております。第9条、落書き及びステッカー貼りの禁止、第10条は深夜の花火禁止、第11条は深夜の騒音の禁止、6ページ、第13条は路上スキーの禁止、第14条は歩行中の禁止行為として、飲酒、路上喫煙、交通の妨げになる道幅を占有した歩行の禁止、第15条は酒類の提供禁止、7ページにかけまして、第16条では冬期における迷惑運転等の禁止、7ページ、第17条では無断駐車禁止、第18条は景観や生活環境を損なう行為の禁止について、それぞれ行動内容を規定をさせていただいております。

第3章は、第19条で広報啓発活動とその他必要な施策の実施、第20条で村民、土地所有者等、事業者及び来訪者による自発的な活動の促進について規定をしております。

第4章はその他罰則等で、第21条は、第2章における禁止行為に対して指導または勧告ができること。8ページ、第22条では、第21条の指導・勧告に従わないときは、指導・勧告に従うよう命令ができることを規定しております。

第23条は罰則について規定をしております。第1号から第4号に基づき5万円以下の罰金に処する旨を規定し、第24条は両罰について定めております。

第25条、委任では、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で

定めることを規定しております。

附則をご覧ください。

この条例は公布の日から施行するものですが、第23条の罰則規定、第24条の両罰規定は、令和8年7月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。第3番鈴木均議員。

第3番（鈴木均君） 第3番鈴木均でございます。内容的にはあまり触れないですが、質問させていただきます。

1点目に、第3条、定義のところ、（4）番、宿泊施設を旅館業法に規定する旅館とされているのですが、住宅宿泊事業法に基づく、旅館業法のほうじゃなくて、いわゆる新民泊法と言われているんですかね。これでいくと、これが対象になっておりませんので、いわゆる民泊が対象外というふうに分かるのですが、どう理解されたいのか。これが1点です。

2点目には、同じく第3条の（7）で迷惑行為ということで、9条から11条及び13条から17条まで掲げる禁止行為。迷惑行為イコール禁止行為という表現ですね、規定。その詳しい個々については、第2章に「禁止行為等」というふうに記載されています。

そこで問題なんです、お尋ねしたいんですが、これらを禁止行為あるいは迷惑行為と言いながら、マナーと。条例の名称がマナー条例。これはマナーという理解を超えているのではありませんかということなんです。例えば第9条落書きを考えると、ほかもそうですけど、落書きは、例えば器物損壊罪とか建造物損壊罪とか、法に違反したことになって罪になりますよね。これはルールですね、ルール。ルールということはスポーツにおいてもしかりで、罰せられますよね、当然。でも、マナーで罰するということは、ほばないわけですね。

例えば八方温泉の掲示していたのをコピー持ってきたんですけど、浴槽に入る前に体を洗ってください。それがマナーです。英語でThat's manners、要するにマナーなんです。風呂に入る前に、いわゆるかけ湯をしなかったからといって罰則はあり得ない。つまりマナーとルールは明確に峻別されていると思うんです。

実際に前文のほうで、「守るべきルールと、してはならない行為を定めた条例を制定しました」なんです。守るべきルール、イコールだと思うんですけど、「してはならない行為を定めた条例」と書いているんですよね。しかし、名称はマナー、マナー条例ということは理解できない。矛盾していませんかということ。

3点目に、そもそもマナーという定義がないんですよね、条例には。だから、混乱してるんですよ。マナーというのは国によって違ったりする。例えば食事マナーとかいうことはかなり違う。だけど、ルールとなると、これはほぼ国際的に通用することですけど、そのマナーとルールの違いの

定義がないんです。ほかの用語の定義はあるんですよ、ほかの用語。その違いを曖昧にしないで教えていただきたいと。

地方自治体の法務研究の権威である一般財団法人地方自治研究機構というのが、私は詳しくないですけど、そこでマナー条例を解説しています。一般的にはマナーとは、行儀・作法（広辞苑第7版）とされており、個人の自発的意思に基づく心がけや振る舞いを指すものであり、法令で規制された行為規範とは異なるものと考えられるとあるんです。だから、ここまで権威者というか、そこで言われているのに、なぜ名称だけをマナー条例とされるのか。これは普通に考えたら混乱を生むだけです。これはマナーだと言われたらどうするんですか。ルールではありませんかと、説明せないかないでしょう。そこら辺を明確にお答えください。

議長（太田伸子君） 鈴木議員、質疑ですので、ご自分の意見は入れずに質疑を。

第3番（鈴木均君） 意見じゃなくて、引用です。

議長（太田伸子君） 引用ではないと思いますけれども、意見を入れないようにして、質疑を簡潔にお願いいたします。答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） それでは、ただいまの鈴木議員の質疑の部分に対して答弁をさせていただきます。

1点目の住宅宿泊事業法に基づく民泊は適用されないのかとのご質問でございますけれども、住宅宿泊事業法による届出を行なって営む民泊サービスは、住宅に当たるものと解釈できますことから、本条例の対象になります。なお、現在村内には、住宅宿泊事業法の届出による民泊、こういったものはございません。

次に、2点目の禁止行為はマナーですか、ルールではありませんか。前文で「守るべきルールと、してはならない行為を定めた条例を制定します」とあるのに、これをマナーと言うのは矛盾していませんかについてでございます。

ご質問のとおり、5ページの第2章の禁止行為等では、前文でいうところの、してはならない行為、これについて規定をしております。一般的には鈴木議員のおっしゃるとおり、それをルールというふうに捉え、これをマナーというには違和感がございます。

他方、第1章の総則のほうでは、第1ページの第2条の基本理念あるいは4ページの第5条の村民の責務、5ページの第8条の来訪者の責務、ここでは、それぞれモラル向上とマナー遵守というふううたっております。

本条例の題名をマナー条例としたのは、「迷惑行為防止」あるいは「ルール」という言葉は強制力や圧力を感じさせ、村民や来訪者に抵抗感を与える可能性がございます。マナーという言葉であれば、自主的に守るべきルールというニュアンスを感じさせ、心理的に受け入れやすい印象を与えると考えたものです。

また、現在の美しい村と快適な生活環境を守る条例が、（通称）マナー条例として定着している

きていることもありまして、本条例の題名は「白馬村マナー条例」とさせていただきたいものでございます。

最後に、条例にはマナーの定義がありません。マナーとルールの違いを曖昧にしないで教えてくださいというご質問でございますけれども、条例中の定義とは、当該条例で使われる重要な用語の意味を明確に説明あるいは限定する条文のことで、条例の解釈を統一し、実効性を高める役割を果たします。この定義によって曖昧さをなくして、条例に基づく施策を適切に運用できることとなります。

この条例で用いております「マナー」という用語は、題名のほかに、先ほど申し上げました第2条の基本理念、第5条の村民の責務、第8条の来訪者の責務、第20条の村民活動の促進で使用しておりますけれども、いずれも定義づけをする必要がなく、議員のご質問にありましたとおり、広辞苑に記載されている意味で差し支えないものと解釈をしております。

以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。鈴木議員、質疑はありますか。

第3番（鈴木均君） 3番鈴木です。納得はいたしません、説明は理解しました。

議長（太田伸子君） 質疑はありますか。

第3番（鈴木均君） ありません。

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、第3番鈴木議員の質疑を終結いたします。他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第11 議案第61号 白馬村個人番号の利用等に関する条例及び白馬村宿泊税条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第11 議案第61号 白馬村個人番号の利用等に関する条例及び白馬村宿泊税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 議案第61号 白馬村個人番号の利用等に関する条例及び白馬村宿泊税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行によりまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部が改正されたことに伴い、条例が当該規定を引用しております条項の規定整備を行なうものであります。

マイナンバー法の一部改正では、スマートフォンだけでマイナンバーカードと同様にマイナン

バー法上の本人確認ができる仕組みを設けたことにより、第2条第8項に新たな項が追加されたことから、第8項から第15項までを1項ずつ繰り下げたものでございます。

それでは、2ページ、第1条関係の新旧対照表をご覧ください。

白馬村個人番号の利用等に関する条例の一部改正では、第2条中法第2条「第8項」を「第9項」に、「第12項」を「第13項」に、「第14項」を「第15項」に改めるものであります。

次に、3ページ、第2条関係、白馬村宿泊税条例の一部改正では、第10条中法第2条「第15項」を「第16項」に改めるものであります。

1ページの条例附則をご覧ください。

この条例は、公布の日から施行するものでございますが、第2条で規定をいたします白馬村宿泊税条例にあつては、令和8年6月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第12 議案第62号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第12 議案第62号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 議案第62号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本改正は、仕事と生活の両立支援を目的に、令和6年5月に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行なう労働者の福祉に関する法律が改正され、本年4月に施行されました。

国家公務員におきましては、遅れることなく、人事院規則の改正により仕事と生活の両立支援への対応が行なわれているところであり、本村職員においても、同様の措置等に係る規定を整備したいものでございます。

それでは、新旧対照表によって説明しますので、3ページをお開きください。

4ページにかけまして、第12条の3として、新たに仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認のための措置等に係る規定を整備するものでございます。

次に、4ページの第12条の4と第12条の5は、第12条の3を加えたことによる条の繰下げと文言の整備でございます。

お戻りいただき、2ページの条例附則をご覧ください。

この条例は、令和8年1月1日から施行するものでございます。また、第2項では、任命権者はこの条例の施行日前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第12条の3第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができることを経過措置として定めているものでございます。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第13 議案第63号 白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第13 議案第63号 白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 議案第63号 白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

国においては、令和6年人事院勧告に基づき、働きながら子育てしやすい環境整備のため部分休業の取得パターンの多様化、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する意向確認などの制度改正を本年10月1日に施行いたしました。

本村におきましても、国に準じた制度とするために、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正及び人事院規則の改正を踏まえ、関係条例について所要の整備を図るものでございます。

それでは、新旧対照表によりまして説明をさせていただきますので、3ページをご覧くださいければと思います。

第20条は、部分休業の承認の請求が可能な非常勤職員の要件から、特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員及び勤務日ごとの勤務時間を考慮する規定を削除したものでございます。

4ページにかけまして第21条は、1日につき2時間の範囲内で勤務しない部分休業について、勤務時間の始め又は終わりとしていた条件を削除し、これを第1号部分休業といたします。

次に、4ページの第21条の2から5ページの第21条の4の規定につきましては、部分休業の取得形態に第2号部分休業としまして、「1年につき10日相当の範囲内で勤務しないこと」を新たに加えるものでございます。

次に、5ページの第21条の5は、部分休業の取得形態を変更することができる特別の事情について規定するものでございます。

お戻りいただいて2ページから3ページにかけて、条例の附則がございます。附則のほうをご覧ください。

この条例は、令和8年1月1日から施行をしたいものです。

また、第2項では、人事院規則で定める期間を基準として、条例で定める部分休業の時間について、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間において、部分休業の請求する場合における改正後の白馬村職員の育児休業等に関する条例第21条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「19時間30分」と、また同条第2号中「10」とあるのは「2.5」とする経過措置を設けるものでございます。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第14 議案第64号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第14 議案第64号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 議案第64号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本改正は、常勤特別職及び一般職の給与改定に鑑み、議員の期末手当の支給割合を引き上げるため所要の改正を行なうものでございます。

新旧対照表でご説明をいたしますので、2ページ、第1条関係、新旧対照表をご覧ください。

第4条第2項で期末手当の支給月数を0.05月分引き上げることにより、これまで年間3.45月分であった支給月数を3.5月分にするものでございます。

続いて、3ページの第2条関係、新旧対照表をご覧ください。

同様に第4条第2項で、令和8年度以降の期末手当については、支給月数を1.75月に改正し、6月期及び12月期で均等になるように定めるものでございます。

1ページにお戻りいただき、改正条例の附則をご覧ください。

施行期日につきましては、第1条関係は公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用することとしております。また、第2条関係は令和8年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。第8番伊藤まゆみ議員。

第8番（伊藤まゆみ君） 8番伊藤まゆみです。議案第64号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について質疑をいたします。

本議案は、議員報酬の増額に関するものであります。そのほか、本定例会には職員の給与の増額に関する議案も提出されておりますが、増額分は税金であります。資金不足だといって宿泊税徴収を来年に控えているのに、自分たちの報酬、給料を上げるといった本条例の妥当性をどのように考えているのかを伺いたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） ただいまの伊藤議員のご質問に対しまして答弁をさせていただきます。

本条例の妥当性をどのように考えるかのご質問でございますけれども、本年8月7日、人事院は国会と内閣に対しまして、公務員人事管理に関する報告を行なうとともに、国家公務員の給与改定に関する勧告を行ないました。勧告の詳細につきましては省略をさせていただきますけれども、期末勤勉手当は民間の支給状況に見合うように0.05月分を引き上げるという内容でございました。

これを受けまして内閣では、先月の11日に一般職の国家公務員の給与については、人事院勧告どおり改定を行なうものとする、また、特別職の国家公務員の給与については、官職の職務と責任に応じ、かつ一般職の官職との均衡等を考慮して定めることが適切といった観点から、一般職に沿って取り扱うものとする、との閣議決定がなされたものでございます。

さらに、この閣議決定を受けまして、同日付11月11日付の総務副大臣通知によりまして、各都道府県知事、指定都市の市長、各都道府県議会議長、指定都市の議会議長及び各人事委員会の委員長宛てに、地方公務員の給与の取扱いについて、閣議決定の趣旨に沿って対処するよう要請をし、その旨が、長野県を通じまして県内の市町村に周知をされたものであります。

人事委員会を設置していない市町村では、国の取扱いや都道府県の勧告等を受けて、具体的な給与改定方針を定めることとされておりますことから、本村では、国の人事院勧告に沿った改定を毎年実施しているものでございます。

これらのことから、議案第66号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正、それと議案第67号の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正を提出させていただくとともに、併せて議会議員の期末手当の支給月数においても、一般職員並びに村長、副村長及び教育長の期末手当の支給月数と同じ支給月数とすることが適当であるという、そういう見解から本議案を提出させていただいたものでございます。したがって、本条例案は妥当なものであるというふうに考えております。

以上であります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。伊藤議員、質疑はありませんか。伊藤議員。

第8番（伊藤まゆみ君） 私の知る限りなのですが、小谷村ではこの12月定例会に報酬の改正の議案は出てないということでもあります。ただいまの答弁によりますと、人事院勧告によるものとのことでしたが、必ず勧告に合わせないといけないのでしょうか。その点、教えていただけますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

現在開かれております第219回の国会には、国家公務員の給与等に関する法律、これが提出されておられませんし、まだ議決もされていないということで、全国の市町村等の12月の定例会等にまだ提出をしていない自治体もございます。ただし、先ほど私が申し上げましたとおり、既に閣議決定を得て、それを受けて総務副大臣通知が市町村にあったということを鑑みまして、我々は初日にこの議案を提出させていただいたということでございます。

以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質疑はありますか。伊藤議員。

第8番（伊藤まゆみ君） 白馬村に報酬審議会というのがあるかと思うんですけども、宿泊税の徴収を踏まえた提出の見送り等の意見は出なかったのでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 今回の報酬の改定につきましては、期末手当の支給月数を改定するというもので、条例で決めた報酬そのものの改定ということには至っておりませんので、特別職の報酬審議会については開催はしておりません。

議長（太田伸子君） 伊藤議員の本件に関する質疑が3回になりましたので、第8番伊藤まゆみ議員の質疑を終結いたします。他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第15 議案第65号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第15 議案第65号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 議案第65号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

1ページをおめくりください。

この条例の改正は、最近、熊等の目撃増加に伴い、猟友会等で構成される鳥獣被害対策実施隊員の出勤報酬の支給区分を「日額」から「回」と変更したいものです。

条例の施行期日は、公布の日からとするものであります。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第16 議案第66号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について

△日程第17 議案第67号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第16 議案第66号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第17 議案第67号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） それでは最初に、議案第66号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本改正は、議案第64号と同様に、一般職の職員の給与改定に鑑み、常勤特別職の期末手当の支給割合を引き上げるため所要の改正を行なうものでございます。

新旧対照表で改正内容をご説明させていただきます。

2ページの第1条関係、新旧対照表をご覧ください。

第2条第2項で、期末手当の支給月数を0.05月分引き上げることで、これまで年間3.45月分だった支給月数を3.5月分にしたいものでございます。

3ページの第2条関係、新旧対照表をご覧ください。

同様に第2条第2項で、令和8年度以降の期末手当については、支給月数を1.75月に改正し、6月期及び12月期で均等になるように定めるものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、改正条例の附則でございます。

施行期日につきましても、議案第64号と同様に、第1条関係は公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用することとしております。また、第2条関係は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第67号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本改正は、令和7年人事院勧告に準拠し、一般職の職員の給与を改定するため所要の改定を行なうものでございます。

最初に、改正内容について簡単にご説明申し上げますと、月例給につきましては、採用市場の競

争力向上のため、初任給を大幅に引き上げるとともに、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に俸給表の引上げ改定を行なうものでございます。

また、賞与につきましては、支給月数を0.05月分引き上げ、4.65月分とすることとし、引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとしております。

なお、本年度は、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和8年度以降においては、6月期及び12月期で均等になるように定めております。さらに、通勤手当、宿日直手当等についても所要の改正を行なうものでございます。

それでは、新旧対照表で説明をしますので、9ページ、第1条関係の新旧対照表をご覧ください。

第18条、通勤手当の改正は、自動車等の使用距離が片道10キロ以上を対象に手当額を引き上げるものでございます。

次に、11ページ、第27条においては、期末手当の支給月数を、12ページの第30条においては、勤勉手当の支給月数をともに0.025月引き上げるものでございます。

また、12ページから17ページまでの別表第1、第5条関係の行政職給料表第1表では、先ほど申しましたとおり、平均3.3%引き上げているものでございます。

次に、18ページ、第2条関係の新旧対照表をご覧ください。

第18条、通勤手当の改正は、自動車等の使用距離が片道65キロ以上から100キロ以上まで5キロ刻みで新たな区分を設けるものでございます。

20ページの第27条では期末手当を、第30条では勤勉手当の支給月数を、先ほど申し上げましたとおり、令和8年度以降において、6月期及び12月期で均等になるように改正をするものがあります。

最後に、21ページ、寒冷地手当の改正は、扶養親族に他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けている配偶者、これを加えるものでございます。

7ページにお戻りいただき附則をご覧ください。

附則第1項において、この条例は公布の日から施行しますが、後段のただし書で、第2条の施行日を令和8年4月1日といたします。

また、附則第2項では、第1条に規定する通勤手当、特地勤務手当、宿日直手当、別表第1の給料表は令和7年4月1日から、期末手当及び勤勉手当の改正規定は、令和7年12月1日から遡及適用するものでございます。

説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑に入ります。

議案第66号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第67号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第18 議案第68号 令和7年度白馬村一般会計補正予算(第3号)

議長(太田伸子君) 日程第18 議案第68号 令和7年度白馬村一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長(田中克俊君) 議案第68号 令和7年度白馬村一般会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,061万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億6,532万8,000円とするものでございます。

8ページ、歳入明細をご覧ください。主なものにつきまして説明をさせていただきます。

1款1項1目個人村民税1億5,800万円の増額と、2項1目固定資産税7,100万円の増額は、いずれも調定額の増額によります収入見込み額の増でございまして。

10款1項1目地方交付税3億2,063万2,000円の減額は、普通交付税の交付額決定に伴い減額をするものでございまして。

9ページ、14款2項1目民生費国庫補助金3,918万2,000円の増額は、子どものための教育・保育給付国庫交付金が公定価格等の見直しにより増額、また、子育て支援施設建設の事業費変更に関し、新しい地方経済・生活環境創生交付金の変更申請が採択されたことから増額をするものでございまして。

6目総務費国庫補助金2,064万円の減額は、定額減税調整給付金の額確定に伴い減額をするものであります。

11ページ、17款1項1目一般寄附金1億5,170万3,000円の増額は、主にふるさと白馬村を応援する寄附金の増額であります。

18款1項1目財政調整基金繰入金9,706万9,000円の増額は、財政調整基金の取崩しにより、今回の歳出の増額に対応するためのものであります。

12ページ、21款1項2目民生債1,020万円の減額は、子育て支援施設建設に伴う地方債の組替えなどによる減額であります。

続きまして、13ページ、歳出明細の説明欄をご覧ください。

全般的に一般職の給料、職員手当は、人事院勧告に伴う人件費の増額によるものであります。

人件費の組替えにつきましては、説明を割愛させていただき、それ以外の主な事業について説明をさせていただきます。

2款1項6目ふるさと納税事業7,200万円の増額は、ふるさと白馬村を応援する寄附金額の増額に伴う返礼業務委託料等の増額であります。

14ページ、2項1目物価高騰対応重点交付金事業（定額減税不足額給付分）2,176万円の減額は、給付金額の確定に伴います減額であります。

17ページ、3款2項1目児童手当等給付事業2,020万5,000円の増額は、地域型保育給付費等の公定価格や事業費の増加に伴う増額であります。

議案書一番最後の最終ページ、24ページになります。12款1項3目ふるさと納税基金事業7,500万円の増額は、ふるさと白馬村を応援する寄附金の見込み額増額に伴う増額でございます。

議案書のほう5ページまでお戻りください。5ページであります。

第2表、地方債補正ですけれども、それぞれ限度額を事業費に合わせて補正をしたいものでございます。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第19 議案第69号 令和7年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

△日程第20 議案第70号 令和7年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議長（太田伸子君） 日程第19 議案第69号 令和7年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）及び日程第20 議案第70号 令和7年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） では、議案第69号 令和7年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について説明します。

第1条として、歳入歳出予算にそれぞれ433万7,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ11億4,547万1,000円とするものであります。

では、5ページをお開きください。

5款1項1目一般会計繰入金85万円の増額は、人事異動に伴う人件費及び事務費の不足に伴う歳出予算の不足を補うための繰入れです。

5款2項1目国民健康保険財政調整基金繰入金348万7,000円の増額は、歳出の一般被保険者保険税還付金の増額に対応するために、財政調整基金からの繰入れをするものです。

それでは、6ページの歳出明細をご覧ください。

1款1項1目一般管理費は、収入でも説明しました人事異動に伴う人件費のほか、郵送料の不足による役務費の増額です。

5款2項1目国民健康保険財政調整基金繰入金348万7,000円の増額は、歳入で補正した還付金の支出時の財源が長野県から交付された普通交付金であることから、還付された金額を長野県に返還するために不足する額を増額するものです。

説明は以上になります。

続いて、議案第70号 令和7年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明します。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億4,437万円とするものです。

それでは、5ページの歳入明細をご覧ください。

3款1項2目一般会計繰入金77万2,000円の増額は、歳出における徴収費、保健事業費の不足を補うものです。

6ページの歳出明細をご覧ください。

1款1項1目徴収費41万2,000円の増額は、印刷・郵送費の不足によるもの、1款1項2目人間ドック補助金36万円の増額は、後期高齢者医療の被保険者数の増加に伴い、人間ドック受診補助事業の支出が増えたことによるものです。

説明は以上になります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑に入ります。

議案第69号 令和7年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第70号 令和7年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第21 議案第71号 令和7年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）

△日程第22 議案第72号 令和7年度白馬村下水道事業会計補正予算（第2号）

議長（太田伸子君） 日程第21 議案第71号 令和7年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）及び日程第22 議案第72号 令和7年度白馬村下水道事業会計補正予算（第2号）の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） 議案第71号 令和7年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）につきまして説明いたします。

第2条として、令和7年度白馬村水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額の1款水道事業費用を104万9,000円追加し、3億2,145万8,000円とし、第3条では、当初予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を1億9,382万9,000円に改め、資本的支出の予定額の1款資本的支出に1,402万8,000円を追加し、2億234万8,000円とするものです。

この補正は、人事院勧告による人件費の増額、管路更新工事の増工及び送水管漏水に係る管路布設替え工事の工事請負費の増額であります。

また、第4条として、既決予算第7条に定める職員給与費を47万4,000円追加し、4,917万7,000円とするものです。

続きまして、議案第72号 白馬村下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして説明いたします。

第2条として、令和7年度白馬村下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額の1款下水道事業費用を443万2,000円減額し、4億7,872万8,000円とします。

第3条では、当初予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を1億1,610万3,000円に改め、1款資本的収入を2,301万9,000円減額し、4億3,660万2,000円とし、支出では、1款資本的支出を2,154万8,000円減額し、5億5,270万5,000円とするものです。

この補正は、人事院勧告及び欠員による人件費の減額と令和7年度のし尿等下水道投入施設整備事業の事業費確定による減額となります。

また、第4条として、既決予算第9条に定める職員給与費を296万1,000円減額し、3,556万7,000円とするものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑に入ります。

議案第71号 令和7年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第72号 令和7年度白馬村下水道事業会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第56号から議案第72号までは、お手元に配付いたしました令和7年第4回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号から議案第72号までは、常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

これで、本定例会第1日目の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日12月9日午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、明日12月9日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 0時00分

令和7年第4回白馬村議会定例会議事日程

令和7年12月9日（火）午前10時開議

（第2日目）

1. 開議宣告

日程第 1 一般質問

令和7年第4回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 令和7年12月9日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山宏充	第7番	切久保達也
第2番	太田学	第8番	伊藤まゆみ
第3番	鈴木均	第9番	松本喜美人
第4番	永井勝則	第10番	丸山和之
第5番	酒井洋	第11番	太田伸子
第6番	内川史朗		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸山俊郎	副 村 長	吉田久夫
教 育 長	横川秀明	総 務 課 長	田中克俊
税 務 課 長	太田雄介	住 民 課 長	堤 則 昭
健康福祉課長	工藤弘美	教 育 課 長	下川浩毅
子育て支援課長	中村由加	会計管理者会計室長	松澤孝行
生涯学習スポーツ課長	鈴木広章	観 光 課 長	山岸大祐
農 政 課 長	田中洋介	参事兼建設課長	矢口俊樹
上下水道課長	廣瀬昭彦		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田俊社

7. 本日の日程

1) 一般質問

1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

これより、令和7年第4回白馬村議会定例会、第2日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（太田伸子君） 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は8名です。

本日は、通告された方のうち4名の方の一般質問を行ないます。質問される議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内の一般質問は、議長においてこれを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第3番鈴木均議員の一般質問を許します。第3番鈴木均議員。

第3番（鈴木均君） 第3番鈴木均でございます。4点についての質問をお願いいたします。

先日11月末に、安曇野市長が突然お亡くなりました。志半ばでさぞ心残りだったと推察いたしますが、丸山村長は若いとはいえ、強いストレスもあろうかと思えます。どうぞ、ご無理なさらないうで、村政運営に至っていただきたいと思えます。

さて、私の質問ですが、議員1年にも満たない私が、次のような質問をするのは、丸山村長に対してやや失礼かもしれませんが、最初に、私、不肖鈴木が冒頭に質問させていただきます。

1つは、村長になって丸山氏が3年余り、この3年間の実績は何か目立った失政はあるとは私も思いませんが、ただ、目立った実績もそれほど多く感じるわけではございません。そういう意味では堅実だと思えます。

しかし、国政の絡みもあり村民の暮らしはよくなりません。むしろ村を去るという方もお見えになる。そこで村民の声は、丸山村長は頑張っているというお声もよく耳にします。だけど、観光優先ではないかというお声も少なくありません。

そこでお聞きします。村長公約はどこまで実現できたか、そして残る課題は何かをお尋ねします。

昨日の冒頭のご挨拶で、5点の重点をおっしゃられましたが、当然かもしれませんが、具体的な内容がないので、その点をお聞きします。

2点目は、来年度予算は、丸山村政の任期最後ですが、今後何をどうしようとしているのか、先

ほどの質問と関連しますが、具体的に予算にどう反映するのか、いわゆる三本の矢というか、そういうことでもあります、それがいいのか、矢はあるのかというのをお尋ねしたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） おはようございます。一般質問1日目、よろしくお願いたします。

初めに、鈴木議員にはお気遣いをいただき誠にありがとうございます。体調には気をつけ、村政運営に全力を注いでまいりたいと思います。

鈴木議員からは、私の村政の3年間と残り1年について、2項目のご質問を頂きましたので、順次ご答弁いたします。

まず、1点目の公約の実現と残る課題についてであります。私は、村長就任に際し、大きく5つの分野の公約を掲げ、それぞれ細かく全35の具体的な項目を掲げました。その全てにつき、達成状況を述べるには時間が足りませんが、実績と課題が皆様にご理解いただける範囲の事業例を挙げて答弁させていただきます。

初めに、「コロナ禍からの早期回復を図り、持続可能な観光地へ」についてですが、この項目には、効果的な観光プロモーション、受入れ環境整備、事業承継、創業支援、企業誘致などが含まれています。先ほど鈴木議員のご質問の中に、観光優先ではないかとの声があるとのことで、私自身、長く観光業に携わっていたこともあり、そうしたお声をいただきやすいことは認識しておりますが、就任時はコロナ禍の真っ只中であり、本村の観光がかつてないほどに落ち込んでいたため、観光業の回復に力を入れることが本村にとって最優先すべきことの一つであり、急務であったということは、客観的事実としてご理解いただきたいと思います。

また、コロナ後を見据える中では、持続可能な観光地づくりに力を入れており、それは元来ある地域資源を活用、保全することや観光によって生じる住民や地域への負荷軽減を目的としており、観光優先というより、むしろ住民の快適な生活を優先した施策や予算配分であることについてもご認識いただければと思います。

その上で、この分野についての公約実現状況は、国連世界観光機関のベストツーリズムビレッジ認証を通じた、国内外への持続可能な観光地としてのPRやYouTubeチャンネルを通じた農業と一体となった観光の国内へのトップセールスなど、ターゲットにしたい層への自らの観光プロモーションについては、一定程度実現できたと評価しており、皆様のご努力下、年間観光客入り込み数全体もコロナ禍から大きく回復し、毎年増加している結果となっております。

受入れ環境整備についても、各種マナーやルールの多言語での啓発、デマンドタクシーやレストラン予約アプリの充実、日本版持続可能な観光ガイドライン国際認証ロゴマークを取得し、それに即した施策を実施するなど、行政として短期的にできる取組は実現できたと思います。

一方で、既存施設や空き店舗を活用できる産業誘致を掲げましたが、十分には実現できていない

と認識しております。この点、私としては既存施設を活用することを重視しており、本年度国土交通省の事業採択を受けてスタートした、二地域居住先導的プロジェクト実装事業等も通じ、成果を出せればと思っています。

2つ目に掲げた「農業を振興し、白馬らしい環境を創造する村へ！」の項目では、地場農産物の生産・販売・利用促進、優良農地の確保、スマート農業を推進、脱炭素社会の実現などを掲げました。農業分野においては、農業機器等導入支援を年々拡充し、充電式草刈り機購入補助制度を新たに創設してスマート化を支援しており、認定農業者についても微増しています。また、特産品の活用や販売促進についても、白馬産米のふるさと納税額や学校給食での使用回数のどちらもこの3年増加いたしました。

一方で、週末農業の仕組みの活用を掲げましたが、十分に実現できておらず、本年スタートした白馬ファンコミュニティなども生かし、小規模農家を含む営農人材確保にさらに努めていく必要があると考えています。環境分野に関しては、EV補助金や白馬村ゼロエネ住宅普及支援事業補助金創設などを公約どおり実現しました。また、名古屋大学との連携事業で、ノーベル賞を受賞した物質を使用した装置の万博での展示などにより、世界へ向けたメッセージの発信という公約についても実行できたものと思っています。

一方で、松川・楠川水系での小水力発電等のエネルギー自給率の向上や売電収入の研究を掲げましたが、民間の事業状況もあり、時間がかかっているため、行政主導で実現可能な公共施設への太陽光屋根の設置を進めているところです。

3つ目の「福祉で支え、多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる白馬へ！」の項目は、子育て支援においては、はくばっこ応援給付金の新設や給食費の負担軽減、高齢者福祉においては、免許返納者などの移動手段となる地域公共交通デマントタクシーの運行、障がい者支援においては、グループホームの誘致など、公約に掲げた事項を実現しました。

他方で、保育士や介護士の待遇改善による人手確保の不安解消を掲げましたが、全国的な課題にもなっており、白馬村保育士移住支援事業補助金を新設したり、保育士の負担減につながるICTシステムをしろうま保育園に導入することとしましたが、人手不足解消には至っておらず、介護士の待遇改善についても、村独自で具体的な施策を実施することが困難な状況です。

また、住宅サポートを掲げましたが、就任時には発生していなかった地価や資材等の急騰、民間事業者の存在もあることから、行政主導で公益性ある施策を講じることが難しく、できる対策を模索しています。

4つ目の、「白馬らしい教育を充実させ、次世代に誇れる場所へ！」の項目は、地域教育環境整備、高校魅力化、大学・海外校とのタイアップ、スポーツ・芸術の推進ですが、白馬高校の入学者数の増加による存続達成をはじめ、海外校との交流実績、各種スポーツ・芸術イベントの開催など、おおむね公約どおりの全ての項目を実現できたものと評価しています。

最後に5つ目の、「住民目線で健全な行財政運営をする村へ！」の項目は、広報・広聴活動、新たな財源確保、職員育成等ですが、広報・広聴については、村長ブログを通じた自らの情報発信や公式LINEの導入、全地区との地区懇談会や文化祭での出張村長室などを実施し、公約に掲げた事項については達成できたと評価しています。

新たな財源確保については、ふるさと納税では、個人版に加え企業版の額が大幅にアップしたほか、オリンピック施設のネーミングライツも新たに成立させることができました。

また、新たな観光財源として登山協力金が始まり、宿泊税に関しても長野県の動きに遅れることなく、白馬村の状況に適した内容で導入を決定することができました。特に宿泊税については、その検討過程においても、財源確保検討委員会と各財源の検討部会を立ち上げて、多くの関係組織から選ばれた代表の皆様により議論していただきましたが、それら会議の全てを観光庁のモデル事業の採択を受けて実施し、村の費用負担なく実施できたこと自体、健全財政に貢献したものと感じています。

また、実際にここ数年の各財政指数は改善をしていることを監査においてもご報告いただいております。この5つ目の分野も多くは達成できたものと評価しており、公約全体としましては、議員の皆様はじめ、多くの村民や事業者の皆様のご理解、ご協力並びに職員の努力により、おおむねご信託いただいた皆様の信頼を得るに足る達成度であると評価しています。

次に、2点目の今後何をどうしようとするのか、来年度予算にどう反映するのかについてであります。ただいま申し上げた公約で実現できていない項目の達成及び就任以降、新たに顕在化してきている課題の解決に向けて、予算編成の基本方針を定め、取り組むべき重要施策として、1、農林業の振興と有害鳥獣対策の強化、2、児童福祉・高齢者福祉の充実、3、移住・定住施策の推進とコミュニティの活性化、4、防災減災の村づくりと気候変動対策、5、持続性ある観光地域づくりの促進の5つを掲げました。

項目が多いので、5つのそれぞれの分野から1つずつ予算づけする具体項目を挙げますと、1では、熊や猿などの被害から、住民や観光客、農作物を守るための緩衝帯整備や電気柵整備、捕獲のための支援及び体制強化。

2では、少子高齢社会においても地域医療や介護体制が維持できる環境整備の支援、3では、地価・家賃高騰による負担軽減のためにでき得る施策の研究・実現のための費用、4では、地域防災体制の強化と消防団員の良好な活動環境の整備及び団員確保の支援、5では、宿泊税を有効活用し、住民も来訪者もより快適に滞在できる受け入れ環境整備といった内容です。

ご質問の3本の矢というのが、具体的にどういう意味合いで用いているか明確には分かりかねる部分もありますが、安倍政権の際に使われていた、いわゆるアベノミクスにおける3本の柱からなる経済対策のような策があるのかという質問であると解釈しますと、特に3つに絞った大きな策があるというわけではありません。

しかしながら、鈴木議員から要望で出ております施策の多くが、財政支援の強化を求めるものであることから分かります。各種施策実現のためには財源確保が必須であり、その意味においては、先ほども述べました宿泊税が来年度から始まりますので、これにより、今まで観光施策に充てられていた財源を、住民福祉の向上に充てられる可能性があるという意味で、新たな矢となると考えます。

また、予定実現年度は来年度ではありませんが、地域公社の可能性調査を今年度から実施しており、これが実現しますと、さらなるふるさと納税の獲得や地域で稼げる組織となることが期待でき、先月から始まりました地域通貨と相まって、財源確保や地域内経済循環、地域雇用の活性化が図られるものと考えられます。

さらに、財源という視点からは、企業版ふるさと納税や新しい地方経済・生活環境創生交付金獲得も、地方交付税算定に影響しない大きな財源となりますので、それらをより多く獲得し有効活用することも、村民福祉向上のためには効果の大きいものと考えます。

また、財源があっても人材が確保できなければ、福祉向上や地域コミュニティの活性化は図れませんので、先ほど3の項目で申し上げました、地価高騰や家賃高騰による住民負担軽減のための施策について、新たな制度の制定や村有地の活用、民間との連携も含めた幅広い分野で先進的に研究し、定住のための取組を積極的に推進することは、現状の白馬村において有効な矢となる可能性が高いと考えます。

一方で、これさえやれば必ず豊かになるというような施策はないと考えており、幅広い分野で一つ一つの有効と考えられる施策を着実にこなすとともに、住民の皆様や民間の協力、地域のことは地域で力を合わせて取り組むという一人一人の意識も重要であると考えます。

以上、鈴木議員の1つ目のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。鈴木議員。

第3番（鈴木均君） 詳しいご答弁ありがとうございました。時間の関係もございましたので、次に、先ほどの質問答弁と関連しまして、以下、子ども支援関係に限定して、来年度予算に反映していたきたいという思いでの質問でございます。

大きな質問の2番目になりますが、出産給付金と入学及び卒業の祝い金についてです。昨年の白馬村の出産お祝いにつきましては、第3子について6件、第4子1件で、村の規定で、多子世帯出産応援給付金として僅か16万円、合計です。年給付だったと思います。

これを、私は差別しないで、第1子から出産祝い金を給付5万円できないかお尋ねします。

2点目、小学校入学及び小学校卒業、中学校卒業の祝い金ですが、現行1万円です。小学校入学と卒業に5万円、中学校卒業に10万円程度のお祝いを、今の時勢の中で必要ではないかということでお尋ねします。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 2つ目の出産給付金と入学卒業祝い金についてお答えします。

近年、国においては深刻な少子化を背景に、多子世帯の負担軽減を図る施策が段階的に進められています。児童手当の拡充、多子加算の見直し、幼児教育・保育の無償化など、多子世帯への支援が明確に打ち出されており、令和5年のこども未来戦略方針においても、多子世帯支援は重点項目と位置づけられています。

本村では、こうした国の動向や子育て世帯が抱える経済的負担の実情を踏まえ、令和5年度から公約の1つであるはくばっ子応援交付金事業を創設し、多子世帯出産祝い金と入学卒業祝い金の二本柱で運用してきております。

多子世帯出産祝い金は、第3子に2万円、第4子以降に4万円を給付しています。鈴木議員からご提案いただきました第1子からの出産祝い金の創設につきましては、子育て支援充実の観点から重要なご指摘と受け止めております。

しかしながら、給付対象を拡大する場合には、出生数に応じた恒常的かつ安定的な財源の確保が不可欠となります。祝い金制度は、一度創設、拡充すると毎年度必ず支出が発生する恒久的経費であり、一時的な財源では対応できません。また、制度拡充は、ほかの子育て支援施策との均衡にも影響を与えるため、総合的な施策体系の中で慎重に判断する必要があります。

加えて、本村では現在、新たな子育て支援施設の建設や保育園のICT化、設備機器の更新など、多額の財源を必要とする施策が同時並行で進んでいます。これらはいずれも、将来の子育て環境を大きく改善する基盤整備であり、限られた財源を有効に活用するため、子育て支援施策全体の優先順位を明確にし、重点施策から着実に進めることが重要であると考えております。

一方、本村では、国の制度を活用し、妊婦支援給付として、妊婦1人当たり10万円を支給しており、初産婦を含む全ての妊婦の負担軽減に資するものとなっております。まずは、こうした国の妊婦支援給付を確実に活用し、妊娠期から出産・育児までの切れ目ない支援を充実させていきたい考えです。

また、入学・卒業祝い金は、小学校入学、小学校卒業、中学校卒業時に各1万円を給付しており、昨年度は総額180万円余りを支出しています。こちらも、制度拡充には安定的財源の確保が課題となるため、現時点では慎重な対応が必要と考えております。

以上のことから、出産祝い金及び入学・卒業祝い金の拡充については、その必要性や趣旨を理解しつつも、将来を見据えた財政運営、子育て支援施策全体の優先順位、そして制度運用の持続可能性を踏まえ、引き続き総合的な観点から検討してまいりたいと考えております。

以上、鈴木議員の2つ目のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。鈴木議員、質問ありませんか。鈴木議員。

第3番（鈴木均君） ありがとうございます。ご説明は分かるんですが、村長ね、1人目の出産の

ほうがおめでたい、初めての子ども、初めての孫、初めての甥とか、姪とかいうことで、3人目でおめでたいじゃないんです。3人目、4人目は当然おめでたいです。

もし、親であれば、あるいは祖父、祖母であれば、その1人目の出産ほどおめでたいことはございません。それにお祝いをしないで、3子目にようやくおめでとう、4子目にさらにおめでとう。これは悪くないですけど、普通に考えておめでたいことを後にするというのは、理解はできません。

妊娠支援の資料は、私が資料をお配りさせていただいた資料1にも書いていますが、国の事業として10万円合計あります。これは国です。私が申し上げているのは当然村です。

配らせていただいた資料を、1を御覧いただきたいと思うんですが、こういう比較が、適切さの問題もございしますが、これを御覧いただいて、白馬村では子育てはできづらい、できにくい。子どもを産むんだったら、ほかの村のほうがいいというような声が、若者にもあるんです。そういう声として。

したがって、あえて多子世帯に限定する理由は何か。3人目、4人目と比べて、1人目価値は同じです。価値という言い方は適切な表現ではないかもしれんけど、おめでたさは同じです。

だから、1人目、2人目関係なしに、多子はもちろんおめでたいですけど、それに限定する理由は何かということをお尋ねします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） お答えさせていただきます。

当時、私としては、第1子を含めて全ての新たに誕生したお子様に対して、祝い金を創設したいという思いがございました。

そうした中、同じタイミングで国のほうでやはり子育て支援が重要ということで、そうした新たな給付がなされるという発表がされたところ、私と担当課のほうで予算編成をする中で、まずはそうした国の制度が新たにできたということ、村としても理解する中で、さらに村としてできる支援がどういったものかということを検討する中で、多子世帯というところで、今回の対応に至っているところでございます。

鈴木議員おっしゃるとおり、当然に第1子からおめでたいことでありますので、私としても給付金を出したいという思いは変わらずございますので、こちらに関しては、新年度の重点項目としても児童福祉を掲げておりますので、予算編成をする中で、もし可能であればやりたいという思いは変わらずございます。

ただ、先ほども申しましたように、一度始めますと、恒久的に発生する費用になりますので、そうしたところをしっかりと加味する中で、健全財政に努める中で努力してまいりたいと考えております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。鈴木議員、質問ありませんか。鈴木議員。

第3番（鈴木均君） 鈴木でございます。恒久財源という話が出ました。当然です。3子、4子で

先ほど数字を言いましたけど、令和3年で、白馬村で39人の子どもさん、4年目49人、5年で52人、6年、昨年で34人というデータです。出生です。村内の出生。最大52名です。平均すれば50人下ります。仮に平均50人として、お一人の子どもさん、赤ちゃんに5万円給付しても、年間で250万円じゃないですか。これ、恒久的にもものすごい負担になる、村にとって負担になるという金額でしょうか。そうは考えられません。

入学卒業祝い金についてもそうです。恒久的に500万、600万、あるいは1,000万とかというような経費であれば、慎重な検討は要しますが、この出産、入学、卒業祝い金については、十分検討をいただけませんか。来年度の予算にぜひ反映できませんか。改めてお聞きします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 私の思いとしては、あるということは、変わらずご答弁の中でも申し上げておりますが、金額が250万というところでございますけれども、現在の白馬村の、いわゆる通常にかかる経費、こういったものも、既に白馬村としては、ふるさと納税がないと、なかなか充てられないような財政状況にあるということは、ご理解いただきたいと思っております。

既にこのふるさと納税がないと成り立たない、通常の財政構造があるということを鑑みますと、250万であっても、恒久的に出すということは、将来のことを考えると慎重にならざるを得ないということは、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。鈴木議員。

第3番（鈴木均君） 250万円が出せないというのは、理解できないです。県立高校である白馬高校に対して、8,000万から1億円の負担をしているんですよね。

その中で1つだけ例を挙げますが、講演会があります。これで数十万円出しているんですよ。それが公平、公正かということでお尋ねします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） 私のほうからお答えさせていただきます。

村の施策、それと、今、白馬高校の例を挙げましたけども、白馬高校につきましては、一部組合となります白馬・小谷山麓事務組合で事業をとっているという部分になります。

公平性をどの視点で考えるのかというのは、非常に難しいと思っておりますけれども、それぞれ予算を立てるのに当たり、白馬高校8,000万という金額は、提示はされましたけれども、これには、それぞれの市町村に入る交付税措置とか、そこら辺を加味しない予算上の生の数字だというふうに、私は理解をしております。

それぞれ取組方をどうするのかというのは、白馬村単体で決められる部分と、白馬、小谷両村で決めている部分がありますので、その観点でいけば、それぞれの立場で役はどのようにしていくのかということを決めるということであれば、それは公平だというふうに考えます。

ただ、比較をしたときにどうなのかというと、確かに鈴木議員おっしゃるとおり、金額の高はありますので、その判断というのは白馬村に委ねられますけれども、村長答弁にありましたとおり、やるのに当たっては、その財源をどういうふうにするのかという部分は、新たに発生する経費となる場合には、恒久的になりますので、スクラップ、いわゆる事業を廃止するというようなものも出せなければ、白馬村の予算編成は、ここ数年なかなか厳しい状況というのは、ご理解いただいておりますので、その点をご理解した中での判断をいただければと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。鈴木議員。

第3番（鈴木均君） この問題はこの辺で置いておきますが、白馬高校は、白馬村の出身の生徒ではないという、そういうけちなことを言いませんが、そして、地元の高校への支援は当然重視すべきであり、それをやめろということも言いませんが、公平公正の観点で考えていただきたいということでもあります。

次に大きな質問3番に移らせていただいてよろしいでしょうか。議長。

議長（太田伸子君） どうぞ。

第3番（鈴木均君） 先ほどの質問とも関連というか、お金の問題として関連してくるんですが、学校徴収金、あるいは納入金という表現がちょっといろいろあるんですが、給食費に関連してです。

1番、義務教育でありながら小中学校のいわゆる隠れ教育費という言い方は、かなり全国的に共通ワードと言われておりますが、教育課の調査をお聞きすると、南小、北小で大体7万円以上、白馬中学校で11万円以上の納入、徴収がございます。

これらは文科省の規定にも関わってくるんですが、いわゆる受益者負担ということで徴収されておりますが、その中で減額できるものはありませんか、ないのかということをお尋ねします。1点目です。

2点目に、その中で、保護者負担で一番大きいのは給食費です。大体6割を占めます。学校給食についてのいろいろなご意見もありますが、今の時勢の中で、給食、学校給食の果たしている役割を否定する方はほとんどないと思います。だから国も今の動きの中で、まだ確定をしていますが、小学校の無償化ということは前に進みつつあるという状況です。

しかし、現実、国の動向は置いておくとして、いわゆる大北地域での格差は非常に大きいわけです。池田、松川は、私が作成した資料を御覧いただいても分かりますように、無料です。小谷は半額です。白馬村は非常に少ない、1食10円あるいは20円です。

そこで来年度、国の動向にもよりますが、それを一応置いておいて、少なくとも半額にできないかということがございます。

あとは、3番から細かくなりますが、小中学校で演劇鑑賞会だとか、あるいは音楽鑑賞会、いわゆるプロといいますか、そういうのが行なわれているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。ま

たその財源、保護者負担なのか、いわゆる公費なのかということです。

4点目には就学援助についてです。全国平均では14.2%でございますが、私が勤務していた大阪などでいいますと、2割くらい、2割前後というのがかなりの自治体でございます。それがいいか悪いかということではなくて、保護者への周知、教育課にお聞きしますと、手続的には、周知はされているんですけども、長野市内の収入を目安というものを、そこに書いていただいて、直感的に私自分のところが対象になるのかどうか、もちろんきちんとした手続は要んですけど、そういうことも書いていただけないかということ。

5点目には、いわゆる就学援助にあたる方について、入学準備金が支給されておりますが、その支給日と支給金額を教えてください。

それを含めた、最後6点目ですけど、学校運営協議会というのがどこにもございますが、白馬高校のは、きちんと学校運営協議会の議事録は公開されているんです。しかし小中学校は私が見たところ、それはないのですが、それについては公開すべきではないかということ。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 3つ目の学校徴収金と給食費について、6項目のご質問を頂きました。私からは2点目の給食費の関係について答弁させていただき、残りは教育長が答弁申し上げます。

学校給食費の負担につきましては、学校給食法第11条により規定されており、保護者負担とされていますが、鈴木議員のご質問のとおり、近年、自治体の施策等によって保護者負担とされている給食費に対し、自治体が補助しているケースが多く見られ、大北管内でも格差が見られます。

このような状況を踏まえ、本村においても、令和7年度から10円、20円の公費の加算分のほか、約2割の食材費を補助しています。

また、給食費の現状を見ますと、令和6年度決算では、公費の加算分のほか、食材費の高騰分として約1,000万円の補填をしており、今年度も同様の状況であります。

村教育委員会では、このような状況を踏まえ、給食費の適正な価格について検討するよう、白馬村学校給食センター運営委員会に対して諮問したと聞いています。村としても、物価高騰により保護者の負担が増加していますので、国の動向に注視しながら、引き続き給食費の軽減に取り組んでまいります。

以上、私からの答弁といたします。

議長（太田伸子君） 横川教育長。

教育長（横川秀明君） それでは、私から学校徴収金について答弁いたします。

1点目の学校徴収金のうち減額できるものはないかのご質問であります。

学校納入金についてですが、学年ごとに学年費とし徴収し、教材費、修学旅行の積立て、校外学習費、芸術鑑賞費などに使われております。その多くを占めている教材費に関しては、児童・生徒

本人に還元されるものが多く、全員が同じ教材を使用し学習することにより、より学習の効果が得られるもの大きいと考えます。

学校納入金については、各学校とも保護者の負担をできる限り軽減することに努めており、学用品の再利用などを進めている状況であります。

次に、3点目の芸術鑑賞、演劇鑑賞や音楽鑑賞会の財源についてですが、大北管内の小中学校では、毎年、校長会の部会により決められた演劇または音楽鑑賞会を年1回行なっております。鑑賞会の費用は1人1,200円で、その半分を村が補助し、残りの半分の600円を学年費から支出しております。

次に、4点目の就学援助制度の周知不足はないか、また、収入目安を入れることは可能かとのご質問ですが、就学援助制度の周知は、新1学年の保護者に入学前の1月頃に説明会での説明を、在校児童・生徒の保護者には、5月頃に学校を通じて案内文を配布し、行政公式ホームページへの掲載も行なっております。現時点では、周知不足はないと考えておりますが、他の方法による周知も図っていきたいと思います。また、収入目安を入れることは可能かとのご質問ですが、これは可能でありますので、より分かりやすい案内に努めてまいります。

次に、5点目、就学援助費のうち入学準備金の支給日と支給金額ですが、毎年、入学前の年の1月頃に、新入学生の保護者に対して説明会を開催し、3月に新1年生に対しては5万4,060円、新中学1年生に対しては6万3,000円を支給しています。

最後に、6点目の、学校運営協議会の議事録を公開すべきではないかのご質問ですが、小中学校の学校運営協議会は、令和2年に信州型から法律に基づく国型の協議会に移行しました。鈴木議員のご質問の通り、次回の会議からは、その結果について、村民の皆様積極的に提供するように努めてまいりたいと思います。

以上、鈴木議員のご質問の答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。鈴木議員、質問ありませんか。鈴木議員。

第3番（鈴木均君） 村長及び教育長のご答弁ありがとうございました。時間の関係もありますので急ぎますが、この受益者負担の名による教材費等ですけども、東京都では、かなりの区が、修学旅行及び教材費も全額無料とか、そして全国でも、例えば山梨県早川町だとか、京都府伊根町とか、幾つかの一部無償をやっているんです。

白馬村のデータをいただいて、それ1人当たりというのは出していないんですが、私の計算では南小学校では9,400円、北小で1万1,184円、白馬中学校で1万7,539円、これは修学旅行を除く金額だと思うんですけども、そういう金額になります。

そこで、例えば小学校で5,000円、中学校で1万円という教材費ということの支援、村の支援が頂けないのかお尋ねします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川秀明君） ご質問ありがとうございました。総額についてどのような形で行政のほうで支援できるか、使用する内容、教材費だけではなく、PTAに関わる部分、あるいは、学校施設の村で所有していない部分の費用というのもどうしてもかかってきます。それぞれの学校によって違いますので、簡単に幾ら支援できるか、あるいは教材費の中で個人ではないものがあれば、支援できる部分はあるとは思いますが、実際は、タブレット端末等、かなりの行政の支援もしているような現状も理解いただければありがたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。鈴木議員。

第3番（鈴木均君） これについての質問は以上で終わります。

次に、最後に4点目の質問に移ります。

除雪支援について、簡潔にお答えいただいたらいいんですが、6月議会に私が質問しました。いわゆる雪害に対する支援と除雪作業に対する支援に一般質問をさせていただいたわけですが、その際、村の要綱に関連しての質問をしたわけですが、ご答弁いただいた吉田副村長からは、ほかの自治体の独自でやっているルールと、白馬村としてそれを使えるかどうか検討してまいりたいというふうにご答弁いただきました。

そして、除雪事業者の名簿をあっせんできないかということについては、研究させていただきたいと前向きなご答弁を頂きました。既に今日は12月の9日でございます、雪の情報が毎日のように出されています。去年のような雪であったら大変だという住民のお声が圧倒的でございます。

そこで、この要綱の改訂をされたのかどうか、現在。そして、この除雪作業事業者さんのあっせん、いわゆる一覧表、水道事業者のように、もちろん水道事業とは異なりますけども、性格づけが。広報はくば、あるいは防災無線等で、そういう紹介ができないか、そういう作業の、現在村の作業の段階をお尋ねします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 4つ目の除雪支援について答弁いたします。

本村における除雪支援制度につきましては、鈴木議員のご指摘のとおり、現在、自己の資力及び労力では除雪手段を確保できない方を対象とし、60歳以上の高齢者世帯やひとり親世帯、障がいや疾病等により除雪作業が困難な方で、住民税所得割非課税世帯であることを要件として実施しています。

さきの6月議会でもいただいたご提案につきましては、飯山市の制度を含め、他自治体の取組状況や制度運用上の課題、財源負担等について調査しながら、検討を進めているところでございます。

ご質問にある飯山市と比較しますと、制度上では派遣対象となる年齢要件で比較すると、65歳と本村のほうが対象年齢を低く設定しておりますが、ご指摘のとおり、住民税所得割課税世帯を対象としている点が大きな違いとなっております。

これを概算にはなりますが、現制度から住民税所得割非課税世帯で本村独自の親族等近隣の条件を緩和したと仮定して、昨年度の実績に当てはめて試算しますと、27世帯110万円が90世帯370万円ほどと約260万円事業費が伸びることとなり、これを住民税所得割課税世帯まで拡大した場合には、試算はしておりませんが、さらに財政負担が生じることとなります。

また、現時点においても、住宅除雪支援員となる派遣者や派遣受託業者の確保は厳しい状況であると、業界関係の事務局から伺っております。加えて、除雪事業者のあっせんについても、村でのあっせん方式でなく、業界等の関係機関にできないかお願いしたところ、現時点でも厳しい状況にあるため、拡充に伴いあっせんされても現実的に対応しきれないとのことでした。

これらの理由から、要綱の改正や除雪事業者のあっせんには至っておりません。

これまでも地域の中で、隣近所などの助け合いにより、除雪作業が困難な方を支援していただいていたと思いますが、高齢化、人材不足等による除雪支援への受託者の不足が大きな課題となっておりますので、引き続き対応策の検討を進めてまいりたいと思います。

以上、鈴木議員のご質問の答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。鈴木議員、質問ありませんか。鈴木議員。

第3番（鈴木均君） ご説明は分かるんですが、除雪支援の最大のポイントは、所得割課税世帯にも摘要するかどうかです、今、村長がおっしゃられたように、これはレベル分けといいですか、所得割の基準、その立て方次第で激増するのはもちろん大変な負担になりますが、そんなことはない、試算をやっぱりすべきではないか。

非課税世帯に限定するという事は、そこでハードルが高いわけで、うちは非課税じゃないから、足腰も歩けないと、極端な場合、そういう方、障がい者でなくて、そういうことになりますから、これは作業、検討もしていないということですから、これは大変困るじゃないですか。昨年のようになれば。

現実に除雪される事業者なり、ご近所であっても、厳しいことは十分村民の皆さん理解しています。だからといってほっとくわけにいきません。これは家屋の損壊になりますし、屋根雪でお亡くなりになったら大変なことでありますから、応用問題として、やっぱり所得課税世帯の問題というか、どうクリアするかということについては検討いただきたいと思います。

関連で、民生委員さんを通じてこれを皆、申請及び実際に除雪作業していただいた場合の確認とか、作業をお願いして、ご苦労いただいているんですけど、そこら辺を、例えば兼務している民生委員さんがいます。その民生委員さんにしても大変なんです。そこら辺も村の健康福祉課の担当になるかと思うんですけど、そこら辺の応用がぜひお願いしたいと思います。

いわゆる除雪業者のリストについては、現実的な対応どうか分かりませんが、ぜひリストをつくっていただきたい。

質問になりますが、秋田市とか、お隣の富山県立山町、あるいは岐阜県飛騨市などでは、ウェブ、

あるいは代行事業者を募集して、名簿として市民に周知をしているんです。こういうのはご承知ですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。工藤健康福祉課長。

健康福祉課長（工藤弘美君） 鈴木議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の所得に関する撤廃をできないかということについてですが、今回試算をさせていただいた所得税の非課税世帯だけでなく、もう1段階、所得税非課税世帯、今までが非課税世帯だけだったんですけれども、それに対して、所得課税世帯のところを加えてという拡大した場合についてなんですが、大体500世帯ぐらいいらっしゃるということなんです。

その中でどれだけの方が除雪の希望をなされるかというのは、実際に試算の一番難しいところでしたので、今回は1割という形で試算をさせていただきました。ただ、先ほど村長の答弁にもありましたように、やはり受け手、受託をしていただく方の確保というのが、非常に困難な状況になっているのは、鈴木議員さんも分かっているとおりだと思います。

まず1つは、近所の今まで皆さんでやっていた共助の部分、その皆様も同じように高齢化をしていって、なかなか周り近所のお手伝いをする方が減ってきている。また若者も減ってきているという中で、なかなかそれが周りの近所の人たちの分までやっていくというのが、実際には難しい状況が見られるかなというふうに思います。

そして、もう一つ、先ほど名簿の、あっせん名簿を周知してはいかがかというお話がありましたが、それを請け負っていただく事業者というの、今人手不足の状況で、皆様にご周知できるだけ請け負っていただける事業所が見つからないというのが現状であります。

そういった点も踏まえながら、この除雪対策については、雪国の白馬村ですので、非常に考えていかななくてはならない課題だと思いますので、福祉という1つの分野だけではなく、全村的な形で、課を超えて、どういう形で対応策をしていくのかというのを、考えていかなければならない大きな課題だということを、今回、私たちも調査をする中で改めて感じたところです。

ですので、今の時点では、どうしてもこの課題に対して、要綱を改正するとか、そういうところの段階まで行き着いていないというのが実際の問題で、大変申し訳ないところなんですけど、引き続き対応策を継続しながら、課を超えて一緒に考えていきたいと思っておりますし、また、その辺について、村民の皆様にもご協力を頂く形が、どうしても必要な課題になってくると思っておりますので、一緒に検討を進めていきたいと思っておりますので、お願いします。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。鈴木議員の残り時間はあと1分です。

第3番（鈴木均君） ありがとうございます。現実問題、非常に難しいことは十分分かります。

そこで、でも、村を出て行かれる方の大きな理由の1つが、やっぱり雪なんです。地域、今、地区懇談会も行なわれつつありますが、除雪のことは、大抵そこで話題というか、議題になるというこ

とで、要望として、最後にお願いして、私の質問を終わります。

以上です。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第3番鈴木均議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時06分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第8番伊藤まゆみ議員の一般質問を許します。第8番伊藤まゆみ議員。

第8番（伊藤まゆみ君） 8番伊藤まゆみです。

まず初めに、今回の一般質問に当たりまして多くの方に傍聴に来てと連絡をさせていただきました。まさかこんなにたくさん来ていただけたとは思わず、本当に皆さんに感謝申し上げます。

あいにく昨日は、また今日も雨模様でしたが、雪がシーズンに間に合うように降り、ほっと一安心といったところであります。と同時に、また多くの海外からのお客様を迎えるに当たり、いろいろなトラブルが発生するのだろうか、住民の方々に迷惑がかからないだろうかとインバウンドを主とした宿泊施設をやっている者として不安を覚えざるを得ません。

住みにくくなったとの声が村のあちらこちらから聞こえるのを反映してか、10月に行なわれた中学生模擬議会で、私が担当した一般質問では、外国人経営事業者の売上げの1.5%を村に納税する制度の新設ができないか、また、白馬村を経済特区にすることは可能かといった質問が出されました。再質問では、もっと具体的な内容になりまして、私の勉強不足であったため、恥ずかしながらその質問に答えることができませんでした。そこで今回、その中学生の再質問をまず質問させていただくことにしました。

なお、この質問者である中学生の小柳君ですが、彼には再質問を提出してもらうように促しましたが、ないとのことでしたので、再質問はしないことにいたしました。

それでは質問に入らせていただきます。

外国人経営の事業について及び特区についてであります。

白馬村で外国人が経営している支店や本店の法人村民税は納められていますか。納められているとしたら、法人村民税全体の何%に当たりますか。また、外国人経営の支店や本店の所在地（納税地）を白馬村にすることは可能ですか。

2つ目、白馬村を経済特区として申請し、特区のメリットである税制優遇措置、規制緩和、インフラ整備で地元企業が国際競争に直面しながら成長するチャンスがあると考えます。そうすることで、（1）宿泊施設が増え、日本人観光客も増える。（2）飲食店も増えて、外食難民問題が解決される。（3）日本人企業にもチャンスがある。

現在は日本人経営者が減り、外国人経営企業だけが aumentando。この状況を打開できると考えま

すが、行政はどうお考えになりますか。また、これ以外に日本人経営者が増える方策がありますか。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 伊藤議員からは、外国人経営の事業について、特区について、2項目のご質問を頂きましたので、順次答弁いたします。

まず1点目の外国人が経営する法人の法人村民税に関するご質問であります。令和6年度における法人村民税の徴収率は98.9%となっており、年度末における滞納繰越し分の未収額は76万円余りとなっています。この76万円余りの内訳を確認しましたが、代表者の氏名から、全ては日本人が経営する法人のものであることが分かりました。

法人村民税の課税に当たり必要となる情報は、資本金額、従業員数及び法人税額であり、代表者の国籍に関する情報を把握する必要はありません。そのため、法人を代表者の国籍で区分することはできず、結果として法人村民税における割合を算出することはできない状況であります。

次に、外国人経営の支店や本店の所在地を白馬村にすることは可能かのご質問ですが、回答としては可能であります。本村として、法人が村内に事業所を開設することを制限したり拒否したりすることはありません。

村内に新たに事業所が設置されることにより、均等割の納税義務者が増加し、村税収入の確保にもつながるため歓迎するところです。また、法人税割額は、制限税率から中間税率を経て標準税率へと負担が軽減される方向にありますから、今後、本村を本店所在地として選択する可能性も考えられます。

次に2点目の経済特区の申請についてどうお考えかのご質問ですが、議員ご承知のとおり、日本国内における特区制度としては、関連法令が成立した順に、構造改革特区、総合特区、そして国家戦略特区の3つの制度がございます。

構造改革特区は、地域の特性に応じた規制改革を通じた構造改革の加速と、地域が自発性を持って規制の特例措置を活用することにより地域の活性化の促進を図ることを目的に平成14年度に創設されました。伊藤議員が、今年の中学生議会の際にご答弁されましたとおり、本村では平成17年に農家民宿等におけるどぶろくの製造免許の要件緩和により、村内全域をどぶろく特区として認定を受けております。

総合特区は、規制の特例措置に加え、税制、財政、金融上の支援措置により、特定の政策課題の解決に向けた取組を総合的に支援することを目的に、平成23年度に創設されました。総合特区制度には、産業・機能の国際競争力の強化を推進するための「国際戦略総合特区」と、地域の活性化を推進するための「地域活性化総合特区」の2つのパターンがあり、いずれも先駆的取組を行なう実現可能性の高い区域に国と地域の政策資源を集中して推進するもので、構造改革特区は、各自治体が区域計画を申請できるのに対し、総合特区は、内閣総理大臣が区域を指定するもので、平成

23年に「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」として、長野県、長野市、諏訪市をはじめ、愛知県、静岡県、岐阜県等の自治体が指定地方公共団体となっています。

国家戦略特区は、大胆な規制・制度改革を実行し、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、国民経済の発展等に寄与することを目的に平成25年度に創設されました。この制度も自治体が独自に区域計画の申請をすることができず、国が政令で指定することになっています。令和4年4月には、「デジタル田園健康特区」として長野県茅野市、石川県加賀市、岡山県吉備中央町がそれぞれ指定され、デジタルの活用と規制・制度改革を一体的に推進し、新たなサービスを実現することにより、未来社会の先行実現と、生活に関わる様々な分野における地域課題の解決を目指しております。

これら特区制度を活用して、議員のご質問にございますように、宿泊産業や飲食産業を拡大するには、例えば、旅館業法の一部規制緩和により、柔軟なチェックイン方法や簡易宿所の開業要件の緩和を取り入れたり、外国人スタッフの雇用規制の緩和により多言語対応を強化することで、企業や個人が出店しやすい環境を整える事例もございますが、そのような緩和が、議員がおっしゃる日本人観光客が増えることにつながるかというと、現状では海外からの宿泊客がより増えることにつながる可能性があるようにも思います。

また、特区制度により、中堅・中小企業にも参入のチャンスを広げることは可能ですが、これは日本人経営者に限ったことでなく、当然、外国人経営者にとっても同様であります。

したがって、特区制度を活用しさえすれば、必ずしも日本人経営者が増加するというわけではないと考えますが、本村の強みや地理的特性、既存産業を踏まえて、特区制度が活用できる産業分野と具体的なビジネスモデルについて、国の制度情報、先行自治体の事例、企業や住民の声、専門機関の分析という多方面から立体的に情報を収集して研究・分析することが重要であると考えます。

最後に、これ以外に日本人経営者が増える方策はありますかのご質問ですが、日本人経営者が劇的に増えるような施策は現在持ち合わせておりませんが、白馬商工会では、白馬村で創業を考えている方や、創業後間もない方を対象に、新規事業に必要な知識や経営ノウハウを体系的に習得できる「はくば創業塾」を開催しています。

また、村では創業塾を修了された方を対象に、起業に係る経費の一部を補助する白馬村起業者支援事業を設けており、昨年度は9名に720万円余りを補助しています。今年度も8名の方から申請を上げていただいております。来週、審査委員会を開催すると聞いております。

この制度は、村内に住所を有する個人または法人を対象にしていますので、村内における経営者を増やす方策の一つであり、今後も継続して実施してまいりたいと考えています。

以上、伊藤議員の1つ目のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第8番（伊藤まゆみ君） ご答弁ありがとうございました。先ほどの前説でも申し上げましたように、こちらの再質問はしないことといたしましたので、次の質問に移らせていただきます。

2つ目、資産売却・離村・人口減少及び土地価格高騰による住宅不足についてであります。

先日、白馬商工会と議会との懇談会があり、そこで商工会幹部の方が、今の状況に対して非常に危機感がある。80年続いた宿泊施設を運営しているが、これ以上宿泊施設が増えるとやっていけない、といったニュアンスの意見を述べられておりました。そこで以下についてお聞きいたします。

1、白馬村で起こっている土地家屋の資産売りは、大型の特に海外からの投資が大きな要因と考えますが、これに先立ち平成28年に検討した「旗艦ホテルの誘致」と称する要望書が引き金になったとの認識を行政はお持ちであるのかを伺います。

2つ目です。これ以上の土地家屋の資産売りを食い止めるべきとお考えであるか。お考えであればその施策をお伺いします。

3つ目、滞納がまだ1億6,000万円ありますが、滞納処理のための差押えを現在何件する予定がありますか。

4つ目、もう一つの大きな要因である後継者不足ですが、後継者がいないことで資産を売却する予定の事業者がどのくらいいるかの把握ができているのかを伺います。

5つ目、後継者不足に対してどのような対処、措置を検討しているかを伺います。

6つ目、住宅不足解消のためにどのようなことを検討しているかを伺いたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 2つ目の資産売却・離村・人口減少及び土地価格の高騰による住宅不足について、6項目のご質問を頂きましたので、順次答弁いたします。

まず、1点目の土地家屋の資産売りが旗艦ホテルの誘致という要望書が引き金となった認識を持っているのかのご質問についてお答えいたします。

最初に結論を申し上げますと、当時の資料では要望書という表現ではありませんが、この資料をもって資産取引の引き金となったというのは、根拠に乏しいと考えます。

平成28年7月に白馬村環境基本条例及び同施行規則における開発の基準の改定の諮問に基づき、環境審議会において複数回の審議を重ね、その審議結果から、大規模開発の基準が平成30年4月から建蔽率など幾つかの項目について新基準を適用することとなりました。

新基準適用日以降において、当時の延床面積5,000平米以上を旗艦ホテルと仮定した場合の大規模開発の案件については、環境・開発審議会の年度別審議状況を見ますと、平成30年から令和4年まで、ゼロ件、令和5年、1件、令和6年、ゼロ件、令和7年は現在まで1件の計2件のみで、どちらも現時点では工事完了には至っておりません。このことから、新基準により現在の土地家屋の資産売りが起きているとは言い難いものとなります。

また、白馬村の公示価格の推移を見ますと、1993年から1997年頃にゲレンデ周辺や白馬駅前が現在より2倍以上と歴史上最も高かった地点が多く、エコーランドなど路線価においても、その当時が現在と近い高価格となっていました。

その頃は議員ご指摘の旗艦ホテルといった事案はありませんでしたが、1980年代からのスキーブームにより投資機会が多くあったことにより、土地取引が活発となり、ペンションなど新たな施設が多く建設され、その結果地価が上昇したものと考えられます。また、スキーブームの終えん後にも、事業の継続が困難等の理由から宿泊施設など土地家屋の資産売りが多くあったことも御存じかと思います。

それらを鑑みますと、近年の白馬村の土地取引は、規模にかかわらず外国資本によるものが非常に活発と言われており、これが地価上昇の主要因となっているものと考えます。国内資本による取引も存在しますが、近年の傾向からして円安等の影響もあり、他地域の事例を見ても外国資本の存在が不動産取引市場に大きな影響を与えています。

そして、国内外の投資家が本村に進出している主な理由となる要素は、ジャパウと呼ばれる世界屈指の豊富かつ良質な雪質が評価されており、特にオーストラリアなどのスキーヤーにとって非常に魅力的であること。海外の主要なスキーリゾートと比較して、日本のスキー場は物価水準が相対的に安価であるため、長期滞在を希望する外国人にとって旅行費用等の経済的な魅力があること。インバウンド需要は順調に増加しており、特に冬季の観光客数は順調に推移していることから、安定した需要が見込まれることなどが挙げられます。

これに加え、冬季だけでなく、夏季の豊かな自然景観を生かしたグリーンシーズンの観光開発も進んでおり、通年で集客が見込めることも投資を後押ししていると言えることから、これらの要因が複合的に絡み合い、投資家にとって魅力的な市場となっているため、地価の上昇と投資機会の増加にあると推察しております。

このようなことから、伊藤議員のご指摘の要望書が引き金ということだけでなく、本村が持つ国際競争力の高いリゾート地としての投機的な取引として魅力があることが主な理由と推察するものです。

次に、2点目の土地家屋の資産売りを食い止めるための施策についてお答えします。

まず、本村において資産を求める背景については、ただいまの答弁で申し上げましたとおりですので、資産売りの発生する案件に対して、どのように規制していくのかというお答えにならざるを得ませんことをご理解いただきたいと思います。

外国人の土地取得に関しては全国的な問題と捉え、国では先月27日に、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた課題を話し合う有識者会議の初会合を開き、来年1月をめどに外国人政策の方向性を示す方針とのことです。中でも、出入国・在留管理の厳格化や、外国人による土地取得ルールの見直し、オーバーツーリズム対策といった課題について、有識者の意見を反映させ国民の不安や不公平感を解消するとの考えに基づき議論を進めるとのことで、私としてもこれまでそうし

た要望を国に対してしてきていることもあり、国での議論について大いに期待するところです。しかしながら、国での議論となると日数を費やすことは想像に難くありませんので、議論や方向性を注視しつつ本村としてできることを進めることとなります。

次に、具体的な施策についてです。

1つ目は、現在、長野県に相談しているところですが、国土利用計画法に基づき土地取引の規制に関する措置を定められないかということです。これは、適正かつ合理的な土地利用の確保として、地価の高騰が、本来あるべき都市計画やまちづくり計画に基づいた土地利用を困難にする可能性があり、同法の監視区域に指定することで、無秩序な開発や短期的な転売目的の取引を抑制し、長期的な視点での計画的・合理的な土地利用を促進するためです。

監視区域として指定することで、地域の特殊性や経済状況に鑑み、市場原理に任せたままでは回復困難なほど地価高騰や無秩序な開発が生じ、地域住民の生活や公共の利益が大きく損なわれる危険性がある場合、一時的に通常の経済活動に制限を加える必要があるという判断に基づき監視区域に指定いただきたいという考えです。

2つ目は、開発規制についてですが、これは短期的・長期的な施策に分けての対策が必要と捉えています。

まず、短期的な施策になりますが、開発審議会の審議において常に委員から出される意見や要望等といった課題への対応について、開発指導要綱に追記・修正を図る予定です。現時点で詳細を申し上げることはできませんが、近く開催する開発審議会の意見を踏まえつつ、新年度からの取組として担当課に指示をしているところです。

そして、中長期的な施策につきましては、総合的なまちづくりを推進する手法について、1つ目と同様に長野県に相談しており、その進め方については、無秩序な建築用途や宿泊施設のあるべき総数など、かなり専門的な議論となることから、有識者と一緒に進めることが最良であるとの県の意見も踏まえつつ、今定例会に打合せ等に要する経費を補正予算として計上していますので、予算をお認めいただければ本年度内には具体的な進め方を決定したいと考えています。具体的な進め方にもよりますが、単年度で終わらないことも想定しており、新年度予算編成についても同時並行で進めてまいりますので、予算審議までには具体的に取り組む施策や方針を決定する予定です。

次に、3点目の滞納処分のための差押えを何件する予定かについてであります。差押えは、督促状が発送された日から起算して10日を経過した日までに完納されない場合において、財産調査を行ない、不動産や債権などの差押え可能財産が見つかった際に行なわれるため、現在の予定を聞かれてもお答えできるものではありません。そのため、令和6年度末の未収額に対するこれまでの実績をお答えします。

9月末現在の実績になりますが、差押え件数は31件、金額が1,403万9,000円となっています。

令和7年度の滞納繰越額1億6,260万312円に対して、10月末現在の収入済額は3,360万8,175円で、残る未収額は1億2,899万2,137円となっています。

次に、4点目の後継者がいないことで資産を売却する予定の事業者がどのくらいいるか把握ができていないのか、5点目の後継者不足に対してどのような対処・措置を検討しているかについては、関連がありますので、まとめてお答えします。

初めに、事業承継を取り巻く現状の取組について、長野県が令和6年度に示した長野県事業承継重点支援方針では、県内の中小企業及び小規模事業者数は全体の99.8%を占め、雇用や技術、技能の担い手として重要な役割を担っており、その円滑な事業承継について事業価値をしっかりと次世代に引き継ぎ、事業活動の活性化を実現することが不可欠としています。その観点から、令和5年度から、県事業承継・引継ぎ支援センターや商工会・商工会議所の各支援機関が、事業承継支援の一層の取組をスタートすることとして、承継状況調査や個別支援の実施と、これまでの支援体制等の課題を踏まえた、今後、重点的に事業承継支援の方針を策定することとしています。

こうした中、本村においても昨年度、村内事業者を対象に、事業承継に係る後継者の実態や課題意識等の把握のための承継診断アンケートを、県、商工会、村の共同で実施しました。簡単に集計結果を申し上げますと、アンケートの発送件数1,205者に対し、回答者は218者、回収率は18%でした。

全回答者のうち「後継者なし」は、120者で後継者不在率は55%の割合となりました。

また、「後継者なし」の120者のうち、72%の86者が「自分の代で廃業する」と回答。一方で、後継者不在でも事業承継を希望している事業所が33者でした。

「後継者あり」と回答したのは98者、うち「親族を候補者」としている割合は79%、「役員または従業員」が17%、「具体的な準備を進めている」は56%という結果でした。

その後は、回答いただいた事業者を中心に、県支援センター等が、戸別訪問やヒアリング等を随時実施し、専門家・専門機関との連携や、支援施策の活用につなげるといった実効性のあるサポートを実施していると聞いています。

この診断アンケートの調査項目には、「資産を売却する予定」に関する設問はありませんでしたので、その事業者がどのくらいいるのか把握はできていませんが、県や商工会の支援機関が実施している調査後の個別支援の状況を踏まえて、今後、関係機関と連携した施策の在り方を検討してまいります。

個別の事業ごとに置かれている資産状況、家族構成及び経営状況はもとより、事業主の経営理念もまちまちであることから、統一的な課題解決策の取組として、早期に実現できるものではありませんが、基本的な方向性として考えられることとしては、Uターン・Iターン希望者の地域への呼び込みと承継を希望する事業者とのマッチングや、現事業者の経営力と経営基盤を強化することと、事業者支援を行なう支援機関の充実と強化など、事業を引き継げる状態を整備することなども方向

性の一つと考えています。

実効性ある後継者不足対策を推進するに当たり、引き続き県や国、商工団体、金融機関等と連携して進めてまいります。

最後に、6点目の住宅不足解消のためにどのようなことを検討しているかのご質問であります。かつて白馬町の村営住宅を取り壊した際に、新たな村営住宅の建設を検討した経過がございましたが、財政計画との兼ね合いから、村営住宅の新規建設は行なわないこととして方針決定し、今日に至った経過がございます。

一方で、土地開発公社が主体となった宅地分譲事業につきましては、大北地域内においても取り組んでいる自治体もあり、本年度この土地開発公社に係る事務の所管を総務課から建設課に移した上で、先進自治体の取組も参考にしながら本村での事業の導入の可能性について、現在調査・研究を行なっています。

また、昨年10月から運用している空き家・空き地バンクは、村内における空き家・空き地の有効活用を通じて、移住・定住による住宅不足の解消を狙った施策でもありますが、現状といたしましては、民間同士の不動産取引が活発に行なわれていることで相談件数が少ないことや、相談を受ける案件についても、空き家ではなく、空き地の相談が中心となっています。さらに、1件の情報を掲載するに至るまでに、担当する総務課における書類審査や現地調査だけでなく、空き家バンク登録サイトへ掲載するために、媒介する不動産事業者による情報収集や所有者との売買金額の調整を行なうために相当の時間を要する状況下ではありますが、これまでに空き地1件については契約が成立しており、少ない件数の中ではありますが実績を増やしていきたいと考えております。

以上、伊藤議員の2つ目のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第8番（伊藤まゆみ君） ご答弁ありがとうございました。

まず、1つ目なのですが、旗艦ホテルの誘致に関しては、行政側では引き金になったという認識はないというお答えであったかと思えます。しかしこれを、この要望書ですか、資料5として検討委員会に出されたことは間違いないことだと思えます。そこに書かれていたことは、私の糸通信の裏面にあります。ここではやはり村のこういったことが阻害になっていると、それを外せと言っておりました。例えば時間を要する要因という、ブルーの四角の中に入っている地元同意行政による弊害というふうに入っています。そういった言葉が使われていて、地元がいかにも阻止しているといったようなニュアンスを与えているかと思えます。それで、大変残念なことなんですけれども、私の耳には不動産関係者が行政をコントロールしているといったようなことを本当にびっくりするようなことを言っている方がおっしゃられました。ぜひともこのような印象を持たれないような行政を行なっていただきたい、私はそのように思っております。

1つ目の、本当はもうちょっと具体的に、こういうことを言っているので責任あるんじゃないで

すかというふうにお聞きしたかったんですが、なぜここに出したかといいますと、少なからず影響を与えていると思います。あの要望書は、それで今結果としてこうなっていること、それを踏まえて、ぜひ庁内で、これはまずかったということを共有していただきたい。そうしないと次にまた同じことをやってしまう。私はそれが一番懸念しております。そのことを一番懸念しております。ですが、あえて私はここでは質問しないようにいたします。

次の、資産売りを食い止めるべきとお考えかというところではありますが、私は、また同じ通信の裏面の下なんです、この平野秀樹さんという方、結構有名な方で、この方はもともと林野庁に勤務されており、外国人による目的不明の山林買収に気づき、この土地買収を調査することになったとあります。彼の本を読んだんですが、もううんざりしてしまって、1ページ、2ページ読んでやめて、本当に時間がかかりました。真っ先に入ってきた、この本文の3から5ページ目なんです、長渕剛氏が「お願いだからこの自然に満ち満ちたこの土地を外国人に売らないでほしい」、そう言っていると。それでこの平野氏は、最終的には列島の今を言うなら、もう土地持ち一人一人の良心に頼るしかこの国土は守れなくなっている。そこまで追い詰められている、そう言っているんですね。私も同じ、そうじゃないかなって思っていたんです。というのは、やはり民衆の契約になるから行政は口を出せない、そういうのは分かっていました。だけど私は、どうしてもここにある歴史とか伝統とか、子供たちにつなげていかないといけない、私はそう思っていたので、全戸調査をしてほしい、意識調査をしてほしいというふう、6月の定例会でお願いしたかと思えます。そのことは村としてやっていただけたのか、それをお聞きしたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） ただいまご質問いただきましたけども、意識調査という言葉が出ましたので、ただいまの伊藤議員の意識調査について論点を確認したいため、質問の許可を頂きたいと思いますが、お願いいたします。

議長（太田伸子君） 聞いてください。

副村長（吉田久夫君） それでは、改めて質問させていただきますけども、意識調査についての趣旨ですけども、開発に関することになる意識調査なのか、土地の保有、いわゆる今質問自体が、土地等の売却にある、それに係るご質問ですので、論点を整理したいので、その具体的な何に対する意識調査というものをお伺いして答弁をさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

議長（太田伸子君） 伊藤議員、答弁してください。

第8番（伊藤まゆみ君） 先ほど村長答弁の中で、県内の小中規模事業者のあれをやったというふうにお聞きしました。これは事業者ですよね。白馬村は別に事業者が土地売買を必ずやっているというわけではなくて、高齢化になってここは離れるしかないのかなというふう、思っている方もいらっしゃるかと思うんですね。なので、この先どのようなご予定かというような内容で、

後継者が来るのか、それともどういう方向性なのかというところで聞いていただくのが一番いいのかなと私は思っております。

議長（太田伸子君） 山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。

昨年度行なった後継者調査につきましては、県の機関、それから商工会、それから行政と三者一体で行なったものでありまして、村内にある小規模事業者を中心にリストアップしながら調査をしたものであります。

先ほど村長答弁でも申したとおり、回収率は18%弱ということで非常に低い結果であったんですけども、引き継ぎたいという事業者もあれば、そうではないという事業者もあり、なかなかここについては、事業規模、あるいは事業形態、それから資産・負債の経営状況によって、個々の経営者の考え方が非常にあるということを認識しています。ここを短期的にどう把握していくかというところについては、やはり専門支援機関に事業者がどう考えるかというところを精査した上で、その組織からの提案に基づいて行政がどんな支援ができるかというところを把握したいというふうに考えていますので、そこは金融機関や商工団体と協力しながら施策を生み出していくというのが、行政の基本的なスタンスになるかと思っています。

以上です。

議長（太田伸子君） 丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 私のほうから補足をさせていただきますと、第6次総合計画策定に当たりまして、意識調査みたいな中で開発規制に関する設問を設けさせていただきましたと、多くが規制を強めるべきという回答がございました。私としては、自分自身もそうした認識を持っていましたが、こうした回答をもって、やはり一定の規制というものが必要であろうということの下に、先ほど答弁で申し上げました今後の施策というところを現在進めているところということになります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第8番（伊藤まゆみ君） 先ほどの事業者向けだけでなく、全戸調査と言ったのは、皆さんそれぞれ、やっぱりおばあちゃん一人でいるとか、そういう方結構いらっしゃると思うんですね。なので、そちらの方たちにどういう方向でいるかというところを知っていただきたいというところですね。

それで私ちょっと、ある女性が私より年配の方なんですけども、村外にお嫁に行かれて、たまたま同級生を訪ねて、そしたらその方のご実家が売られてしまったということで、声を出して泣いた、悲しいって言って泣いたそうなんです。私は実家が近くにありますが、どういうあれか分かりませんが、戻ることのできるふるさとがなくなった。自分のルーツが消えてしまったってそんなような感じなんじゃないかなって思うんですね。できればそういう人たちを一人でも増やさな

い、私はそういう村であってほしい、私はそう思っているんですね。事業者に関していえば、取立てが厳しくて住民を追いやっているようなそんな印象があるんじゃないか、そう思います。そうすると、この村は薄情だ、自分たちは苦しいけど、ただただ滞納しているから払えって言うてきているんじゃないか、そんな感じに受けます。

それで、私が以前質問した、資料4なんですけど、こちらにある、野洲市というところなんですけど、これ令和2年なのでもう5年くらい前なんですけど、野洲市でこちらは、滞納は市民のSOSということで、この方が松本市で講演会をやられて、そこに行ったものですから、私、野洲市に聞きまして、担当者に白馬のことを説明しまして、あなただったらどうするかって聞いたんですね。そしてそれから専門家につなげて経営指導をするなどネットワークを構築すると言われました。最後に、皆さんの場合、自営業の滞納が減ることが村全体の底上げになり、ブランドになると言われたので、すごく驚いたんですね。この考え方を取り入れて、まずは滞納者から救済していくべきではないかというふうに質問させていただきました。当時の税務課長は、ここにおられる総務課長であります。総務課長は、この村はこの固定資産税の多くは宿泊施設の持つ家屋や償却資産で占められている。当然これを維持し、持続していくということは当村が代々行なっている観光立村にもつながるといふふうに答えられております。それを真剣に考えてやっていただいたのかなって私は今本当にお聞きしたいんですが、どんなふうに受け取っていただいたんでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 今、私の名前が出ましたので、私のほうが答弁させていただきますけども、当時税務課長のときに確かに本村の滞納については、まだ非常に多くの未収金があったというところでございます。当然、村税という財源があることによっていろいろな施策が打てるという部分もございますので、税務課としては法にのっとった措置を講じていくということが事実でございます。ただ、滞納整理、あるいは滞納処分をしていく話合いの中で、制度にのっとった納税の猶予、あるいは相談があればそういった相談窓口の紹介、そういったものは併せてやっていくというのは、それは税務課職員のみならず、役場職員の使命として思っているところで。

以上です。

議長（太田伸子君） 太田税務課長。

税務課長（太田雄介君） 野洲市に私は一度電話してお聞きしました。やはりこちらの通信の、前回の答弁にあるとおり、滞納の税目が違うということは確かにあるようです。向こうでは国民健康保険税とか住民税といった固定資産税ではない部分の滞納がとても多く、少額で多数なケースが多いというような状況のようです。白馬村の状況は、やはり先ほど1億6,000万の未収額があると申し上げましたが、そのほとんどは固定資産税の大型ホテルとか、あとその敷地、または償却資産といったものになりますので、少し状況は違うのかなというふうに感じているところであります。ただ、やみくもに滞納処分をすぐするというようなことは税務課ではやっておりません。督促状を

出して、本人との納税相談の機会を設けて、これからの納付計画、その前に家計状況調査なんかを聞きながら、滞納回収に向けた相談に乗っているというところであります。その過程の中で福祉的なサポートが必要であれば、福祉の部署へつなげて、福祉的なサポートをしていくとそういった側面も取り入れながら取り組んでいるところであります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第8番（伊藤まゆみ君） この野洲市というところは、行政が専門家とつなげるということをやっ
ていらっしゃるんですね。それで滞納をなくしていくという形にしていると。ですので、ぜひそう
いった形で、やっぱり滞納されて生活に苦しい方というのは、どうあってもほかとのやり取りとい
うのはなかなかできないものです。それを知っている、御存じなのは行政の方じゃないですかって
私は思います。ですからそこは優しく、こういうのがありますよ、こうしたらどうですか、こうい
う専門家につなげましょうかといった手を差し伸べるような形、ぜひ今からでも遅くないと思いま
すので、ぜひやっていただきたい、よろしくお願いいたします。

次ですが、もう一つの後継者不足であります。

先日、12月の2日に小谷村議会と住民の懇談会がありまして、私ちょっと白馬村ではやってい
ないもんですから、どんな意見が出るのかなと参加させていただきました。そのときに昨年出た意
見ということで副議長のほうから幾つか述べられていたんですが、1つ目が、移住に力を入れるよ
りか地元の子に力を入れてほしい。村民の定住に力を入れてほしい。また、人を育てることが大切
そして子供が戻ってくる村づくり、これを望んでいるということでありました。そんなに白馬村も
違わないんじゃないか、そう思っています。それで同じ資料4、添付資料4なんですが、ここの⑤
のところですけども、私当時からやっぱり後継者不足というのはあるんじゃないかと思っていま
した。なので、後継者がいなくて廃業だといった人たちに焦点を当て、こういう方たちに白馬高校
生の下宿を紹介する、あるいはお孫さんに来てもらい白馬高校で学んでもらうようなことを考えて
はいないかということで、そのときの副村長の答弁が、いい提案だと思うが休みなく面倒を見なき
ゃいけないというような課題もあるということ、確かに言えることなんですね。というのは私、下
宿生2人いますので、本当に毎日で大変だなんて思うことがあります。しかしお孫さんであれば、お
孫さんが白馬高に来てくれてそこに資金を出す、それで家を継いでいただく、そういうことは可能
じゃないかと思うんですね。役場の中にも孫ターンされてきた方がいると思います。そういった
方たちに焦点を当てて、例えば村の広報一面に孫ターンしてきた方、戻ってきた方たち、そうした
人たちに焦点を当ててこういうふうにやったらどうですかってやるのは全く資金がかからないと思
うんですね。どういう思いがあって戻ってきたか、そういうことも伝えていただき、じゃあ自分の
ところでもできるかもしれない。そしてじゃあどうすればこういうふうに資金を出しますよというよ
うな形、やれるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。無理でしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。

ちょっと先ほどとも答弁ダブるところあるんですけども、事業承継、後継者対策を含めて統一的な在り方ってなかなか難しいというところはあると思います。今一番大事なのは、後継者に引き継ぐ、あるいは事業承継として引き継ぐ場合に、今ある経営体質をつなげる体制にしておくこと、これは一番初期投資としてできることだというふうに考えています。これには、行政だけではなくて当然、支援機関の支援、早期に相談しやすい支援体制を整えて、早くから経営者が自らの経営課題をそこに相談し、次の対策を講じる手段を考えるというところをまずはやっていくということが基本になるかと思います。その先に組織からの要望であったり、住民からの要望に基づいて行政が施策として何をできるかというところを詰めていくというところが大事だというふうに考えておりますので、順序を踏みつつ経営支援機関とも相談しながら、その辺あたりを検討していきたいというふうに考えています。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第8番（伊藤まゆみ君） この前、商工会との懇談がありまして、そこで会員数が減っているというところで、言ってみれば年々事業者数は、旅館業登録件数というのは増えているんですね。廃業の方は、令和元年から6年までですと325件で、新規件数が610件と。多分御存じだと思うんですけども、そういうふうに倍くらい増えているんですが、この方たちが要するに商工会に会員として入らない。なので大変だと。会員数が減って縮小せざるを得ないということになっているんですね。であるなら移住・定住じゃなくて、Uターン、孫ターンじゃないかって私は思うんですね。とにかく廃業していただかないように手を差し伸べる、そこしかもう本当にこの村を守っていく方法がないんじゃないかなって、このままどんどん行くとどんどん皆さん出ていかれる、そんな気がして本当に危機感を持っているんですが、行政にはそういった危機感はございませんか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） お答えします。

今、伊藤議員がおっしゃるように、Iターン、Uターンを重視するというのはもうそのとおりだというふうに思っております。やっぱりそういったものがないと事業承継というところでは課題が出てきて、新たに施設、特に宿泊施設等はできるけれども古くからやっているところが事業承継できずに廃業していくといった側面は出てきやすいということはあるというふうに私も感じております。そうした中で村として考えていかななくてはいけないんですけども、やはりスキーズームのときにたくさん、先ほど少し答弁の中でも触れましたけれども、宿泊施設ができたという時代がありまして、そのときに地価も上がって、その後スキーズームの衰退とともにお客さんも非常に減った時期があり、地価も20分の1までに下がった、こういった経緯があったということも事実として見る中でどういった施策を取っていかなくてはいけないかなというところを私たちは今後考えてい

く必要があると思っております。

伊藤議員が言うような形になるのが私も理想だというふうに思っております。ただし、やはりスキーブームのときに巨額の投資をした事実もありますし、当時のほうが今よりもお客さんがさらに多かったというような実態がございます。それに基づいた施設ですとか、スキーの索道事業が成り立っていたものが成り立たなくなってしまったという、一回時を経て現在そこをインバウンドがカバーしてきているような事実もございますので、そういった事実を受け止めた上でどういった施策を取っていったら、私たちここに住む人たちが住み続けられる村づくりを考えていくということをしていかななくてはいけないタイミングだというふうに認識しております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第8番（伊藤まゆみ君） それと、最後にお尋ねしました住宅不足の件ですけれども、村営住宅の新規建築は断念するというふうにおっしゃっていたかと思えます。それで新規に新しく建てるというよりむしろそうやってこういった大きな施設を維持できないという方たちにお声をかけて、宿泊とか店舗をやっている方、その物件をお借りしてアパートに改築するとか、そういったことは可能じゃないかなと思うんですよね。なのでそういった、いつも新しくつくる、新しくつくるじゃなくて、もっとあるものを利用する。そういうものを利用して皆さんの中で回していくというような形、じゃないと本当にどんどん大きな建物、この四つ角にあるこちら、ちょっと名前忘れてしまいましたが、マツミヤさんですね、マツミヤさんのところも、あそこを住宅にせず2階建て、3階建てくらいで入れるんじゃないかなって私思っていたんですよね。だからああやって解体されちゃって、本当に残念で残念で仕方ないですね。なので、もしそういった情報があれば、ちょっと借りられないかということで、私が反対している、例えば、ちょっと出していいか分かりませんが、子育て支援センターの新築ですとか、八方池山荘の新築といったものは置いておいて、まずは要望されているものを手がけるというのはどうですかね。無理ですかね。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） お答えします。

村営住宅に関しましては、先ほど答弁で申しましたとおり、以前、私の就任前ですけれども、財政的な側面から一回断念しているというふうなところで今に至っております。既存施設を活用するという点に関しては私も大賛成でございますけれども、先ほど来、伊藤議員からもあったとおり、民という言葉が出るんですけど、どうしても相手が民である以上はその意向といったものがございまして、なかなかそうした部分を行政主導でこうしたいからこの施設というようなことがすぐにはできないということをご理解いただきたいと思いますが、今、伊藤議員が言うような方法があれば、私たちもそれを否定するものではございませんので、引き続き、現在は土地開発公社を中心とした新たな住宅といったものを検討しているというふうなお話をしましたけれども、そういったものに加えて考えていきたいというふうに思っております。

また、先ほどお話出ました子育て支援ルーム、また八方池山荘の建て替えについてですが、こちらも当時は図書館と複合施設という段階で私が引き継いだものではありませんでしたが、まずは今、定住していただくためにも、先ほどの鈴木議員の一般質問でもありましたとおり、子育て支援を充実させていく必要があるというところで、図書館をまず先送りさせていただいて、子育て支援施設を優先させていただきました。

また八方池山荘に関しましても、さっきご説明をしたとおり、今までの在り方と、またさらに財政的側面を考慮した上で手法を考えているところです。こちらに関しましては、単に今のあるものを継続、いわゆる修繕していくだけでも相当な金額がかかるということをご理解いただきたいと思います。ですので、もしこれを事業自体をしないということになれば、取り壊しというような判断も含めて考えなくてはいけないということは念頭に置いて今後の在り方を検討していかなくてはならないというふうに思いますので、一概に私の中で、これをもって住宅施策と比較というものではないというふうには思っておりますが、限られた財源を有効に活用する中で無駄のないように取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第8番（伊藤まゆみ君） これはできない、あれはできないって行政の方はよくおっしゃるんですけども、これだからできないというふうによく耳にして、ちょっと何か悲しい思いをするんですけども、その思考回路をちょっと変えていただいて、どうやればできるか、どうやればこれができるのかというふうに考えていただけないかなって思っています。できないと言うのは簡単ですよ。だけど本当にこの村を守っていきたくって思うならば、どうやればできるだろうって本当に考えていただきたいなと思います。

あともう一つなんですが、住民との距離っていうのが物すごく大切だなと思うんですね。住民がそうやって民と民だって言ってしまえば、どうしてもそこに介入できませんけれども、もうちょっとふだん近くにいる関係性であれば、どうだね、みんなはどうするだねって聞いていけるんじゃないかなと思うんですね。なのでちょっとまた二重になってしまいますけれども、行政は薄情だっと思われたくないんですよ。思っほしくないんですよ、住民に。ですので、ぜひぜひ、もうちょっと距離感を縮めて優しく話しかける、優しく手を伸べられる、そういう関係性を築いていただきたいと思います。

そろそろ時間かなと思いますので、私これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第8番伊藤まゆみ議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから1時10分まで休憩といたします。1時10分ですので、再開に遅れないようお願いいたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時10分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第4番永井勝則議員の一般質問を許します。第4番永井勝則議員。

第4番（永井勝則君） 第4番永井勝則です。前回の一般質問では大学誘致という高邁な質問をさせていただきますでしたが、今回は一転して、地道なテーマです。しかし、地道ではありますが、ここ10年私の頭の中からずっと離れなかったテーマでもあります。

では、質問内容に移ります。

白馬村内の各地区の草刈り作業に関係する住民負担の軽減対策について質問をいたします。

約10年前と去年の地区懇談会で2度、私は三日市場の区長として、三日市場と堀之内を流れる谷地川での区民総出による夏場の草刈り作業が、高齢化や人手不足により年々大変になってきているので、村からの支援が欲しいという要望を出しました。この草刈りという作業は、梅雨時に下流域での大雨による洪水を防ぐという目的があって、防災面で重要とされている作業です。このように地区単位で行なわれている草刈り作業は、10年とか15年、何年たっても参加するメンバーは変わらないまま、参加する皆さんの年齢だけが上がっているという現状があります。これが続くと早晚、草刈り作業の継続は困難になるというふうに思います。最も避けなければならないのは、事故であります。暑い中の作業なので、熱中症になって足元がふらつき、転倒してしまう、川の中に落ちてしまうというようなことにもなりかねません。そこで、以下について伺います。

1つ目、現状把握について。こういった草刈り作業に関する問題を村ほどの程度把握しておられますか。また、作業を実施している地区の数、参加人数、平均年齢、作業の負担程度などに関する調査は行なっておられますか。もしそうでない場合、今後調べる予定はありますか、ありませんでしょうかについて伺います。

2つ目、ほかの自治体の事例調査の状況について。県の内外では、地域の負担軽減のために、例えばシルバー人材センターの活用、ラジコン草刈り機等の導入補助、民間事業者への草刈りの委託、ボランティアの募集などの取組があるようです。村では、こうした先行事例の調査、比較検討は行なっておられますでしょうか。既に行なわれている場合は、具体的な事例を伺います。

3つ目、支援の可能性について。将来的には地区が単独で草刈り作業を継続するということは難しいというふうに考えます。そこで以下の支援策案について、現時点でのそれぞれの導入の可能性の有無とその理由について伺います。

1つ目、シルバー人材センターや民間事業者への委託補助。

2つ目、ラジコン草刈り機や草刈りロボットなどの導入の助成。

3つ目、ボランティアへのポイント付与制度、例えばアルプスPayの利用。

4つ目、ふるさと納税型の地域維持応援制度。

5つ目、モデル地区を設定した試験的な実施。

本件は、今回の質問に関しては、私の知る限り、10年前から解決されないまま継続してきている問題だというふうに考えております。

最後に、質問として、村では地域維持の将来像をどのように描き、ほかの様々な課題があるわけですが、ほかの課題と比べてどれぐらいの優先度を置かれているのかということをお伺いしたいというふうに思います。

以上です。お願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 永井議員からは、各地区の草刈り作業に関係する住民負担の軽減対策について、3項目のご質問を頂きましたので、順次答弁いたします。

まず、1点目の草刈り作業に関する課題の現状把握についてのご質問ですが、毎年区長に作成を依頼している地区紹介票において、各地区で実施している共同作業等について記載いただいております。多くの地区で年二、三回程度、草刈り等の作業を実施している状況ですが、参加人数や平均年齢、作業の負担程度までは把握していません。区の役員の皆さんの負担を考慮し、現時点で調査を行なう予定はございません。

しかしながら、地区懇談会等において、区民の減少や住民の高齢化等に伴い、これまでと同様に草刈り作業等を実施するのが難しい状況になってきているとのご意見を各地区から頂いており、作業の負担の増大については十分認識しています。

村では、環境整備等を含めて各地区の支援を担当する集落支援員を総務課に1名、農政課に2名配置しています。各地区の課題に関する情報収集、関係窓口の紹介に加えて、地区で対応し切れない場所の草刈りや外来植物駆除、支障木撤去、ナラ枯れ処理、有害鳥獣の追い払い、電気柵の設置、緩衝帯整備等の作業に従事しています。

河川関係につきましては、谷地川等の一級河川は長野県が管理者となっていることから、県が行なう河川愛護活動支援事業として活動状況を把握しています。これは地域内を流れる河川の保全を目的として、行政区やボランティア団体等が行なう作業に対し、その活動実績に応じて県から助成金が支給されるもので、村内での登録団体は17団体、うち行政区の登録は12地区で、ご質問にございます三日市場地区もこの中に入っています。

支援の対象となる作業内容は、ごみ拾い、草刈り、外来植物の駆除等で、令和6年度の実績によりますと、ごみ拾いが7地区9回、草刈りが11地区17回、外来植物の駆除が2地区2回などとなっています。

また、農地、農業用水路、農道等の保全管理のため、村内12の組織が460ヘクタールを対象に多面的機能支払交付金事業を活用して草刈り等の環境整備を実施しています。

さらに村では、令和5年度から景観維持や鳥獣害対策のため、草刈りWeekを春・夏・秋の年

3回設定し、村民の皆様に自主的な環境整備をお願いしています。この期間にかかわらず、農政課や土地改良区では、十分とは言えませんが、三日市場山崎水路頭首工の草刈り作業等を実施しています。

次に、2点目の他の自治体の事例調査の状況についてのご質問ですが、初めに白馬村内の状況をご説明します。

村では、過去にシルバー人材センターに奈良井地籍の草刈りをお願いした経緯がありますが、現在は、会員の負担を考慮し、多面的機能支払交付金活動組織、神城姫川地区保全会に委託しております。

ラジコン草刈り機等の導入補助につきましては、多面的機能支払交付金を活用し、乗用草刈り機を導入している組織もあります。また、近年、販売店やメーカーの協力によりラジコン草刈り機等の体験会を実施しており、行政区ではございませんが農業者が導入したケースもあります。

ボランティアの募集につきましては、青鬼地区で堰作業等にボランティアを募っており、毎年多くの方にご参加いただいております。また、林業経営者協会の活動においては、入会希望者がボランティアとして作業に従事することもあると伺っております。

他の自治体の事例調査の状況につきましては、全国各地で草刈り応援隊や草刈りサポーターとしてボランティアを募集する取組が実施されていることは承知しております。NPOや任意団体等が主導的に活動しているものが多く、長野県NPOセンターによる草刈りバスターズ養成講座や、岡山県吉備中央町による草刈り応援隊への補助金、大分県による高齢化集落応援隊の登録・派遣制度など、他地域でも活動を支援する施策が展開されています。

本村としてこういった形で取り組むのがよいかについては、他地域の事例も参考に検討している状況です。

次に、3点目の支援の可能性に関するご質問についてお答えいたします。

1、シルバー人材センターや民間事業者への委託補助につきましては、予算と人材の確保が課題となります。現行制度では、多面的機能支払交付金事業では、構成員以外に作業を委託することはできませんが、中山間地域等直接支払事業では、作業委託が可能であります。

次に、2、ラジコン草刈機や草刈りロボットなどの導入の助成につきましては、行政区に対する補助として、地域づくり事業補助金を活用いただくことが可能です。今年度は、エコーランド地区で電動草刈り機2台を購入し、費用の3分の2を補助しています。農政課でもラジコン草刈機等の購入を補助する制度がありますが、対象が認定農業者に限られますので、地区として購入する場合は、地域づくり補助金を活用いただくようお願いいたします。

次に、3、ボランティアへのポイント付与制度、アルプスPayの利用につきましては、今年度、地域通貨の仕組みを構築しましたので、来年度は実証事業として、草刈りを含めて様々なボランティア活動等への活用を検討・実施していきたいと考えています。

なお、関係人口の事業でも、地域の課題解決に貢献いただく取組を進めていきたいと考えていますが、草刈りについては機械を扱うため安全管理も求められることから、機械を所持されている村内の方を中心に協力いただくことになるかと思われます。先ほどの答弁同様に他地域の草刈り応援隊のような仕組みも含めて検討してまいりたいと考えています。

次に、4、ふるさと納税型の地域維持応援制度につきましては、ふるさと納税の活用という点では、協働のまちづくり推進補助金の活用が考えられます。こちらの制度は、ふるさと納税の仕組みを活用して、地域課題の解決に資する事業を行なう団体を支援するもので、一定の条件を満たす団体をあらかじめ認定し、当該団体を指定して寄附された金額の100分の91に相当する額の範囲内で、当該団体が行なう公共的・公益的な事業に対して補助する制度となっています。現在、4団体を認定しており、行政区で活用している事例はありませんが、各地区でもご検討いただければと思います。

次に、5、モデル地区を設定した試験的な実施につきましては、先ほどの3及び4の取組も含めて、全村で同時に進めていくことは難しいため、率先して取り組む意思のある地区から実施していくことになるかと思えます。ボランティアに継続して参加してもらうためには受入れ体制も重要となりますので、区長会等でも話をした上で、前向きに温かく受け入れていただける地区から事業を展開してまいりたいと考えています。

最後に、村では地域維持の将来像をどのように描き、他の課題と比べてどのぐらいの優先性を置くのかとご質問について答弁いたします。

地区懇談会でも地域の維持について切実な要望を多数受けておりますし、国内外からの移住者が増え、多様な人々が定住する白馬村において、地域コミュニティを維持していくことは、優先度の高い重要課題だと考えています。

第6次総合計画の基本構想においても、地域の歴史・文化やコミュニティ、人のつながりを大切にすること、それらが白馬村の価値や財産であるとうたっています。

村内30地区を見ますと、状況や課題もそれぞれ異なることから、各地区において住民の皆さんに将来像を描いていただき、行政としてはその実現のための支援をしていくことが望ましいと考えています。

これまでの在り方ややり方を固持していくことが最善ではなく、時代の変化に応じて地域コミュニティの在り方も変化していくことが求められていると思いますが、変えるべきものは変え、守るべきものは守り、よりよい形で次世代に受け継いでいけるよう住民の皆さんと取り組んでいきたいと考えております。

以上、永井議員のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。永井議員、質問はありませんか。永井議員。

第4番（永井勝則君） どうもありがとうございました。今回上程されています白馬村の第6次総

合計画の中の自治と協働というのがありまして、それを読んでみますと、よりよい社会にしていくためには、地域の課題を自分ごととして捉え、村民同士、事業者、行政も協力していく必要があるというふうに述べられています。ですので、ぜひ、村民同士も努力をするわけですけれども、いかんせん人が少ない、年を取ってしまったとかっていうことになりますと、どうしても行政のほうも一緒になってやっていく必要があろうかというふうに、協力をお願いしたいというふうに思います。

今の全体的なお話で草刈りのことについて、検討はしているというお話だったんですけども、10年前に地区懇談会で私が区長のときに同じようなことをお願いしますということをして、去年も同じようなことを言って、その結果というか、この10年間で三日市場、小さい区ですけれども、大きさは関係ないので、検討の結果というか、波というか、経過というか、そういうのが全く届いていない。これは一体どういうふうに考えればよろしいのでしょうか。お願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） それではお答えします。

昨年度、三日市場の地区懇談会、ちょうど12月今頃だったと思いますけど、私も行かせていただきました。しばらくコロナ禍のときに開催できなかった期間があるわけですけれども、希望された地区につきましては、懇談会等を開いております。その中で将来の村の在り方を考える懇談、あるいは現実的な今過ごしているものを受ける要望というのがあるんですけども、要望につきましては、その都度、村長あるいは担当課長のほうから回答させていただき、その会議録につきましては、庁内で共有を図り、また、新年度に向けての予算にそれを反映させていくという形は一応取っております。ただ、その内容によって、2年続けて懇談会やって、全く進捗がなかった、できなかったというの、そういうことがあります。特に高齢化に伴う人手不足、またこういった作業の不足、これにつきましては、地区の状況あるいはやっている作業の内容によって、何をやれば全て解決できるということがなかなかないものですから、毎年同じようなお答えをして誠に申し訳ない部分はあるかと思うんですけども、殊、この草刈りですとか、土砂上げですとか、そういうものについては、我々も上部機関にお願いできるところはお願いしている部分もございますし、村の主要なものは、本来ならば村でやらないところを地区の皆さんにご協力いただいたところがあります。ですから、何もかもやらないで毎年懇談会を重ねているわけではなくて、できる部分につきましてはやっている、できないところにつきましてはどうしてもできない、その理由はどういうことできないということを毎年お話しさせていただいているというところでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。永井議員、質問はありますか。永井議員。

第4番（永井勝則君） 大変正直なお話を頂いたようで、ありがとうございます。実際草刈り作業等は、役場の皆さん、若手の皆さんとかでも実際に草刈りの作業に従事されていて、村民の人が、区民の人が順番に年を取っていて大変だなとか、暑いなとか、苦しいなとかという思いを共有して

いると思いますので、十分理解できることです。

次の再質問なんですけども、草刈りで、他地区の例で調べたところ面白いものがありまして、それをちょっと、もしかしたら御存じかもしれないんですけども、それをこのユーテレを御覧の皆様にもちょっと調べてもらえればと思いますので、申し上げます。

岐阜県の飛騨市で地域貢献プラットフォーム「ヒダスケ」というものがありまして、これは何かというと、草刈りなど、ほかにもいろいろあるんですけども、人手を必要とする作業を行ないたい市民と、それを手伝いたい人、これは全国からの手を挙げてサポーターと言われている人ですけど、全国から立候補するわけですね。その人とマッチングするというサービスなんです。運営主体が飛騨市役所ふるさと応援課というところでして、サポーター、参加してくれた人には、お礼としてデジタル地域通貨、飛騨市のデジタル地域通貨というものを与えられる。その自分のヒダスケに関する印象なんですけども、かなり手が込んでいて、運営している人は市役所の人は大変でしょうねという感じがするんですけども、実際は成功が成功を呼んで好循環を生んでいるような感じはします。サポーターと市民の人的な交流が行なわれて、写真とかホームページで出ているんですけど、楽しそうで地域もにぎやかになっているような印象があります。そのウェブサイトがあるので、ぜひアクセスして御覧いただければと思うんですけども、hidasuke.comというところで簡単に見られますのでぜひ、今のは村長のお話で、草刈りは刃物を使うので村外からは難しいというようなお話がありましたが、ここは全くそういうのは意に介さずというのは言い方変なんでしょうけども、問題とせずやっているようです。これはお願いになりますけど、では続いて支援の可能性についてというところで質問させていただきたいと思います。

これからするお話についてどう考えられますかということをお聞きしたいというふうに思います。ちょっと長くなるのですが、ご容赦ください。お願いします。

この夏前に三日市場でたまたま生まれたウィン・ウィンの関係について申し上げます。どういうことかといいますと、長野市に希少生物の環境と種の保全を实行しようとする「わかぜん」という若者の団体があって、そのわかぜんの人たちは白馬村のスノーハープの改修工事が計画されているということをお聞きして、白馬村の教育委員会と聞いておるんですけども、教育委員会に改修工事を中止してほしいということをおっしゃられたそうなんです。なぜそういうことを言ったかという、その工事の区域にはツルフジバカマという草花が自生していたそうなんです。そのツルフジバカマというのは何かというと、環境省で絶滅危惧種に指定されているヒメシロチョウというチョウの幼虫が食べる草なんだそうなんです。これどういうことかという、つまりこのツルフジバカマがなくなると、この絶滅危惧種のヒメシロチョウの存在も危うくなるというようなことなんです。工事を中止してほしいというわかぜんの皆さんの願いはかなわなかったんですけども、その人が三日市場の谷地川の辺りをなぜだか歩いていたんですよ。ほっつき歩いていたのか知りませんが、歩いていたんです。そしたらそこに谷地川の斜面にツルフジバカマが群生していると

いうのを見つけて、ここからわかぜんの人と三日市場との交流が始まったという、ここが始まりなんです。わかぜんの人はツルフジバカマを保全したいという思いがありますので、群生するツルフジバカマを斜面のところを赤いテープで囲んで印をつけて、ここは刈らないでくださいよというようなことを言いまして、自分たちも草刈りに来て手伝いますよと言ったんです。三日市場区としては人手がない中、高齢化が進む中、草刈りの人手は非常に欲しかったので、これはまさに渡りに船だったわけですね。ここでツルフジバカマというよく普通は知らない草を媒介として両者ともにメリットのあるうまい関係というのが生まれたわけなんです。その結果、草刈り作業自体は、両者ともうまく満足する結果が得られ、うまくいき、その後三日市場区で予定していたバーベキュー大会というのをやっていたんですけども、そこにも若い二人の人が来ていたんですが、参加され、楽しい一時を過ごしたと。その後、先ほど申し上げていた本格的な草刈りというのはその後、梅雨前に行なったんですけれども、そのときも5人の若者が来られて、参加して手伝ってくれたということがあります。来年も、いつまで続くかというのは明らかではないんですけども、少なくとも来年も来てくれるというお話です。もうちょっと話、すみません、続きまして……。

議長（太田伸子君） 永井議員、ちょっと長いですので、質問を入れてください。

第4番（永井勝則君） 2分ぐらい。

議長（太田伸子君） もう9分以上しゃべっていますので。

第4番（永井勝則君） もうちょっとなんですけど、このツルフジバカマのお話というのは、実際には何だかよく知らないものなんですけども、村外の人が知っている人から見たら非常に貴重なものだということで、たまたま生まれた両者のウィン・ウィンの関係だったんですけれども、こういうことはほかの場合も、ほかの地区でも考えられる可能性があると思うんですね。例えば、今の場合ですと、教育委員会と建設課とかで情報のうまい共有みたいなことが行なわれれば、第二のツルフジバカマのマッチングというのが生まれるかもしれないというようなことで、ポイントは、複数部局の情報共有と連携であろうというふうに思うわけです。このようなことについて、長くなりましたが、すみません、村長はいかが思われますでしょうかというのをお願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 初めに、スノーハープの件ですけれども、こちらで自生するツルフジバカマの件に関して存じ上げていなかったという意味でいいますと、そうしたお声が届いていたにもかかわらず私のほうで存じ上げないということは、今、永井議員が言うように、連携というところで不十分な部分があったかなと思ひ、反省しているところでございます。

また、永井議員がおっしゃるとおり、庁内での連携というのは当然大切なことでございまして、私も事あるたびに、課長会議でもそうですし、掲示板等で横の連携をしっかりと取るようにということとは伝えておりますが、今後も引き続き、それに関しては続けていきたいと思ひます。

また、そうしたウィン・ウィンの関係が生まれたということで、本年から白馬ファンコミュニテ

ィを立ち上げておりますので、こうしたものも生かしながら幅広い情報を集める中で、そういった地域に協力してくれる人たち、こうした人たちをぜひ皆さんが集められるような形で地域課題の解決につなげていけるようなことができればいいなというふうに我々も考えておりますので、取り組んでまいりたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。永井議員。

第4番（永井勝則君） 長くなってすみません。ありがたいというか、前向きなお話であろうというふうに捉えますので、後手に回ってもし事故が起こって誰かがお亡くなりになってしまったというのは、絶対に避けたいいけないことだと思いますので、何とか前向きに、これまでどおりの取組をしていただければというふうに思います。

先ほどのツルフジバカマのお話なんですけれども、実際には、たまたまなんですけれども、ほかの人から見るとこれはなかなかの資源なわけですよ。ほかのところにはないもの。でも、悲しいかな、住んでいる私たちは全くそんなことは知りませんというのは結構あると思うんですよ。例えば三日市場でいうなら、重要文化財である神明社とか、その上にある三日市場城跡とか、そういうようなものが、白馬村のよそにはない白馬村独自の可能性、潜在的な可能性というようなことで捉えられて、いろんな事柄とかもこれから私自身もそういうようなことに関して光を当てるようなことを考えていきたいというふうに考えております。

来年、具体的な解決策というのはなかなかないというお話ではあったんですけれども、もしかしたらうまくいくかもしれないというところに希望を持ちまして、地区の草刈り作業が少しでも楽になるように期待して、私の一般質問を、長くなりましたが、時間は短かったです、失礼します、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第4番永井勝則議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時46分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第5番酒井洋議員の一般質問を許します。第5番酒井洋議員。

第5番（酒井洋君） 第5番酒井洋でございます。本日は、松本糸魚川連絡道路における白馬村内ルート案の検討状況について、また、冬季における特急バスの運賃上昇と交通費の助成等について質問をさせていただきたいと思っております。

質問に先立ちますが、先ほど、本日冒頭に安曇野市の太田市長の選挙のお話し、ございましたが、今回の松糸道路の関係につきましても、安曇野太田市長におかれましては、副知事時代から松糸道路の建設には非常に尽力され、安曇野北インターチェンジの新設事業の推進に非常に尽力されました。事業化が実現して、いよいよ新設の4キロにわたり事業が開始されているという状況でござい

ます。

また、明科地域の取付道路の800メートルも事業化されたというふうに聞いております。これに伴い、安曇野市は都市計画の変更等も行なっているということでございます。

安曇野市長は、県職時代からNAOCの職員と派遣され、当地で行なわれました長野オリンピックの際にも、輸送の関係等々の責任者とされ、多くの役場職員とともに、オリンピックの成功に導くために非常に汗をかいたという方で、白馬村にとっても大変残念な、惜しい人材を失ったというふうに考えております。謹んでここに哀悼の意を表したいと思っております。

また、哀悼の意ということでございますけれども、以前、10数年ほど前ですね。役場の不適切な事務処理によりまして、村民の皆様の信用を失い、また、大きな損失を計上した問題がございました。そのときに、建設水道課長として、村の信頼回復に努めた先輩職員が若くして亡くなりました。同時に哀悼の意を表したいと思っております。

引き続き、再発防止と透明性の確保に努め、議会共々村政の発展に努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速、質問に入ります。

松本糸魚川連絡道路は、広域的な交通ネットワークの強化、観光振興、災害時の代替路確保などを目的とした重要な地域高規格道路であります。その整備は地域の将来に大きな影響を与えるものと認識しております。

平成23年11月に、白馬商工会を中心とする地元関係団体で組織された実行委員会より、建設促進の要望書が村と議会に提出され、村議会でも採択されています。

平成25年8月には、白馬村建設促進期成同盟会が設立されました。当時の実行委員会の検討結果によりますと、村内ルート案は、JR大糸線より東側とする案が示されています。

先月、小谷村の月岡バイパスが完成し、安曇野市や大町市ではルート帯や構造案が示されつつある一方で、白馬村内の区間については、バイパス案も含めてさらなる調査・検討を行なう区間とされており、住民への具体的な説明や提案はいまだなされていない状況です。そこで、以下の点についてお伺いいたします。

白馬村内のルート案の検討状態についてでございます。

村内の整備は全体計画の中でどのような位置づけとなっているのでしょうか。

村内のルート案は今、どのような検討段階にあるのでしょうか。

地形調査、交通量調査、必要だと思っておりますが、基礎的な調査は実施済みでしょうか。

具体的なルート案の提示はいつ頃を目途としているのでしょうか。

優先順位とスケジュール感についてお伺いします。

2つ目です。村から白馬村内のルート案の提出について。

先ほども商工会からの提案もあったというお話もしましたが、村は、今まで県に対し、早期に

ルート案決定作業に入っていただくよう強く要望を重ねているところではございますが、まずは村長自身が思い浮かべるルート案をお示しいただき、それをたたき台に村から県に対して、こんなルート案もあるよというような提案をするお考えはないでしょうか。

3番目です。バイパス案と現道活用案の比較検討について。

白馬村内においては、既存の道路活用と新規のバイパス整備の両案があるというふうに聞いておりますが、それぞれのメリット・デメリットについて、どのように評価していますでしょうか。

4番目です。松本糸魚川連絡道路は、第6次総合計画全体の中で、どのような構想となる予定でしょうか。

5番目です。住民説明会の開催予定についてお伺いします。

村民の要望や期待、不安や疑問に答えるため、今後どのような形で住民説明会や意見交換会を開催する予定でしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 酒井議員からは、松本糸魚川連絡道路における白馬村内ルート案の検討状況について、5項目のご質問を頂きました。

答弁に入る前に、まず、松本糸魚川連絡道路の現状であります。議員のご質問にもございませとおり、安曇野市側では、長野自動車道からの接続道路として約4キロメートルの区間が事業化されたほか、新潟県糸魚川市では、山本橋から糸魚川インターチェンジまでの間が事業化され、姫川左岸を通るバイパス道路の工事が既に始まっています。

また、大北地区内においては、先月16日に小谷村の雨中・月岡バイパスが開通したほか、大町市ではバイパス区間の詳細ルート絞り込みの作業が進められておりまして、着実に事業の進捗が図られております。

本村では、通地区・白馬北工区での盛り土工事が、地域高規格道路の構造要件を満たす道路として進められていますが、来年度、令和8年度中には仮供用が行なわれるとの報告を、長野県大町建設事務所から伺っておりまして、交通事故が多発していたこの場所での事業効果が期待されています。

そういった状況を踏まえ、1点目の、白馬村内のルート案の検討状況についてのご質問にお答えしますが、現段階では、白馬村内での地形や交通量などの基礎調査については、手がつけられておりません。

事業主体である長野県に対しては、早期に調査が行なわれるよう、また、ルート帯の評価作業が早急に進められるよう要望していますが、まずは大町市バイパス区間のルート選定作業を優先し、そのめどが立った段階で、本村のルート選定の作業に入るとの県側の考えを示されておりますことから、現段階では、大町市側のルート決定の進捗を注視しているといった状況です。

そして、これに関連して、2点目の、村側から県に対してルート案を提案してはどうかとのご質問ですが、かつて市内において、課長会議のメンバーにより独自ルート案の検討・評価を行なった経過がございます。ただし、これは客観的な指標を用いた検討作業ではございませんので、県に対して独自ルート案として要望を上げるためのものでもなく、これを一般に公表したものでもございません。

今後、バイパス区間におけるルート選定に当たっては、想定される複数ルートについて、それぞれのメリットやデメリットを評価項目として捉え、それを村民の皆さんと共有した上で、最大限の効果をもたらすルート帯を選定していくというプロセスが非常に重要だと考えております。

行政側からの押しつけルートのように捉えられてしまつては、かえって事業進捗を妨げてしまう恐れもあり、その点については慎重かつ丁寧に進めていかなければならない部分でございますので、ご理解をお願いいたします。

次に、3点目のバイパス案と現道活用案の比較検討についてのご質問でございますが、一般的な考え方としては、バイパスは既存の人家等が少ないルートを設定することができるので、建設コストは比較的安価に抑えられる反面、景観阻害や地域の分断といったことに対する心配の声が上がる可能性があります。

また、現道活用においては、新たな用地取得の必要性が少なく、景観などへの影響も少ないと考えられますが、場所によっては家屋移転の必要が生じたり、沿線住民への騒音や振動対策も必要となるため、建設コストは高くなる可能性があります。

さらに、バイパスと現道活用を比較したときに留意しなければならない点は、バイパス化した際の並行区間となる現道の扱いです。長野県からは、バイパス化に伴う現道部分については、原則市町村移管との考えが示されておりまして、仮にそうなった場合は、維持管理コストの増大が懸念されますので、この点も加味しながらルート案を検討していく必要があります。

次に、4点目の松本糸魚川連絡道路は、第6次総合計画の中でどのような構想になるのかとのご質問ですが、今定例会でご審議いただきます基本構想の考え方にに基づき、今後5年を見据えた前期基本計画の策定作業を行なっていますので、その中で、地域振興や二次医療圏への交通確保など、広域幹線道路の必要性を明記し、村内ルート選定に向けた課題の整理と情報提供・意見集約などをうたい込んでいきたいと考えています。

最後に、5点目の住民説明会の開催予定についてでございますが、これまでお答えしてきましたとおり、長野県から調査やルート帯評価についての方針が具体的に示されていない段階で、近々に住民説明会を行なう計画はございませんが、村内においても地域高規格道路建設に向けた機運をさらに高めていく必要がございますので、現在行なわれております地区懇談会の席上で資料をお示しし、他の市町村を含めた現在の事業進捗や、今後の進め方などについて説明などもさせていただきます。

この地域高規格道路、松本糸魚川連絡道路は、10年、20年といった長期スパンで考えていかなければならない大切なプロジェクトです。そして、昨年来行なわれています中学生議会でも、道路整備に対する率直なご意見も聞いておりますので、今後は、将来を担う若い世代の皆さんの考えもしっかり組み込んでいけるような体制も考えていきたいと思っております。

そして、その実現に向けて議員各位のご支援もお願い申し上げまして、酒井議員の1つ目のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。酒井議員、質問はありませんか。酒井議員。

第5番（酒井洋君） 答弁ありがとうございました。

実は、この内容の質問、村長は御存じだとは思いますが、昨年の12月議会でも前議員が同様のことをご質問させていただいております。

その後、議会だより等々も出て、当時の経過等が村民の皆様には知らされているところではございますが、約1年経ったところで、村民の受け止めといたしましては、白馬は何も進んでいないじゃないかと。今、村長は、長野県の出方を待っているとか、大町市のルート帯がある程度決まったら、そうでないと慎重にやらなきゃいけない。実は去年も同じような答弁を頂いています。

ただ、1年経ってもやっぱり同じ答弁というのは、村長、どうでしょう。

やっぱり、先ほど私、言いましたように、県が確かに、ある意味機嫌を損ねてというのはおかしいですけども、そうなってはいけないというご遠慮はあるかもしれませんが、村長はやっぱりうちの村のリーダーでございますので、いや俺だったらここ通してえなとか、佐野坂だったら、この辺こう回ってこう行なってとかってね。昨年の議員は、全部トンネルで開けちゃえよみたいな話まで具体的にされたと思うんですね。

やっぱり1年経ってるんで、村長、少しはね、そこはこんなふうにしたいくらいのご発言をしっかり発信されたほうがよいのではないかというふうに考えておりますが、再度お伺いします。どうでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） お答えします。

確かに1年前と答弁内容としては同じような回答になっているかと思いますが、当然にこの1年間何もしていなかったというわけではございません。事あるたびにもちろん要望にも行きますし、県とのやり取りというのは進んでいるところがございます。

ただ、それが村民向けになかなか見えてこないというのは、実際にその進捗という部分で、村民の皆様にお示しできるものがないといった事実もございますので、そうした中で、私の思い一つでこうしたいというような発言を今、すべき段階にはないというふうに思っております。

また、実際のルート設定等に当たっては、先ほども申しましたとおり、若い世代というところも、当時のこの話が出たいきさつからまず知らない世代も多く今はおりますので、以前、中学生の皆さま

んとお話する中でも、それよりも須坂への道を早く造ってほしいといった、イオンモールへの道を望むような声も中学生から出ていたりしますので、そういったところも説明する中で、住民の皆様にご理解をいただいた上で進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 矢口建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） それでは、少し私のほうからもお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども。

まず、先ほど酒井議員のご質問の中にもありましたとおり、かつて白馬商工会さんのほうで、村内の同盟会設立をいただいて、まず初めにルート案、最適なルート案として示されたのが、JRより東側のルートということで示されたんですけども、その際に、いきなりこの情報が出てきた地域、地元の皆さんから反発の声が上がった。結局、結果的にはそれが白紙の状態になっているというような話も聞いております。

加えまして、今回、各市町村でルート帯の選定作業が行なわれていますけれども、他の市町村の例ですと、県が調査なりルート帯の案を示す前に、市独自で都市計画の決定をした。ところが、最終的に県の決定したルートと違ってしまった経過があった中で、その後のルート選定の検討に非常に、かえってロスになってしまったというような話も聞いておりますので。

当然、私ども内部で検討し、県に要求すべきことは要求をしていかなければいけないと考えておりますけれども、それは、やはり村民の皆さんに公表できるタイミングというのは、しっかりした情報がそろった段階でやっぱり出していくべきだと考えておりますので、そういった点で、出せる情報はしっかり出しながら、今後、事業の進捗に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。酒井議員。

第5番（酒井洋君） しつこいようでも申し訳ないんですが、やはり表に出すからには、それなりのデータを取って、きっちりしたもので出したいというお考えは、重々、私も理解できるのですが、村長が言う分に当たっては、要は夢を語っていただければいい話でございまして、実務のほうは、実際のところルート決定のプロセスというのは、当然技術的な要件もあろうと思っておりますし、地形的な条件等々あります。

いろんな要因がありますから、そういうものを含めて総合的に判断されてやるわけですし、それは、最終的には県が中心となって——県が中心となってですので、当然、村の要望も入れながら、総合的に判断してルートを決定するというのが一般的なプロセスだと思いますが、やはり、10年以上何も動いていないという状態であれば、やはり、ここは丸山村長が、いや俺だったらこうしたいなということを少しくらいね、観測気球でもいいんですよ、言ったほうがいいのではないかと

うふうに思っております。

それとあと、10年前って話になりますと、26年6月議会にもやっぱり同様な質問、やはり前任議員が質問されてまして、そのときの太田村長は、内々に原々案的なものを、期成同盟会の事務局等を通じて作るように指示するということを議会で答弁しております。

指示すると言いましたが、その後の選挙で、残念ながら下川村長に変わってしまったということもございまして、下川村長は下川村長で、当時はやはりこの商工会の要望を受けたときの議長でございまして、議会で当然、採択したときの議長でありまして、村長になったときもですね、松糸道路が最重要課題であると。

さらに、道の駅をしっかり見直して、この地域の発展による一番大事なものであるよということをご発言されておまして、当時、道の駅がどこがいいかというような調査を、当時の総務課ですか、命じて、実際それもやっております。

ただ、残念ながら、神城断層地震ということがありまして、本当に3年くらいはそれの復旧・復興のために、松糸道路どころではなかったというのが実際の話で、そこへ持ってきて、やっと復興がよくなったかなと思ったところでコロナ禍ですよね。それで、本当に4年、5年で結局、結論としては10年間で空白になってしまったという状況でございます。

やっと震災も落ち着き、黒豆沢もありましたが、何とか落ち着き、コロナ禍も落ち着いたところでございますので、ここはやはり丸山村長、観測気球で結構です。私だったらこうしたい、少なくともここだったらこうしたい、インターチェンジだったら、せめて、白馬美麻線406、そのくらいにはインターチェンジ造って、あとはバイパスで抜けるくらいの道路を造りたいくらいのお話をしてもいいんじゃないでしょうか。もう一度伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） はい。ご意見としては伺いましたので、ちょっと今、この場でそこまでの回答を求められると思っておりませんので、私のほうでも具体的にこれといったことをここで明言することができない部分をご理解いただきたいと思います。今、酒井議員おっしゃるように、夢を語ることは恐らく間違いなくできますし、それが夢であり、将来的な目標になっていくということで、前向きに発言していく機会は検討させていただきたいというふうには思っております。

ただ、一方で、先ほど来のように繰り返しになりますけれども、例えば、私の発言一つが先に一人歩きしてしまって、ここに道ができるといったような話になってしまったり、反対にできないといったような話になってしまうといったことは避けたいと思いますので、そういった辺りは村民利益を最優先に考える中で、一番いい方法を取っていきたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。酒井議員。

第5番（酒井洋君） 村長がなかなか慎重だということはよく分かりました。

ということであれば、村長、私的な諮問機関を設けるというお考えはございませんか。諮問機関、外部の有識者——有識者というほどではございませんけど、商工会の実行委員会のメンバーになったり理事になった方々、いらっしゃいますよね。そういった方に諮問をさせたらいかがでしょうか。

そういった方で意見とか議論とか、提言を行なうような、そんな会合、寄り合いというか、会合を開いて、懇話会というんですか、考える会っていうんですかね。そういったようなものを設置したらいかがでしょうか。

諮問機関は法令に基づかないわけで、結果としてどんなものがあったとしても、村長が最終的に気に入らなきゃ、諮問機関がこんなことを言ってるけど、俺には気に入らねえからいいよって言って、蹴飛ばしちゃうと言え言葉はちょっと乱暴ですけども、そういうこともできると思いますんで。

これが逆に審議会的なものになると、ちゃんと法令的に基づくような内容になっちゃいますんで、やはりこれは本当に私的に諮問機関を設けて、取りあえず有識者でちょっと検討してよというようなことを今年なさったらいかがでしょうかね。

やっぱり、このルート決定とか、最終的には行政が意思決定するわけですけども、それには、今回ハード的なものがございますので、専門知識の導入っていうのはやっぱり不可欠だと思います。いかがでしょうか、それにつきましては。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 専門知識が必要というのは、間違いなくそのとおりだと思います。それをもって、では諮問をして専門機関をつくるかということですけども、タイミングにもよるんですが、先ほど来、慎重という言葉がございますけれども、午前中の一般質問でもありましたが、現在、白馬村地価の高騰等が非常に課題となっております。

こうしたところにそういったものが影響してこないとも限りませんので、これに関して、今のほうからこういった機関をつくって、いついつまでに回答を出しますといったことを明言することにより、そうしたところへの影響も懸念されるというところでは、慎重な姿勢を貫かさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。酒井議員。

第5番（酒井洋君） 村長が非常に慎重だということはよく分かりましたけれども、やはり、この道路は白馬村のこれからを左右する。本当に道路、できる、できないで大きく変わるということは、既に私が言うことではございませんけど、御存じだと思います。

長野自動車道が明科でぐにゃっと曲がって長野に向かいましたよね。最短距離で行けばそうかもしれないんですけど、あの長野自動車道が、例えば大町市の橋をかすり、池田町をかすって、八坂の山の下を通ってたって、えらい距離も施工難度もそんなに変わらなかったわけです。

要は、犀川沿いを行こうが、千曲川のほうに出ようが、そんなに変わらなかったんだけど、

なぜ向こうへ長野自動車道、曲がったんでしょう。

当時の筑北4村、今は筑北村になっていますけど、当時の麻績村長あたりが中心に、ぜひうちのほうに来てくれということで、ルート帯をしっかりと地域の地元が誘致というか、非常に強い住民要望を大きく当時の道路公団に働きかけたという話は、具体的に証明する文書はございませんけど、これは30年、40年前から都市伝説のように伝え聞いたところでございます。

ですから、白馬村は、村長がこんなふうにやりたいということがあれば、それにやはり住民の皆さんもしっかり同調していただいて、それがこの道路建設に大きく影響する可能性があると思いますので、よろしく願いいたします。

すみません。先ほど専門知識の話をされました。今回の議案でも、任期付職員の採用につきましても、かなり柔軟な対応ができる旨の議案が出されております。私は非常に大賛成でございますが、こういった道路系の専門知識を持った職員の採用というようなことも今後考えていかれるのでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、技術系の職員については、今のところは一般職での、今年度も募集をしておりましたし、そういう形でいきたいと思います。

任期付につきましては、やはり期限が限られておりますので、今回の一般質問で申し上げれば、仮にという前提になりますけども、有識者との意見交換の中には、そういう知識を持った職員が入って、それをどう考えるのかということも一つの方法かとは思いますが、現時点でその技術職まで想定するという部分ではなく、行政の事務、一般的に必要なところについては、今回の任期付職員の制度を活用して採用していきたいということでご理解いただければと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。酒井議員。

第5番（酒井洋君） 先ほど村長の答弁の中で、中学生議会でも同様の質問があったと、私も後で言おうと思っていたんですけども、今年の中学生議会、答弁は、議員が村長に成り代わって、それなりに答弁したんですが、3分程度の答弁だったんですけど、やはり同様に松糸道路どうなっているのという、そういう質問、ございました。

やはり、中学生がこの問題について非常に関心があるわけですね。やはり、そういった若年の方というか、実質的にこれ出来上がるのは多分、5年、10年先なわけですから、この道路ができたときに一番多く使うであろう今の若い世代、この人たちの意見を取り入れることは非常に重要なことだというふうに考えておりますが、そういった中学生議会等で発言されてる班というか、チームたちの思いに答えるように何らかする方策をお考えでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 私、中学生議会当日、出張で参加できずに、非常に残念だったわけですが、後から非常に議員の皆さんも頑張ってお話していただいたことを伺いました。

その上でですけど、この松糸道路に関しては、中学生のほうからは、どうなっているんだという話が出てるといのは伺っているんですが、後日、私のほうに直接別件で来られた中学生の代表の皆さんからは、その必要性だったり、先ほど申しましたように、自分たちはもっとイオンモールへ早く行ける道のほうが欲しいんだといったような意見が出されたのが、私のほうに実際に来ているお声にはなります。

そうしたものを持った上で、当時どういういきさつでこの松糸道路というものが、この地域にとって重要だという話が出てきているというお話ですとか、現在どういった進捗状況にあるですとか、課題がどういったものであるといったあたりのお話はさせていただきましたけれども。

実際に中学生の意見としては、そういう意見でありましたので、それをもって今後、私たちのほうで将来を考える上で、どういった形にしていくのが一番適切かといったところを今後、検討していくことになるのかなというふうに考えていましたので、具体的に何か対策というところまではまだできておりませんが、意見として受け止めたということになります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。酒井議員。

第5番（酒井洋君） 先ほどの答弁の中で、現道拡幅、現道改良の関係でございますが、通地区、現在、盛土をして、プレローディングして、土質が落ち着くのを待っている状態ということではございますけれども、令和8年には仮供用をするように準備を進めるという答弁がありまして、これにつきましては割と初めて聞くような情報でございました。

こういったものについては、本当に、ある程度決まったことについては、できるだけいろんな媒体を使って情報を公開していけばありがたいというふうに思っています。

この現道拡幅という考え方になるんですけれども、小谷村のバイパスも松糸道路の位置づけのような形になるんですけれども、月岡バイパスができたことによりまして、小谷村は現道拡幅で、私からするとほぼほぼ出来上がったかなというイメージがございます。

それから、小谷村の皆さんに伝え聞いたところ、既に塩水ですね。塩水バイパスということで、小谷の砂防事務所に入る手前の橋がちょっと角度がきついですよね。あれが緩やかな橋になって、なおかつ、白馬乗鞍の入り口の坂が少し改良されるようなバイパス改良工事、これは宮澤県議によると、既に県のほうでは事業化されているというふうに伺っていますし。

さらに、当時としては画期的だったんですが、今となっては狭くなってしまった外沢トンネルなんですけども、これについても、改築とか概略検討なんかもされているということで、現道拡幅であっても、かなり通りやすい道ができましたよね。

だから、小谷については本当に、こっちから行けば、信号は今回のトンネル出た燕岩のとこと下

里瀬と小谷温泉の入り口ですかね。最終的には平岩の入り口の4か所ぐらいで、本当に、もともとの松糸道路が行なっている高速性、定時性のサービス速度60キロですか、これがおおむね確保できてきているのではないかなと思います。

こういった意味で、本来である高速性、定時性サービス速度60キロということがあれば、私は村内、現道拡幅の部分もう少し増えてもいいように思うんですけども、そういった点の小谷村の整備の状況なんかを見て、見習うところはないのだろうかというところをちょっとお伺いしたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） 酒井議員のほうからは、現在、小谷村の計画と、それに絡めて白馬村、現道もあるのではないかと一つのご意見だと思いますけれども。

まだ、当然、白馬村の場合、仮に現道を利用するということになると、まず建物が連担をしているという部分もございますし、あと、無散水といったような、いわゆる道路以外の構造物なんかの問題もあります。後々、維持管理のコスト面の話もございます。

そして、何よりそこに住む沿線住民の皆さんが一番心配している騒音であったり、あるいは振動といった、そういったものへの対策というのを十分配慮していかなければいけないと思います。

したがって、この段階でバイパスがいいのか、現道がいいのかというのは、なかなか軽々にお答えできるものではありませんけれども、例えば、ほかの市町村で進んでいる部分でいい事例があれば、当然、それを参考にさせていただきながら、県のほうに、村としてのまた考えも、要望も上げていくというのはあろうかと思しますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。酒井議員。

第5番（酒井洋君） ありがとうございます。そのようなことを考えると、やはり、10数年前、商工会の実行委員会が出したJR大糸線より東側、できるだけうちも少なく、農地もあまり潰れず、そういったところを通すのがいいような雰囲気になってきたところではございますが、今日の質問を受けまして、また村長、思うところもあるというふうに、先ほどお考えのようでございますので、引き続き一步一步進めていただき、そして、住民の皆さんは、やはり何もやっていないじゃないかななどと言われないうちに、私自身はしっかりいろんな同盟会等で要望活動も行なっているということは、私は理解しているんですが、一般の村民の皆さんは、この議会中継とか議会だより等でしか知る由がないところがございます。

先ほど、集落懇談会でも村長、積極的に発言されるということで、非常にありがたいことだと思いますので、引き続きこの道路の進捗状況については、情報発信をお願ひしたいと思います。

やはり、この道路は、要望というか、夢、期待という部分がありますので、人間はやっぱり夢や期待があると結構頑張れるものですので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議長、次の質問に進んでよろしいでしょうか。

議長（太田伸子君） はい、入ってください。

第5番（酒井洋君） それでは、次の質問に参ります。

冬季における特急バス運賃の上昇と交通費の助成ということでお願いいたします。

白馬と長野市を結ぶアルピコ交通の特急バスでございますが、これは通学・通勤・観光に利用される欠かせない重要な公共交通機関です。特に長野に通う高校生が最近増えてございまして、高校生の通学手段としては本当に欠かせない存在でございます。

しかしながら、冬季には、インバウンド観光需要の高まり等により、運賃が通常期よりも高く設定される傾向があります。これは、高校生だけでなく、使う地元住民、特に、やっぱり高校生・保護者にとっては大きな経済的な負担となっています。このような状態を踏まえて、村として何らかの助成制度を設けることができないのか、以下の点についてご質問いたします。

1 番目です。冬季における特急バス運賃の上昇理由と、村の認識についてお願いいたします。

通常期、夏の間2,900円のバス料金が、今週末くらいから3,500円、600円値上げになるんですね。冬季料金は600円上がるわけです。こういったアルピコ交通による冬季料金設定の背景ですね。そして、これを村としてどのように把握しているか。また、住民生活への影響についてどのように認識、お考えしているかを伺います。

2 番目です。通学者への交通費助成制度の検討でございますが、高校生などの通学者に対して、冬季の交通費負担軽減を目的とした助成制度や、そういったものを村独自に設けることは可能でしょうか。検討状況、また、前例等あればお示しいただきたいと思えます。

3 番目です。国・県の補助制度の活用可能性でございます。

国交省の地域公共交通確保維持事業補助金とか、長野県には地域交通支援制度などがございますが、こういったものを活用して、村として交通費の助成等を行なうことは可能でしょうか。申請の条件や手続について、村としての調査・検討をどのようなふうに行なっているかお教えてください。

4 番目です。事業者との協議の有無と今後の対応方針でございます。

アルピコ交通との間で、冬季料金の設定とか、定期券制度の見直しについて協議って、行なったことあるんでしょうか。やはり、今後の住民負担軽減に向けた協議の場を設けるというような予定はありますでしょうか。

先ほど、村長から、須坂の大型商業施設に行ける交通を確保してくれというような要望もあったというような話になりますが、当然、長野方面に行くには、この高速バスを使わなければいけないわけでございますが、片道3,500円というのは、一步間違えば、昔だったら新宿へ行けちゃうくらいの料金でございます。これにつきまして、どのようなお考え、見識を持っているかお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 2つ目の、冬季における特急バス運賃の上昇と交通費の助成について、4項目のご質問を頂きましたので、順次答弁いたしますが、2点目のご質問につきましては、教育長から答弁申し上げます。

まず、1点目の、アルピコ交通の冬季特急バス運賃の料金設定の背景についての村としての捉え方、住民生活への影響について、どのように認識しているかとのご質問についてお答えします。

昨シーズンの冬の特急バス・長野白馬線の、長野駅東口から白馬駅前までの片道の普通運賃は3,500円でした。その後、2025年4月1日からの料金改定により、現在2,900円となっていますが、今シーズンも昨季同様に、12月13日から3月31日までの冬ダイヤの運賃が3,500円になると発表されました。

この昨シーズンからの運賃の値上げに関する背景や考え方については、一般論として申し上げますが、一つには、最低賃金の上昇や、人材確保のための企業間の賃金競争による人件費の高騰があること、また、燃料費や車両の点検・足回りに必要な経費・メンテナンス費、保険料といった車両関係費及び営業所や待機所に要する維持管理費といった運行に係る諸経費全般が、物価高による影響を受けたことが背景にあると推察できます。

さらには、冬期間の一時的な利用者の増加により車両や乗務員が不足したことにより、それらを補完するために必要な宿泊費や回送に係る経費がかさんでいること、交通事業者としての経営方針に基づいて、サービスの需要に応じて価格をリアルタイムで変動させる、いわゆるダイナミックプライシングを適用させているとも推察できるところです。

他方、運賃の値上げは、長野白馬線に限らず、上高地や乗鞍高原といった需要のある観光路線については、例外なく運賃の値上げを行なっているものと認識しています。

一方で、これら運賃の値上げについての地元対策としては、通学で利用する学生に対しては、定期券の割引を適用する対応をいただいていることは承知していますが、その他の、通勤をはじめとした地元利用者への割引サービス等は設定されていないことから、自家用車を持たない、あるいは運転ができない地元利用者にとっては、経済的負担や移動手段の制限が生じている可能性があるかと認識しています。

次に、3点目の、国・県の補助制度の活用可能性についてと4点目の、事業者との協議の有無と今後の対応方針については、関連がありますのでまとめてお答えします。

初めに、地域公共交通確保維持事業とは、地域の実情に応じて生活交通の確保と維持を図るために、地域間の幹線バス交通の運行を確保・維持することや、地域内の駅やバス停などの幹線交通網と住宅地をつなぐための路線バスや乗合タクシーといった公共交通の運行を確保、維持することを目的とした補助事業で、対象事業の主なもの、目的を達成するために必要となる赤字路線の欠損補助のための運行経費、車両購入費、貨客混載の導入などのサービス向上に資する導入経費に対す

る補助が主なものとされています。

したがって、住民が負担する運賃を低減させるための制度ではありません。

また、ご質問の長野県地域交通支援制度については、信州型広域バス路線支援制度のことを前提としてお答えしますが、この制度の要綱においては、通院・通学等の日常生活に必要な移動を確保するため、広域バス路線の運行に必要な経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するとされており、補助対象となる者は、県計画に運送予定者として記載されている運行事業者又は地域公共交通計画を作成した活性化法第6条第1項に規定する協議会と定められています。

また、補助対象経費は、単独路線の場合は、運行経費の2分の1に相当する額を上限に支援する補助のほか、複数の路線を有する事業者に対しては、対象路線ごとの運行経費の10%の合算を上限として支援する補助制度となっています。

この支援制度においても、先ほど説明した国の支援制度と同様に、運賃を低減させるための制度設計ではありませんので、ご質問のあったいずれの補助制度においても、住民が負担する交通費を助成することへの活用はできません。

なお、特急バス・長野白馬線は、高速バス路線として認可されている路線であり、運賃は基本的には、事業者が国土交通大臣への届出により決定できます。また、冬期間のみ運賃を上げるということについても、運賃制度の範囲内として認められている部分であり、事業者が最終的な判断者となります。

したがって、これまで運行事業者と運賃協議を行なっていることはありませんし、現況、運行制度の範囲内で運用がなされている状況ですので、運賃協議をお願いできるものではありません。

しかしながら運行事業者とは、行政施策の遂行においても様々なつながりがあり、これまでも地域住民から安価にさせていただきたい要望があることはお伝えしています。

また、現在、策定を進めている観光事業者向けガイドラインに盛り込む予定の地元住民に配慮した価格設定について実行していただけるよう、こちらもあくまでお願いベースにはなりますが、伺ってみたいと考えています。

以上、私からの答弁といたします。

議長（太田伸子君） 横川教育長。

教育長（横川秀明君） それでは、私から2点目の通学者への交通費助成制度の検討状況についてご答弁申し上げます。

教育委員会としましては、冬季の交通費負担軽減を目的とした助成制度を検討した経過はございません。また、白馬村から、どこの地域の高校にも通学することができるため、特急バスを利用する高校生のみ交通費を助成することは、他の地域の高校に通う高校生もいることから難しいと考えております。

以上、酒井議員の2つ目のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。酒井議員。

第5番（酒井洋君） 状況はおおむね理解いたしました。ただ、村長も、冬になれば600円も料金が上がるということについては、やはり住民生活上、なかなか厳しいねということをご認識いただいているということでございます。

今まで、特にアルピコ交通との間で協議は行なっていないということではございますけれども、やはり、これからはいろんな面で地域公共交通を考える上で、アルピコ交通との協議といえども大げさですけれども、連絡調整等々は密に行なっていただきたいというふうに考えます。これは当然、観光にも関わるところでございますので、ぜひぜひお願いしたいと思っています。

それから、補助制度の関係の考え方でございますけれども、先ほどご説明いただいたとおりでございますけれども、私もおおむねのところは理解しています。

なぜこのような調査・検討をしているかという質問をしたところでございますけれども、国の確保維持事業というのは、変な話ですけど、町村をまたいでやる系統のイメージの路線バス等には、運行経費低減のための助成があるわけです。

今回の要は白馬長野線は、白馬村、大町市、小川村、それから長野市というような形で、地域をまたがる幹線バス交通なわけです。

ですから、そういったバス交通には当然運行経費の低減のための助成がされる可能性があるのではないかとことを確認したかったわけでご質問をさせていただいたところでございますが、それについては、しっかり担当の県職員、または国の職員等ともう少し深掘りをしていただけないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。

国のほうの補助事業につきましては、先ほど村長答弁にもありましたとおり、赤字欠損の幹線路線を対象とするということが明記されているので、黒字路線の路線については、その国のほうの路線対象にはならないということになります。

したがって、仮に白馬長野線が黒字路線ということになれば、この路線に対しての事業者の諸経費に係る補助金は対象にならないということになります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。酒井議員。

第5番（酒井洋君） 分かりました。赤字のときには対象になるということは、白馬長野線は赤字ではないということですよ。白馬長野線は赤字でなくて、黒字なのに何で値上げするんでしょうね。

やはり、もうけられるところからもうけちゃえという、そういう考え方が、先ほど言ったようなあれですかね、ダイナミックプライシングという考え方になってしまうんでしょうかね。非常に、地元に住んでいる者としては、厳しい運賃設定だと思いますので、これにつきましては何らかの検

討をしていただきたいというふうに思っています。

それから、赤字ということで、だったら出るという話になるんですけども、今回、特急バスというくくりではやっているんですけども、先ほども言いましたように、この白馬長野線は、多くの町村、長野市とは言いながらも、実際は合併した中条村とか七二会とか、どちらかという、既にアルピコ交通や長野電鉄でさえも運行をやめてしまいたいというような——赤字だからやめるわけですよ——というような路線になっているわけです。

ですから、今回の長野白馬線も、今は特急バスのくくりかもしれませんが、新幹線というところの、かがやきかはくたかみみたいな感じで今は運行されているんだと思います。実際、バス停も美麻と千見だけですよね。——ごめんなさい。村内はサンサンパークございますけども。

そういったところで、大町市の美麻のところに2か所止まる程度で、あとは長野に直行なわけでございますけれども、これを地域間交通の確保ということであれば、小川村で止まったりとか、中条の道の駅で止まったり、七二会のところ止まったり、小松原のところで止まったりというような形で、あさまじゃないですけど、各駅停車みたいな形で路線バスだよという位置づけになれば、実際の運行時間は恐らく10分くらいは延びてはしまうかもしれませんが、そういった形で路線バスのくくりをしてもらえば、朝晩だけは、あさま型の各駅停車のバス（特急バス）を走らせる。昼間は、かがやきタイプの本当の特急バスを走らせる。そんなような運用でいけば、ある意味、各駅停車のあさま型の各駅的バスであれば、路線バスとして収益が難しいから、運行経費が補助されて、それに伴って運賃を上げずに済むんじゃないかというような考えにも至るのですが、いかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。

若干、先ほどの答弁に補足しますけれども、赤字路線であるか黒字路線であるかは公表されていないので、分かりかねるところはあるんですけども、この国の補助金を申請する対象者は、運行する事業者、もしくは、先ほど村長答弁でもありましたとおり、法定協議会、白馬村でいうと地域公共交通会議が補助事業者となって申請すると、この2つの選択肢しかございません。

したがって、運行事業者じゃない場合には、村の法定協議会として、この路線は大事だよということで、申請できる可能性はなくはないですけども、ここには一つハードルがあるということで、検討しなければいけないということが上げられると思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。酒井議員。

第5番（酒井洋君） 現状はよく理解しておりますが、やはり柔軟な考えを持ち、いろいろな公共交通施策、現在、観光課で所管していると思いますので、そういった面からも、いろんな考え方、特にこの長野白馬線は、先ほども言ったとおり、多くの市町村を運営しているバスでございますので、非常に地域にとって大事な公共交通機関だというふうに私は思っています。

先ほどの中学生の話ではないですけど、やはり長野から白馬はあまり便利がよくないねというように、議会からでも発言がありました。地元の中高生が、長野へも気軽に行けるんだよ、長野からちょっとバス乗ればイオンも行けちゃうんだみたいにならなくなったほうが、定住としてはやはり策にはつながるのではないかと思います。

さらに申し添えますが、バスの定期代が高いんだということで、長野への進学を検討している、実際進学したお子さんがいる家庭は、バスで通って通えないこともないんだけど、これだけ定期代が高いんだったら、長野へアパート借りて下宿しちゃおうかといって、長野へ住んじゃっているというようなお子さんもいて、これが将来的になかなか村への定着につながらないという部分もちょっと若干は、先ほどの伊藤議員の話ではございませんけども、そういう側面もあるのかなというふうにも思うところがございますので、ぜひ、柔軟な考え方で公共交通としての考えをまとめていただき、住民にとってよりよい公共交通になるように望みまして、私の質問は以上といたします。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第5番酒井洋議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第2日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日12月10日は午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、明日12月10日は午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時41分

令和7年第4回白馬村議会定例会議事日程

令和7年12月10日（水）午前10時開議

（第3日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

令和7年第4回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 令和7年12月10日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山宏充	第7番	切久保達也
第2番	太田学	第8番	伊藤まゆみ
第3番	鈴木均	第9番	松本喜美人
第4番	永井勝則	第10番	丸山和之
第5番	酒井洋	第11番	太田伸子
第6番	内川史朗		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸山俊郎	副 村 長	吉田久夫
教 育 長	横川秀明	総 務 課 長	田中克俊
税 務 課 長	太田雄介	住 民 課 長	堤 則 昭
健康福祉課長	工藤弘美	教 育 課 長	下川浩毅
子育て支援課長	中村由加	会計管理者会計室長	松澤孝行
生涯学習スポーツ課長	鈴木広章	観 光 課 長	山岸大祐
農 政 課 長	田中洋介	参事兼建設課長	矢口俊樹
上下水道課長	廣瀬昭彦		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田俊社

7. 本日の日程

1) 一般質問

1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

これより、令和7年第4回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（太田伸子君） 日程第1、一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は8名です。4名の方の一般質問は昨日終了しておりますので、本日は4名の方の一般質問を行ないます。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第2番太田学議員の一般質問を許します。第2番太田学議員。

第2番（太田学君） 第2番太田学です。まず、9月議会で取り上げた喫煙所の設置について、村として具体的な計画づくりが進んでいるということを知っております。受入れ環境の改善が一步進んだことを前向きに受け止めています。

こうした整備は、今回提出されている白馬村マナー条例案の趣旨とも関係し、利用者にとって分かりやすく公平な運用が求められています。

一方で、条例の運用次第では、文化や言語に不慣れな方を意図せず排除してしまう懸念が残っております。近年は、外国人というだけでアレルギー反応のような批判を向ける一部の人もおり、そうした姿勢が地域の信頼や魅力を損ねる可能性を無視できません。

白馬を訪れる多様な来訪者を尊重し、理解しやすく丁寧に伝える姿勢を村が一貫して示すことが、観光地としての持続性につながると考えています。

その意味で、私たちがどのように情報を届け、どのように村の姿勢を示すのかが、今まで以上に問われています。案内や周知の在り方が来訪者の体験に直結する以上、村としての発信の方法を見直し、整理していく必要性が高まっています。

以上を踏まえ、今回の質問に移ります。

現在、白馬村のロゴや関連デザインが印刷物や看板、ウェブサイト、SNS、名刺、車両などで

統一されていません。同じ「白馬村」という名前であっても、部署や事業ごとに異なるロゴや書体、配色が使われている状況です。

こうした不統一は、村の発信力や信頼性を損なうだけでなく、デザインのつくり直しなど無駄なコストも生じかねません。

他の自治体では、ロゴや色、文字の使い方を明確に定めたブランド・ビジュアル・アイデンティティガイドラインを策定し、全庁的に運用している例が多く見られます。

また、デジタル庁が定めるデザインシステムでは、ウェブ上の色や文字のコントラスト比など、アクセシビリティ基準が明確に示されており、公的な情報が誰にでも読みやすく伝わることが求められています。

さらに、長野県の「しあわせ信州」ロゴは、使用規程と承諾基準を公開し、品位の保持や誤用防止を定めています。このように、ガイドラインを整えることは、情報発信の統一性だけでなく、行政の信頼性と効率性を高める基礎的な取組といえます。白馬村としても、こうした事例を参考に、ブランド・ロゴの在り方を整理する時期に来ていると考えます。

そこで、以下の点についてお伺いします。

白馬村として、村全体でのブランド・ロゴ使用ガイドラインを策定する考えはあるか。策定期間と所管部署をお伺いいたします。

非営利・営利での使用申請や禁止条項を明確にした使用要綱の整備を検討しているのかお伺いします。

デジタル庁の基準を参考に、ウェブのアクセシビリティ（色や文字の読みやすさ）を明文化する考えはあるかお伺いします。

最後に、観光やイベントに関連するロゴについて、必要に応じ商標登録を行ない、混同や無断利用を防ぐ方針はあるのかお伺いをいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） おはようございます。一般質問2日目、よろしくお伺いいたします。

太田学議員からは、白馬村のロゴの統一について、4項目のご質問をいただきました。

初めに、他の自治体の事例としまして、太田議員が例に挙げた長野県の「しあわせ信州」ロゴは、2013年に策定された信州ブランド戦略の一環として、信州ブランド力の向上を目指し、「信州らしさ」の統一感ある発信を行なうため、また、「信州」を発信するもの同士が互いにブランドづくりに向けた行動を呼びかけるため、「しあわせ信州」のロゴデザインを定めています。

ロゴの使用に関しては、「しあわせ信州ロゴデザイン使用規程」が定められており、行政だけでなく、事業者や個人でも使用することができ、使用には原則長野県知事の承認を得ることとしています。

また、同様の事例として、長野市では将来にわたって選ばれる都市となるために、魅力や価値を

都市ブランドとしてまとめた都市ブランドデザインを定め、長野県と同じように使用規程、ガイドラインを定め、行政以外も使用可能となっています。

本村においては、現在公式に定めるシンボルマークとしては、白馬村村章制定条例で定める村章のみであり、広報はくぼや行政公式ホームページ、公式SNSのアイコンなどに使用しています。

しかしながら、村章制定条例では、白馬村の「ハ」と「ク」を図案化したシンボルマークの比率などの形を示しているだけで、村旗以外は色やそれ以外の使い方については定めていません。そのため、太田議員のおっしゃるとおり、使用環境や媒体によりロゴや色、文字の使い方が違い、統一感がなくなっているのは事実であります。

白馬村全体のブランディングを進めていく上では、統一的なロゴやデザインがあることが、村が目指す方向をしっかりと示すことができることを考慮すると、重要なことであると考えます。

以上を踏まえて、まず、1点目のブランド・ロゴ使用ガイドラインを策定する考えはあるかのご質問であります。ブランド・ロゴ使用のガイドラインについては、まずは、現在使用しているロゴをそのまま使用し続けるのか、新しいブランド・ロゴを作成していくのかについて検討する必要があります。そのため、その時期については現時点では未定であります。

また、所管課に関しては、行政・観光などそれぞれでの視点から検討していく必要はございますが、取りまとめと調整は、総務課が行なうことになろうかと思えます。

次に、2点目の使用要綱の整備を検討しているかのご質問であります。これについても1点目同様に、まずはブランド・ロゴ作成をするかどうかについて検討した後、それに合わせて、例えばヴィクトワール・シュヴァルブラン・村男三世と同様に、住民や企業もブランド・ロゴを仕様できるようにするかを含めて検討した上で、必要性があれば策定していくことになろうかと思えます。

次に、3点目のウェブアクセシビリティを明文化する考えはあるかのご質問であります。平成30年度に行政公式ホームページのリニューアルを行なった際に、行政公式ホームページ内を対象範囲として、日本産業規格（JIS規格）の適合レベルAA（ダブルエー）に準拠することを目標とした白馬村ウェブアクセシビリティ方針を定めています。

このJIS規格は、規格番号をJIS X 8341-3として平成28年に制定され、高齢者や障害のある人及び一時的な障害のある人が、ウェブコンテンツを利用するときの情報アクセシビリティを確保し、向上させるためにウェブコンテンツの企画・設計・開発・制作・保守及び運用をするときに配慮すべき事項についての規定であり、総務省が示す「みんなの公共サイト運用ガイドライン」及びデジタル庁が示す「ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」においても、この基準を示しています。

また、本村の行政公式ホームページを更新する際に使用する管理システムでは、アクセシビリティ・チェック機能があり、職員自らが作成したページのチェックが可能です。

ウェブアクセシビリティに対する今後の方針としましては、改めて職員への周知や研修を実施す

ことで、職員のウェブアクセシビリティに対する意識の向上を図るとともに、関係省庁や関連企業などで構成されるウェブアクセシビリティ基盤委員会において、JIS規格改正への検討が始まっていることを踏まえ、情報を収集するとともに、適切な見直しを実施できるように準備を進めてまいります。

最後に、4点目の観光やイベントに関連するロゴについて、必要に応じて商標登録を行なう方針はあるかのご質問ですが、議員のおっしゃるとおり、ロゴを商標登録することで、悪質な利用の防止や無断利用を防ぎ、ブランドを保護していく上では大きなメリットとなり、デメリットとしては、管理コストが必要になることが考えられます。

先に例として挙げた長野県の「しあわせ信州」ロゴデザインは登録商標ですが、長野市の「都市ブランドデザイン」は商標登録を受けておりません。ただし、長野市では、長野市「都市ブランドデザイン」の使用に関する規程を定めて、デザインの使用に関する一切の権利は市に属するとした上で、デザインを使用する場合の取扱いについて規定しております。

この点につきましても、まずはどのようなロゴをどのような形で運用・使用していくのか、方向性を定めていく上で、必要に応じて商標登録についても検討したいと考えています。

以上、太田学議員の1つ目のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第2番（太田学君） 現状の説明をありがとうございます。村章のことに限って言いますと、村章制定条例というのが昭和42年に制定されているというのは、すぐ調べたら皆さんも出てくるとは思うんですけども、これをそのままいきなり変えろということは難しいとはもちろん思いますし、せっかくここからずっと使われているので変える必要も甚だ感じはしないんですけども、やっぱりこの条例の下に規則等で使い方というか、承諾を得て使うとか、そういったことを入れてもいいんじゃないのかなとは思んですけども、そういうお考えはないでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えいたします。

ただいま太田議員がおっしゃいましたとおり、白馬村村章制定条例というのがございます。ただし、こちらにつきましては、村章のデザインのその形状の比率等を定めたのみになっております。

ご質問のとおり、その取扱いを定めたものにつきましては、他市町村の例を見ますと、規則あるいは要項で定めているところが見受けられます。

特に、この村章に関しましては、当然その権利は白馬村に帰属しているものでございまして、その村章の使用につきましては、当然のことながら公共性あるいは公益性があつて、その成果から見ても村の尊厳を損なうことのないもののみ認めるべきというふう考えられます。

従いまして、こういった他の自治体の例を参考にしながら村章の取扱い、あるいは認めるべきものとしたときのいわゆる申請の手續、使用に関してのルール、こういったものを定めていく必要が

あるということは感じておりますので、この点につきましては、早急に研究して実施してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第2番（太田学君） 検討していただけるというお答えいただきました。その担当部署というのは、先ほど総務課ということでお答えはいただいたんですけども、総務課の中だけでその検討を進めるのか、例えば庁内横断的な形で管理会議とか、統一検討会みたいな、そういうのを設ける考えというのはあるんでしょうか。

また、その検討の開始時期、例えば来年度中に形にするとか、もしその中で今の考えがおありでしたらお聞かせいただきたいです。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えいたします。

現在、村のほうでこういった情報の発信について、庁内横断的に関する話し合う組織といいますのは、広報編集委員会というのがございます。

主な役割といたしましては、毎月発行しています広報はくばの原稿の集約ですとか、その構成というものが現在のところは主な役割になっておりますけれども、当然これからは戦略的な広報、あるいは今回の質問でございましてそういった内容というの、村の大事な施策になってきておりますので、この今の広報編集委員会、これ各課から募っている委員会ですけれども、これを活用しながら行っていくのか、また今各課の課員よりももうちょっと上のレベル、例えば係長、あるいは課長に限定したところで話し合っていく組織をつくるのか、そのあたりは今後の進捗、あるいは業務内容と比べて検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第2番（太田学君） できれば具体的な日付というのが欲しかったところではあるんですけども、現状お忙しい職員の皆様に対して、横断的な組織で1年以内に考えろというの、ちょっと酷な話ではございますので、必要に応じて対応していただけるという点を尊重いたしまして、納得したということにします。

それから、もう一つ、今回ちょっと村章に限って言わせてもらっていて、本当はもっと大きな枠で言えばよかったんですけど、現状手元にある白馬村としてのデザインというのが村章、分かりやすいので、これを例に取って言っているわけですけども、村章のデザインは規定されているということをお願いいたしますが、これ多分デジタルデータみたいな形でオープンにしているようなデータというのは、今現状ないんじゃないかと思うんですけども、例えばその公式サイトで、著名なデザインソフトで利用できるようなファイル形式で配付したり、先ほども申し上げたように色

の指定、なるべくこの色で使ってほしいというか、コードの指定なんかもあると思うんですけど、そういったのを一般的に公開するというようなお考えは、もしおありかどうか聞ければと思うんですが、お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

確かに、先ほどの村長の答弁でも申し上げましたとおり、旗については色が決まっているんですけども、それ以外のものについては形は決まっていますが、色等決まっておりません。

先ほどの答弁と重なりますけれども、いわゆるその利用規程、どういったものに利用させるのかというところがまず肝腎なところで、村民誰でも使えるようにするというのであれば、当然そういったものを公表して、また使いやすいような形でということも必要になろうかと思いますが、特に殊、営利目的のようなもので村章を勝手に使っていいのかどうか、その辺のところのポイントになってくるとは思いますけれども、仮にそういうふうになれば、あえてオープンにせず内部、あるいは村の委託者、業者さんに手渡すという形になろうかと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第2番（太田学君） 確かに今おっしゃられたとおり、オープンデータで配布すると、誰でも正確な村章がどこにでも使えるということで、使用規程とともに制定しないと、これは意味がない話ではありますので、先ほど申し上げたとおり、その使用規程というのをなるべく時代に沿ったような形で順次つくっていただいて、できればそういうデータと一緒に公開していただけると、ありがたいかなと思います。

例えば、今村章制定条例を見て、白馬村の山の2つの形の角度の比率がすごい数学の計算式みたいなことで書いてあって、多分これ一からノベルティーとかにつけようと思ったときには、非常に作りづらいなかなという気も個人的にはしますので、そちらも考えていただければと思います。

今ちょっとロゴの話だったんですけども、白馬村というフォント、字体なんですけれども、これ例えば今もちろんシーズンで除雪車が走っていると。白馬村って書いてあったりしますし、もちろん公用車にも白馬村っていう文字もございます。

それから、これは行政だけではないんですけど、白馬村に入る道路に「ようこそ白馬村」という看板がたしか3か所立っていると思うんです。そこにも白馬という文字が、これはたしか力強い筆文字の形だったかと思うんですけども、そのあたりなんかもひとつ規則で制定というよりは、例えば庁内的な何か目安の何かを内部的につくってもらって、こういうときは、こういうフォントを使ったらどうですかという形で、そこぐらいも統一してはいいんじゃないかなと思うんですけども、お考えはどうかお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えいたします。

確かに、例えば我々がチラシですとか、会議のときに前に貼る、これも今パソコンでいろんなフォントを使って、その雰囲気に合わせてようなものをつくっているということで、特に決まりというものはなく、各職員に任せているというような感じでございます。

また、村のホームページに使っている字体も、ちょっと特殊な字体なのかなというふうに思ったりしていますけれども、今の段階ではそういった規程はないです。

これを先ほどの長野県、長野市のような形で、しっかりした決まり、規程にして、あらゆる人がそれを守って使っていただくようにしていくのか、あるいは、取りあえず内部で発信していくものについて、ある程度の法則性を持ってつくっていったらいいのか、どちらかという、まずは後者のほうになろうかと思えますけれども、当然村が出すものについての統一性、あるいは考え方、そういった必要になってくると思えますので、その辺につきましては今のご意見を踏まえて、総務課が中心になってまずは庁内の中的意思統一を図って、そういったものを定めていきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第2番（太田学君） 統一したものがあれば、非常にそのアピールという点では村内にいる方や、観光で来られる方も、いろんなところで白馬村という文字、もちろん村章よりも目にする機会が多いのかなと思いますので、何らかの統一性というのを持たせてもいいんじゃないのかなと思いますので、検討を進めていただければと思います。

本来であれば、その商標登録なんかもしていただいたほうがいいんじゃないかなとは思っていたんですけども、もちろん管理コストというのが恒常的に発生してしまうお金になってしまいますので、また時を見てという言い方で申し訳ないですけども、検討していただければいいんじゃないかなと思います。

並びに、その白馬村の下に、例えばキャッチフレーズみたいなものをつけて、例えば移住パンフレットなんかを見ていると、何か自然とつながるとか、いいことが結構書いてあったりするんですよ。

もちろん、村民憲章の中から、これってフレーズを選んで白馬村っていうロゴの下にちょっと入れておくとか、そういうことしたら、シビックプライドちょっと言い過ぎかもしれないですけども、白馬村ってこういう村なんだってすぐく分かりやすいかなとは思いますが、例えば印刷媒体とかにちょっとしたその言葉を入れてアピールしていくっていうお考えはあるのかなと、お伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えいたします。

例えば移住のパンフレットで言いますと、対象とする方が白馬村への移住、あるいは日本各地への移住の中で白馬を選ぶ可能性がある。そういったところ、それを伝える、白馬村の我々の思いを伝えるようなもののキャッチフレーズが必要でありますし、現在策定中の第6次総合計画、これ来年から始まりますけれども、当然基本構想にうたっている基本理念、これを村民の皆さんに伝えていくために、そういったもののそれ相応のパンフレットにはつけていかなきゃいけないということで、その必要につきましては、非常に大切なことだと思っておりますので、先ほどそのブランド、あるいは商標登録、そういったことに限らず、そういったものには使ってまいりたいというふうに思っています。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第2番（太田学君） ブランドとして保護していただくというのは、大前提ですので、今回の検討をもろもろお願いした上で、本件の質問を終わりたいと思います。

次に移ります。

次は、有害鳥獣対策です。

全国的に熊の出没や人身被害の多発が深刻な社会課題となっており、市民の関心や不安も一段と高まっています。

環境省のまとめによれば、令和6年度の熊による人身被害は全国で200件を超え、統計開始以来最多の水準に達しています。生活圏や人家周辺への出没も相次いでおり、これまで安全とされてきた地域でも注意が必要な状況が続いています。

一方で、本村においても、山麓や集落近くでの熊の目撃、出没情報が多く寄せられており、通学路や住宅地に近い場所での確認も増えています。さらに、農作物への被害については、ニホンザルによる食害が近年目立っており、農業者の営みにも少なからぬ影響を及ぼしています。

こうした中で、住民の安心と農林業の持続を守るためには、迅速かつ効果的な有害鳥獣対策の強化が急務であると考えます。

そこで、以下の点についてお伺いします。

1、白馬村の鳥獣被害防止計画（令和5年から7年度）、現行計画で定めた種別ごとの捕獲目標、たとえばシカ、イノシシ、サルに対して、村として把握している今年度（令和7年度）の進捗見込みを含め、計画目標の達成状況についてお伺いいたします。

2、村の有害鳥獣対策実施隊は、猟友会員と村職員で構成され、必要に応じて出動していますが、常に出動できる人員の高齢化や人員不足が進んでいます。現在の委託・請負の仕組み（猟友会への委託や補助金単価など）を改めてご説明いただくとともに、県が進める認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用、あるいは広域的な連携による外部担い手の導入について、今後の方針をお伺いいたします。

3、有害鳥獣対策では、現場に出る実施隊だけではなく、役場職員の皆さんの負担も少なくあり

ません。出勤要請の受付や許可申請、報告書の作成など、事務作業が多岐にわたり、時には休日や夜間対応を迫られることもあります。

今議会では、人事院勧告に基づく職員給与改正の議案も提出されており、日ごろから多用で負担の大きい業務に当たっている皆さんの働きを改めて感じているところであります。

限られた人員の中で日々対応している職員の皆さんに、まず敬意を申し上げます。

こうした負担を軽減し、迅速な対応を可能にするためには、出勤や報告のデジタル化、そして庁内での応援体制の整備が欠かせません。これらの取り組みについて、現状と今後の方向性をお伺いいたします。

4つ目に、熊への対応は特に危険を伴う業務であり、現場では常に緊張を強いられています。実施隊や職員の皆さんは、地域の安全を守るために迅速な判断と対応を求められており、その負担は決して軽いものではありません。

そこで、熊の出没に対応した際の出動手当の金額は、現在どのように定められているか、その算定根拠や支給条件についてお伺いをいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 2つ目の有害鳥獣対策について、4項目のご質問をいただきました。

太田学議員におかれましては、大北猟友会白馬支部の会員として、有害鳥獣駆除活動にご尽力をいただいております。議員のおっしゃいますとおり、熊の人家周辺への出没は、特に東北地方で深刻な状況になっています。

本村では、県や猟友会、地区等の関係者のご協力により、いち早くクマゾーニング管理実施計画を策定し、計画に基づいた環境整備を実施しています。この場をお借りし、策定に携わっていただいた関係者の皆様に対し、改めて深く感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、答弁に入りますが、1点目の鳥獣被害防止計画と2点目の鳥獣被害対策実施隊に関しては、いずれも「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」が根拠になっていますので、一括して答弁させていただきます。

この法律は、国の方針に基づいて市町村が鳥獣被害防止計画を作成し、財政措置を講じることで国の支援を受けることができます。また、市町村が鳥獣被害防止対策協議会及び鳥獣被害対策実施隊を設置し、防止対策を講じることで、農山村地域の振興を図ることを目的とするものです。

白馬村鳥獣被害防止計画の捕獲目標に対する今年度の達成状況であります。12月1日現在、イノシシは達成目標40頭に対して10頭、ニホンジカは達成目標40頭に対して22頭、ニホンザルは達成目標35頭に対して35頭、また、ツキノワグマは、状況によってその都度許可申請しますが15頭です。

本村の鳥獣被害対策実施隊は、設置要綱に基づき「村長が村職員のうちから指名する者」と「被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれ、かつ、白馬猟友会の

会員のうちから猟友会長が推薦する者で、村長が任命する者」で構成されています。

会長推薦により、村長が任命した猟友会員は、公的な有害鳥獣駆除に携わっていただくこととなるため、狩猟免許更新費用等の10分の10を助成し、熊等の目撃に伴う緊急出動の際は報酬を支払っています。

現在、単価は1日当たり3,000円ですが、1日に複数回目撃情報に伴う出動もあるため、今定例会において、「白馬村特別職の職員で非常勤のもの報酬に関する条例の一部改正」を提出し、支給区分を「1日」から「1回」に改正させていただきたいと考えています。

また、猟期前までに定期的を実施する有害鳥獣駆除業務は、猟友会と委託契約を結んでおり、契約単価1人1日当たり3,000円です。

次に認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用ですが、県知事が認定した事業者は11事業者あります。県内の活用実績を長野県に確認したところ、県がニホンジカ調査のために委託したのみで、市町村の活用はないと伺っており、本村としても、現在のところ活用する予定はございません。

市町村が活用する場合は、有害鳥獣駆除にご協力いただいている猟友会との調整が必要になるものと思慮します。

広域的な連携としては、本年6月18日に、サル対策について先進的に取り組んでいる大町市職員を講師に招き、猟友会、農業委員会、関係区で組織する白馬村鳥獣被害対策協議会で机上研修を実施しました。

実際に有害鳥獣駆除を広域連携により実施する場合、行政間はもちろん、特に猟友会支部間での調整が必要になってまいります。現在のところ、そこまでの状況には至っていないと考えています。

次に、3点目の職員の負担軽減のための出動や報告のデジタル化、庁内応援体制の整備の現状と今後の方向性についてのご質問ですが、まず、現在熊等が出没した際の出動の流れをご説明いたしますと、目撃情報の流れは、1、個人または警察から、役場に目撃情報の通報があります。2、目撃時間、場所、大きさ、どちら方面に移動したかを聞き取ります。3、通報を基に、防災システム“ライデン”に入力します。4、防災無線・公式ホームページ・公式メール・公式ライン等に情報が流れ、住民に周知します。5、農政課担当職員、猟友会役員のグループラインに詳細情報を流します。6、現地に出動します。

次に、出動報告の流れですが、1、猟友会から電子データ、紙媒体により、出動者名簿、写真等の提出があります。2、農政課担当職員が取りまとめ、出動報酬を四半期ごとに支払います。

以前に比べれば、住民への周知はデジタル的になってきましたが、家庭においては、パソコンやスマートフォン等への入力作業といったアナログ的作業が必要になります。

庁内の応援体制ですが、熊等が出没した場合、農政課では係を超えてパトロール等を実施する体制を取っています。現在のところ、課を超えての体制は取っていませんが、担当課だけでは手に負

えない鳥獣による有事が発生した場合は、当然、庁内連携による対応が必要であると考えています。

最後に、4点目の熊出没における出動手当の額はどのように定められているか、その算定根拠や支給条件についてであります。本村では、役場職員以外の有害鳥獣対策実施隊員には、出動報酬を個人へ支払っています。その根拠は、2点目の答弁と重複しますが、「白馬村特別職の職員で非常勤のもの報酬に関する条例」で規定しているものであります。

以上、太田学議員の2つ目のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第2番（太田学君） まず、1つ目の答弁でいただきました目標の数字なんですけれども、令和6年度と比べると、シカの頭数が結構少ないのかなということを思いました。

それで、これを踏まえた上で、来年度の次期計画ではどういったその改善点を検討しているのかをお伺いできればと思います。

例えば、わなの設置場所を見直していくとか、地元猟友会と連携強化をするなどの現場の意見をどの程度反映できる見通しであるのかを、併せてお伺いをいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 答弁いたします。

次年度以降の目標頭数につきましては、今年度の実績を踏まえて、猟友会と相談しながら決定していくことを考えております。

特にサルにつきましては、今年大分多く被害があるものですから、この状況を踏まえて、捕獲頭数は増やしたいというふうに考えております。

わなの設置場所についても、なるべく捕獲ができやすい場所にぜひ見直しをしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第2番（太田学君） 来年度も同様に対応していただけるということで、次に、その2番目の質問に関してなんですけれども、猟友会への委託、担い手の確保ということで、狩猟免許等の更新助成をしていただいて、担い手の確保に努めていただいているということではあったんですけれども、例えば新規狩猟者に関しましては、手続上のお金のほかに、例えば実際に銃の免許を取れば銃が必要になってきます。

銃が必要になって、また銃のロッカーや弾を保管するロッカーも、これ新しく買った場合は5万円以上、銃に至っては10万円前後かかってしまうんですけれども、もちろんこれは個人の財物であるので、すぐにその全額10分の10で補助しろというのは難しいのかもしれないんですけれども、何らかの補助というのを今後お考えがあるのかどうかお伺いできればと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 新規狩猟者への補助ということなのですが、公費で今支出しているのは、有害鳥獣に従事していただいている方ということになりますので、そこら辺をどういうふうにかえるかということになりますので、いきなり有害鳥獣の駆除に従事というのは、なかなか今推薦もいだけないものですから、そこら辺の調整はこれから考えたいと思いますが、新しくその担い手の確保というのは、有害鳥獣にとってとても大事なことです。今後どうしていくかというのは少し庁内でも考えさせていただきたいと思います。

以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第2番（太田学君） 新規狩猟者あつての有害鳥獣捕獲の実施隊ではあると思いますので、ぜひその間口を広げるためにも、いろいろな補助策というのも併せて検討していただければと思います。

続いて、その猟友会に委託をしているということなんですけれども、お伺いした感じだと、職員への負担というのもそれなりにあるように感じるんですけれども、もう少しその猟友会へのウエイトを増して、職員の負担を軽減させるというお考えはないでしょうか。例えばその報告書、具体的な報告書までを猟友会につくってもらって、農政課の職員に関しては数を数えるだけ、報告書をファイルするだけというような仕事にできれば、より負担軽減につながるのかなと思うんですけれども、いかがお考えでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 職員の負担を考えていただきありがとうございます。今ちょうど来年度予算の時期ですので、来年度農政課で考えているのは、猟友会員の中からもしいい人がいるのであれば、推薦していただいて、会計年度任用職員として雇用できればいいかなというふうに思っております。

仮に村内にそういう人物がいないということになりますと、他市町村でやっておりますが、外部からの人材というのを雇用したいと思っております。そういう方に事務も含めて有害鳥獣の業務を担っていただきたいなというふうには、今課としては考えているところであります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第2番（太田学君） 今、課長がおっしゃっていただいたのは、多分ガバメントハンターという、最近ニュースなんかでも見るんですけれども、そういったところに通じるお考えではあるのかなと思います。

熊に関してはかなり危険なもので、警察、自衛隊なんかもちろん動くということではあるんですけれども、そこに頼り切らずにガバメントハンターを利用していただいて、職員とガバメントハンターと、猟友会と警察、自衛隊という形で、総合的に対応していただければいいんじゃないのかなと思います。

今ハンターの話をやっているんですけども、ゾーニングの話も先ほどいただいてまして、白馬村はその熊への対応に関しては、近隣他市町村よりも早くという言い方はちょっとおかしいんですけども、かなり早い段階でゾーニングをつくったなど僕は感じてまして、これを運用したことで、例えば出動の判断が楽になったとか、住民への周知がやりやすくなったとか、やっぱりここ危険だよねという箇所がデータというか、目で見て分かるようになったというような成果が何らかはあるとは思いますが、そういった具体的な成果や改善というのが見られたかをお聞かせいただければと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） ゾーニングの成果ということなんですが、これはまず一番には職員意識の向上であります。視覚的にどこで緩衝帯整備をすればいいかとか、緊急銃猟はどこで対応できるかとかというのが、ゾーニングを見ることによって判断できるようになったというふうに考えております。

ゾーニングは、今年の6月20日から運用しましたが、以後熊の出没箇所については、必ず職員には現場に行なってゾーニングを4区分に分けているんですが、その4区分を確認するようにということを指示しております。

今後も、このゾーニングをつくったばかりですので、必ず年に一回程度はブラッシュアップをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第2番（太田学君） ありがとうございます。熊の出没マップも整備していただいているので、そういったゾーニングと併せて見ることで、視覚的にいろんな情報が浮かび上がってきて、今後にご利用していただけるのかなというのは、常に感じているところではございます。

最後に、今ちょっと話題にも出たんですけども、緊急銃猟というのが、今実施されるようには体制がつくられているとは思いますが、この判断基準や出動の流れというのは、恐らく近隣市町村でいうと大町市さんがかなり早くから整備されているので、そこを踏襲していくのかなとは思いますが、住民への周知というか、安全確保の方法については現在どういった考えで運用しようとしているのか、緊急銃猟にいく状況というのは、ほとんど白馬村では発生しないのかなと思いますが、その安全確保の方法について、どういったお考えがあるのかだけお聞かせいただければと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 緊急銃猟なんですが、非常に私たちもどのように運用していけばというのを考えておまして、これは9月1日から運用になったんですが、9月30日には村の独自訓練、猟友会さんとか警察を入れて実施しております。

その中で、実際に熊が出た場所で訓練してみたんですが、ここは実際緊急銃猟できるのかとか、あと何メートル、何百メートルのところに住民の避難をすればいいかというような訓練を行ないました。

これについては、この状況、状況によって異なってくると思いますが、なかなか私たちも村でも専門的な知識ある人いないもんですから、長野県のほうにぜひ年に1回ぐらいは、緊急銃猟の関する専門的な訓練をしてくださいというような今要請をしております。

その中で、安全管理ですとかというのを徹底して、もしそういう状況が起きれば対応したいというふうに考えております。

以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第2番（太田学君） 緊急銃猟というのは、住民への周知と避難がかなり重要で、住民がいる中ではもちろんできないことですので、もちろんその実施部隊の訓練も大事なんですけれども、住民も例えば入れてどうやって通知するか、防災無線で全村に流すべきなのか、該当区域、区によって防災無線って入れたり入れなかったりできると思う、発信の制限はできると思うので、該当の区にだけ流すのか、それともその範囲内の個別のお宅に直接訪問して避難を促すのかというのは、かなり実際になってみないと分からないことで、すごく時間のかかることでもありますので、ぜひ住民なんかも含めた感じで訓練していただければなと思います。

全体的に今回示された方向性が、現場の力になることをかなり期待していますので、引き続き議会としては取組を見守っていきたいと考えております。

以上で私の質問を終わります。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第2番太田学議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時56分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第10番丸山和之議員の一般質問を許します。第10番丸山和之議員。

第10番（丸山和之君） 第10番丸山和之です。私、今、五十肩で病んでおりまして、いつものように美しく手を挙げることができませんので、ご了承願いたいと思います。

観光課の皆さん、大変ご苦勞されておりまして、山小屋の建て替え事業につきましては、方針が二転三転しております。地域住民の皆さんからも、あれは一体どうなっているのだやというような声も聞かれるようになりました。村民の皆さんに関しては、これまでの経緯みたいなものは知るところではございませんので、本日は新八方池山荘建て替え事業についてお伺いをいたします。

インバウンドの効果や不動産取引が活発になる中、税収も少しずつ増え、6年度の決算としては

黒字となりました。

しかしながら、オリンピック施設の負債や維持管理、災害による負担、大雪による除雪費の増、気候変動による豪雨災害も想定される中、さらに物価高騰や資材の高騰による負担は、今後ますます増えていくことを考えると、決して余裕のある財政とは言えないと考えます。

これから村は、新子育て支援施設も含め、やるべき事業がある中、計画の変更や実施時期の見直しを考えるとさななかもしれません。

しかし、計画している事業は、これからの村を考えて、必要であるとして進めているわけですから、やるやらない、するしないの判断は簡単ではないと思います。

そこで、新子育て支援施設の次に計画を進めている、新八方池山荘建替え事業について伺いをいたします。

(1) 専門家も含めた審査委員会も立ち上げ、BT+コンセッション方式のPFI事業を計画していたわけですが、このたび、土地貸付型を中心にしたPFI事業に変更するとの説明がありました。

改めて、実施方針の変更の経緯と変更の理由、また審査委員会は継続するのか伺います。

(2) 今回の事業方針の変更で、幅広い官民連携を対象に検討していくとのことだが、事業規模の縮小も含め検討していくのか、また八方池山荘以外の山荘を含めた連携の検討との説明もあったが、八方池山荘以外の山荘とはどういったものなのか伺います。

(3) 当初の試算では、インシヤルコストだけで19億近い金額が出ていたが、今回の変更により村の負担はどのようになるのか。また、時間がかかると負担は増えていくと考えるが、負担に対する見通しと今後のスケジュールについて伺います。

(4) この計画の事業地は国立公園内なので、国の基準に沿った計画が必要となりますが、今回の計画変更によって国の基準も変化していくのか、国立公園内の事業ということで国の補助のようなものはあるのか伺います。

(5) 計画当初は、広いテラスから白馬山麓が望める山荘のイメージがあったが、方針の変更によってこのイメージも変更していくのか、基本的なイメージは変わらないのか、また、新しくイメージしているものはあるのか伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 丸山和之議員からは、新八方池山荘建替え事業について5項目のご質問をいただきましたので、順次答弁いたします。

まず、1点目の実施方針変更の経緯と理由、また審査委員会は継続するのかのご質問にお答えします。

新八方池山荘整備運営事業については、平成28年度に策定した白馬村公共施設等総合管理計画において、老朽化対策として必要な更新、及び安全対策を講じることから位置付けられました。

その後、平成30年度から令和2年度にかけて、山小屋検討会議を開催し、八方池山荘のリニューアルを行なうことを決定しました。令和4年度には、八方池山荘建て替え基本計画を策定し、翌令和5年度には八方池山荘建て替え計画、運営におけるコンセッション方式等官民連携調査を実施した結果、BT+コンセッション方式により事業を実施することを決定しました。

令和6年度から令和7年度にかけては、環境省や事業参加予定者とのヒアリングを実施するとともに、BT+コンセッション方式での事業実施に向けた資料の作成、PFI法に基づく条例整備、実施方針の公表などの手続を進めてまいりました。

BT+コンセッション方式においては、実施方針の公表後に事業参加予定者との対話を経て、要求水準書を決定することとなっています。この要求水準書が固まる段階において、改めて工事費の概算設計を行なったところ、令和4年度に策定した八方池山荘建替計画基本設計で算出した概算金額から大幅な増額となりました。

これは、建築単価及び建築資材の空輸費等の高騰が主な要因であります。

この概算設計金額を踏まえ、今後村が実施を予定している大型公共施設建設に伴う実質公債費比率、財政調整基金の基金残高など村の財政支出のシミュレーションを行なった結果、このままBT+コンセッション方式による事業実施は困難であると判断したところです。

こうした事情から、今後については、これまでのPPP/PFI手法は継続しつつも、具体的な連携手法については、幅広い連携手法を再検討することとしたものです。

その手法の具体的な一例としては、最初から建物自体は民間所有とし、村は民間へ土地を貸付ける土地貸付け型方式など、これまで進めてきたアドバイザー業務の調査結果を踏まえつつ、より財政負担が小さく、併せて民間の経営ノウハウが生かされる手法について、引き続き、幅広く連携の可能性検討を進めてまいりたいと考えています。

また、審査委員会については、今回のBT+コンセッション方式における委員会は一旦終了となりますが、次の事業方針が決定し、その事業スキームにおいて審査委員会の設置が必要な場合は、改めて設置してまいります。

次に2点目の、事業規模の縮小も含めて検討していくのか、また、八方池山荘以外の山荘を含めた連携の検討との説明もあったが、八方池山荘以外の山荘とはどういったものか、とのご質問ですが、事業規模の縮小については、現在、国立公園内における宿舎事業として、白馬村が環境省から営業許可を出されていることを踏まえ、当該宿舎事業としての営業形態や避難小屋としての機能を損なわない範囲での調整を行なっていきたいと考えており、このこと以外の実施方針については、先ほどの答弁のとおり、新たな連携手法を検討してまいります。

また、八方池山荘以外の山荘については、現在、村が所有している山小屋施設である頂上宿舎、天狗山荘、猿倉荘を想定しています。

次に、3点目の、今回の変更により村の負担はどうなるのか、また、見通しと今後のスケジュール

ルは、についてですが、先ほどの答弁とも重複しますが、今後の方針については、PT+コンセッション方式と比較して、村の財政負担がより少ないPFI手法とすることを前提としつつ、民間事業者との連携により効果が最大となる手法について再調査、再検討を進めてまいります。

また、今後のスケジュールについては、令和8年8月をめどに再検討することとした事業手法と、具体的な計画や枠組みを決定したいと考えております。

さらに、その後のスケジュールについては、再検討結果を踏まえて採用することとした手法により、その後のスケジュールは変動することも予想されるため、現時点では、それ以降のスケジュールについては未定であります。

次に、4点目の、今回の計画変更によって国の基準も変化していくのか、国立公園内ということでの国の補助はあるのか、とのご質問ですが、計画変更による国立公園内での国の認可基準の変化はないと認識しておりますが、今後採用する事業手法によっては、事業実施者名の変更手続等が必要になる場合もあり得るとの想定はしていますが、まだ現況では具体的手法の組み立てが不透明な状況もあるため、国との調整までは実施していません。

また、国立公園内の事業を伴う国の補助金については、こちらも今後採用する事業手法に応じて判断することになりますが、幾つかの補助メニューはあるものと理解しています。

さらに、国立公園内補助事業以外にも、国の交付金のほか、その他各種の支援策など、有利な事業選択と活用に向けて引き続き注視しながら事業を進めてまいります。

最後に5点目の方針変更によって、山荘のイメージも変更するのか、基本的なイメージは変わらないのか、また新しくイメージしているものがあるのか、とのご質問ですが、最終的な判断は今後の調査結果を踏まえて採用する事業手法にもよりますが、令和4年度に策定した八方池山荘建替基本計画を基本に進めたいと考えています。

当時の新八方池山荘のコンセプトでは、「誰もが行ける山小屋（ヒュッテ）」を前提とし、ランドスケープと建築が一体となり、白馬三山の眺望を最大限満喫できる白馬一番の絶景スポット、白馬山岳観光の拠点として、あらゆる属性のゲストに情報・眺望・魅力的なカフェ・食事・宿泊機能を提供、誰でも気軽に行けるバリアフリーな山荘の3つを目指すものとして掲げられているところです。

他方、参入意欲のある民間事業者とのサウンディングも取り入れながら、今後の採用手法に沿った実施方針と要求水準を固めていきたいと考えます。

以上、丸山和之議員のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問ありませんか。丸山議員。

第10番（丸山和之君） それでは、通告に沿って再質問させていただきます。

まず、経緯の変更と理由についてですが、10月の勉強会で説明していただいた内容というふうに感じましたけれども、方針変更後のサウンディングはこれからということでもありますけれども、

先ほど答弁でもありましたとおり、変更前も事業者に対して説明会や個別対話での意見交換などされているということでしたけれども、その計画していたB T+コンセンション方式だと、事業スキルが必要でちょっとハードルが高いとか、この方式での難しさや、前例のない方式をやるといった不安や疑問などが事業者からあったと思うんですけれども、事業者からはどのような声があったのか、話せる範囲で結構ですので、お伺いをいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。今年度実施しました民間事業者と個別対話で出された質問につきましては、今年の7月の下旬でありますけれども、行政の公式ホームページで公表させていただいております。

今、丸山議員がおっしゃったとおり、B T+コンセンションに対する懸念であるとか、そういった質問というよりは、実施方針に示した中身について詳しく聞くというのが具体的な質問と回答の中身になります。

全部で9項目ほど質問があったんですけれども、今日全部説明しきれませんので、3項目程度、参考までに紹介させていただきます。

1つ目については、今現在の八方池山荘の直近5か年の収支報告、あるいは月別の運営スタッフの稼働率ほどの程度かといったような質問がございました。

これに対して村とすれば、後日、八方池山荘の収支報告とスタッフの人数を確認したところで、その月別の人数と収支報告を公表したというところがあります。

2つ目としましては、既存の2か所の屋外トイレの維持管理についてはどうすればいいかというような質問があり、これについては今、八方池山荘の横にあるトイレと、第2ケルンのトイレ、この2つが想定されますが、第2ケルンのトイレについては、今回の管理対象外であること、ただし、八方池の横トイレについては運営維持管理の対象ですよというようなことを公表させていただいております。

最後の紹介になりますけれども、実施方針でしました建設企業に求める資格要求水準、いわゆる経審の総合表現なんですけれども、ここが示した実施方針、当時ですと1,100点以上という決まりを作りました。ここに関してはサウンディングの中では非常に高すぎると、これを1,100点にすると地元企業に発注が難しくなるのではないかというような意見があったので、ここについてはサウンディングの意見を踏まえて最終的な修正案としてはそこまで高くない水準にしようというところで変更を予定していたというようなところで、そのときに示しますというような回答をさせていただくというのが主な中身であります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問ありませんか。丸山議員。

第10番（丸山和之君） 地元の企業も入りづらいというようなこともあって、という理解をいた

しました。

審査委員会については、これで一旦解散ということで、変更前の予定ですと事業者の選定については二段階方式で、資格審査と提案審査というふうな形でやるということの説明でありましたけれども、今回の方針変更によって審査基準や落札者の選定基準も変更するのか、また要求水準ももう少し広げた形で変更するのか、あるいは逆に絞り込むのか、それとも基本的には変わらないのかということをお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。村長答弁でもありましたとおり、これから新たにPFI手法を検討するところが今の段階でありますので、変更後の審査基準あるいは要求水準みたいなどころにつきましては、そのPFI事業の手法が決定した段階で詰めていくというのが大前提になりますので、現段階ではそこについては未定だという回答で答弁させていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第10番（丸山和之君） その方式が決まった後、検討するということでもありますけれども、勉強会の中では土地貸付け型を中心に検討を進めていくということでありましたけれども、簡単な言い方をすると、下は村で用意するので、上のほうは民間の皆さんしっかりやってくださいという、そういったことだと思うんですけども、変更前の調査の中で、こういった形であれば事業展開をしやすいであるとか、こういった形になれば土地貸付け型というか、そういう形になればやりやすいといった、その話合いの中で、そういった感触があつて、こういう形を中心に検討していくという形にしたということで理解していいのか、伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。令和7年度、今年度の個別サウンディングでは、もうBT+コンセッションという実施方針は示していましたので、ここについての変更希望というようなことはなかったです。

ですので、事業者側からこういう方法であればというような提案というのは、そこではなかったということになります。

ただ、先ほど、村長答弁でもありましたとおり、財政負担を小さくするというところから、どういいうPFI手法が考えられるのというところにおいて、今の段階では内閣府が示すPPP/PFIの推進アクションプランの中にもある土地、行政ができるやり方として、土地貸付け型と民間が所有する運営型というところが、スモールコンセッションとしては一番費用が小さく済むのではないかとこのところ、議会説明の勉強会のときにはこういう手法もあるよというところで例を出して説明させていただきましたが、そういうことも含めて、改めていろんな手法を勉強しながら、新たな手法を決定したいというふうに今考えているところです。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第10番（丸山和之君） この議会が始まるときの冒頭の村長挨拶の中で、勉強会の中では出てこなかった言葉なんですけれども、スモールコンセッション方式でまた新たなるPFI方式を検討するというような言葉が出てきたわけなんですけれども、スモールコンセッション方式というのは、勉強会ではこれから考えるやり方として、土地貸付け型というのと、LABV手法、従来型の指定管理型というのがあったんですけれども、これを全部ひっくめてスモールコンセッション方式ということで理解してよいのかお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。内閣府が示すプランの中では、スモールコンセッションと今、丸山議員がおっしゃられたLABVというやり方は違うんですけれども、事業を小さくするという意味でのスモールコンセッションという意味では、白馬村の中ではそういう言い方として進めているので、実際の手法とすればスモールコンセッションとLABVの手法は違うという結論になるんですが、これまでのBT+コンセッションみたいな行政の持ち分がありながら、民間に建設と解体をさせて事業運営をさせていくというやり方よりは、事業的には小さくなるというようなイメージではスモールコンセッションという言い方をさせていただいているというところでご理解ください。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第10番（丸山和之君） それでは、事業規模に関してですけれども、事業規模の縮小については、現状の計画ということで理解をいたしました。

また、八方池山荘以外の山荘ということは、唐松、天狗といったほかの山荘も対象にしていくという答弁がありましたけれども、私は八方池山荘以外の山荘というふうに書いてあったので、全く別のものを想像していたんですけれども、そういうことであるということで理解をいたしました。

それで、山小屋を作るというか、山小屋の事業をするといったときに、山小屋というのはこういうものだといった定義みたいなものはあるのか、それとも事業としてこういうものをやりますという形でいいのか、山小屋の事業をやるにあたっての縛りのようなものはあるのか、定義というものはあるのかということについてお伺いをいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。基本的に山小屋施設の定義といいますと、登山者の便宜を図るための休憩施設、あるいは宿泊施設、それから緊急時の緊急避難小屋の施設、こういったものが山小屋の機能としてあるというふうに認識をしております。

また、今現在の八方池山荘は昭和39年の補助事業に基づいて建設された宿泊事業として国から許可を得た事業でありますので、こういった事業は継続しながら次の事業もやっていかなければいけないということが大前提になるというふうに考えています。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第10番（丸山和之君） それで、今後、村では宿泊施設の開発がたくさん予定されていて、白馬にこんなに宿泊施設が必要なのかというふうを感じるわけですが、新ゴンドラの計画もある中で、今の山荘の場所に宿泊という機能が必要なのかということも考える必要があるんじゃないかというふうに思います。

国の基準ですと13メートルでしたかね。その基準だったと思うんですけども、あそこにあまり大きなものがあることで、景観等のマッチングが果たしてよいものになるかというのは疑問ですし、宿泊施設として届出を出しているということもあるかと思えますけれども、宿泊施設としての機能は外すことができないといったことの話も聞いているわけですが、宿泊の機能を外すということで、事業としての自由度もあるかと思えますし、参加を希望する事業者も増えるように感じるわけですが、今回の方針変更に伴って、宿泊の機能を外すといった選択もできないのか、あるいはできるのかお伺いをいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。宿泊施設の機能を外すことができないかということでありまして、先ほどもちょっと触れましたけれども、昭和39年中部山岳国立公園八方山宿舎事業として、村が公官庁から許可を得て、今の八方池山荘をしています。

従いまして、この宿泊施設という許可を外すということになると、改めて国の許可を得なくちゃいけないという段取りが出てきますので、ここ一つハードルが非常にあるなというところで、現機能は維持しないとなかなか認可が改めては難しいのではないかというふうに考えていることから、ここは維持する方向で検討しているというのが今の検討状況です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第10番（丸山和之君） 外せないということで理解をいたしました。勉強会での説明では、前回の方式でいくと、イニシャルコストだけで19億近い金額というのが出ていたわけですが、今回の事業を縮小していくという形に変更していくと、約6億近い金額が減額できるという説明があったわけですが、今回の土地貸付け型にすれば、イニシャルコストの負担だけで、後は利用料の収入として入ってくるだけで、ランニングコストはほとんどかからない、村の負担はなくなるというような理解でよいのかお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。変更前のBT+コンセッションのときも、先ほど丸山議員がおっしゃられたイニシャルコストは当然村も負担しますよというところで計画をしておりました。

ただし、ランニングコストは運営権自体を民間に移すという事業計画でしたので、ランニングコ

ストは民間事業者が負担するというのも前の方針で示していたところです。

したがって、今回また新たなPFI手法をまとめるという段階で、こういった手法になるかというのを先ほど答弁したとおり、まだ決まっていないということもあるんですけども、村の財政負担を小さくすること、そして効率的に民間事業者のノウハウを取り入れながら運営するということを考えますと、やはり民間に建物の運営権という事自体は移しながら運営していくということが想定されているので、その辺のランニングコストは少なくしたいという思いはございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第10番（丸山和之君） 当初の計画でいくと、最終的に村が買い取るといった話もお聞きしていたわけですが、その部分が村の財政を考えたときに一番懸念される部分だったというふうに感じていたわけですが、今回の方針変更によって、村が最終的に買い取るといったことはなくなるのか、またそうならないような計画にしていけるのか、またさらに最終的には民間に委ねてしまうといったような考えもあるのか伺いをいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。これも同じ答弁がちょっとダブりますが、新たなPFI手法を当然これから検討するということなんですけれども、一方で民間事業者がしっかりと、意欲的に参画しないと、村の財政負担の縮小ばかり言っていてはなかなかマッチングできるポイントが、マッチングできる場所が出てこないということもあるので、ここは一番村としても考えなくちゃいけないところというふうに考えていますけれども、今年度のサウンディングを見ても、運営権自体を委ねる、民間事業者に任せるというスタンス自体については、さほど抵抗はないというふうに見ているので、そこはある程度次の手法にも反映させながら実施方針を作っていきたいというふうに考えているので、できなくはないという回答で今のところ進めたいと思っています。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第10番（丸山和之君） スケジュールについて伺います。これから新たにサウンディングを行なって、また対外的な取組を行なった後、その結果を整理して、その後のスケジュールが決まってくるというような理解をしているのですが、その時点での評価、または事業スキームの設定をする際には、どのような形で決定をするのか、また新たな委員会を設定するようなことを考えているのか、このような専門的な部分が必要な場合は、どうしても時間的にはかかってしまうわけですが、そのときだけ専門的な外部委員を頼むようなことをしていくのか、どんな形でやるのかということをお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えいたします。新たなPFI手法の検討につきましては、来年度、令和8年度の6月をめどに実施方針を公表できる段階にしたいと思っています。

ですので、この間までに、これまでのアドバイザー業務を再度、PFI手法の選定から含めて検討しつつ、改めて3回以上行なわれる民間事業者のサウンディングの実施をして、6月までにある程度の手法を決めるというところなので、このアドバイザー業務の中で手法が決定していくという段取りをしたいというふうに考えています。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第10番（丸山和之君） それでは、国の基準のことについてお伺いしますけど、国の基準に対しては、変化はない。補助については何らかのものがあるというような答弁でしたけれども、国立公園内ということで、毎年あるいは定期的に環境省の国立公園の管理事務所の方が調査に来るといったようなことがあるのか、また定期的な協議をしていかなければならないといったようなことがあるのか、国立公園内ということでそういうことがあるのかどうかということをお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。村の直接的な経営にならない限りについては、最終的に村との契約において、村が立ち入ることができるというような調査項目は盛り込みたいというふうに考えております。

ただし、国が直接来て何かやるというような調査は、おそらく相当な不当な営業みたいなどころがない限りはあり得ないのではないかとこのように考えます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第10番（丸山和之君） 山の上の事業ということで問題とされることが、水の確保というのが挙げられると思うんですけども、上水については、夏季は流水を貯水して利用して、冬期はアルペンリフトから受水するような現在の形だと思うんですけども、今後この場所の開発が進んでいったときに、お客様の、来客の人数が増えるといったことも想像できると思うんですけども、そのときに現在の水量でまかなえるのかということも考えられますし、下水に関しては、うさぎ平テラスの浄化槽に接続するといったような形になると思うんですけども、国立公園内ということで、開発するところに新たな浄化槽を設置はできないのか、また、新八方池山荘の要求性能には環境負荷の軽減というのがあるので、新設が可能であるならば、事業者にもそういったものを、上水のほうも含めて要求していくようなことになるのかどうかということをお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。浄化槽関係につきましては、今、丸山議員おっしゃったとおり、うさぎ平テラスのほうに排水をしている現状がございます。

今後の仕様に基づくキャパが決まった段階で、当然、そういった排水の関係の提案も事業者からなされるものと思っておりますけれども、ここの新設あるいは老朽化に伴う更新については、民間事業者でも更新でき得る、いわゆる新設もでき得るというところで進めたいというふうに考えます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第10番（丸山和之君） あの場所というのは、皆さん御存じのとおり、八方尾根自然研究路でもあります。この研究路のスタートは、この事業の主体側にある鎌池からになるんですけれども、この地帯の独特の地質や植生がある場所でもありますので、自然保護の観点から、この事業をやるにあたって、国のほうから指導や提案みたいなものはあったのかどうかということをお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。はじめ、結論から言うと、国からのそういった指導や提案はあったものではございません。ただし、国の新たな指導ではなくて、国立公園内での宿泊事業を維持するという観点からは、これまでどおり当然引き続き宿泊事業として行なうこと、それから許可をされている延べ床面積の規制、1,000平米を超えてはならないというところもあるので、ここについては国も当然、この条件の下で新たな山荘を運営されることに認識していると考えています。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第10番（丸山和之君） 自然保護という観点からは、そういった指摘はなかったというふうな理解をいたしました。

最後にイメージについてですけれども、村としては最初にあった事業コンセプトに沿ったようなイメージをしているということのようではございますけれども、やはり一番は要求性能にもありますように、自然と調和した豊かな景観形成という部分が一番大事なのではないかと思えます。

現状ですと、山小屋自体は老朽化していて、登山道との一体性に欠けておりますので、必要な事業であるということに変わりはないというふうには私では考えております。

この事業が官民連携でやると計画されたときに、決定したものではありませんけれども、峠のドライブインのような絵を見せられたわけですが、それを見せられたときにはちょっとがっかりしたのですけれども、あそこの景観に合わないものを作るということは、逆に言えばもうあってはならないというふうに思いますし、国も景観に合わないものを推奨するようなことは考えていないというふうに思いますけれども、この最終的な建物のデザインというか、どういうものができるのかというデザインというのを、これでオーケーですよといった最終的な判断というのは、どこでされるのか、またどのような形で決定をされるのかということをお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。これも前提として新たな手法のやり方によってということには当然でなりますけれども、今言った仮に民間事業者の提案による募集で決定する場合には審査委員会、当然設置することになりますので、そこでの事業者からの提案を受けつつ、設計図が仕様書に合致しているか、それから景観に合ったデザインになっているかというのはその審査の中でも審査員の皆さんの中で共有できるので、そういったところを踏まえながら最終決定をしていくと

いう段取りになるかと思えます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第10番（丸山和之君） 最後、村長にお聞きしたいのですけれども、今後、地球温暖化、気候変動の影響によって、今の大雪渓ルートというのはとても不安定な要素があると思えます。

そういったときに、唐松ルートというのが、これからのメインルートになる可能性は高いのではないかというふうに考えます。世界水準のオールシーズン型マウンテンリゾートを目指している村としても、起点になるような場所であるのではないかというふうに考えております。

また、村とすると税収が増えた分、交付税が減額されています。これからの村の財政的には厳しくなるということは想定されます。

村長が常々おっしゃられるとおり、交付税に頼らない財源の確保が必要になってくると思うわけですが、この事業も、これからの教育や福祉を除いての事業に関しては、稼ぐ事業というふうに展開していく必要があると思えますけれども、その点について、村長のご見解をお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） お答えします。今、丸山議員おっしゃる通り、気候変動の影響というのは、我々も非常に深刻に捉えていまして、今、大雪渓ルートが毎年毎年厳しい状況になっている中で、それが駄目でこっちというよりかは、大雪渓ルート以外のことも、白馬岳頂上を目指す上では考えていかななくてはいけないというのは、もう一つの課題だと思っています。加えて、今、新八方池山荘というところで申しますと、こちらも気候変動の影響のことを考えますと、やはり避難小屋としての機能がございますので、いわゆる山岳観光の拠点、また、安全を担保する意味では必ず必要なものというところでは、非常に重要な事業だというふうに捉えております。

その上で、稼ぐというところですが、今回、新たな手法というところを検討する中で、村そのものが稼ぐのか、もしくは民間で稼いでいただいた部分を地域に還元していただくのかというところは考え方があるかと思えますけれども、やはりこの山岳の拠点として、白馬が持っている一番の景観の財産を最大限活かせるものという意味では、非常に稼げるスポットになるというふうに私も考えておりますので、先ほど丸山議員の言うように景観を第一に考える中で、建設について今後検討していき、しっかりと稼げる施設になっていき、それによって地域が豊かになるということが一番私にとっても理想であるというふうに思っておりますので、そういった施設になるように取り組んでいきたいというふうに思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第10番（丸山和之君） 財政の健全化と村民の要望の均衡をかなえるというのは、なかなか難しいことではありますが、これからの皆さんの努力に期待をいたしまして、私の一般質問を終わりといたします。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第10番丸山和之議員の一般質問を終結いたします。
ただいまから午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時00分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第7番切久保達也議員の一般質問を許します。第7番切久保達也議員。

第7番（切久保達也君） 7番。7番目に行ないます切久保達也です。12月に入りまして、冬の訪れとともに外国人の方々がたくさん白馬のほうに来ております。私も仕事柄、家に外国人の方いらっしゃいまして、よく八方とか梅池とかに送迎バスで送迎したりしているんですけども、外国人の方の視点というほどのことじゃないですけども、運転してまして、大体女性の方なんですけど、あの木は何て言うんだって言うわけですね。杉の木を指して、あれは杉だと、ビューティフルとかすてきだって言うわけですね。ところが、多くの日本人はそうだと思いますけども、私、花粉症です。杉の木というのは悪にしか見えませんでね、思わず「えっ」って言いましたけども、そんな視点があるかというふうに思ったのを思い出しまして、気づいている方もいらっしゃると思いますけども、白馬の杉ももうもはや茶色くなって、今にも花粉が飛びそうでございます。もう本当に大粒のやつでだらっと垂れ下がって、悪にしか見えないんですよ。このシーズン中に花粉が大量に舞ったら、外国人の方はどう思われるのかなというようなこと、そんなことを思っていた次第でございます。

それでは、今日は多文化共生と地域活性化に向けた白馬村の対応についてを質問させていただきます。

白馬村において、ここ数年、外国人住民や外国人起業家の存在感が着実に増していると感じております。スキーリゾートとして国際的に知られる本村では、観光業を中心に外国人労働者や長期滞在者が集まっておりますが、近年では定住を希望する方や、村内で事業を営む外国人起業家も少しずつ増えてきております。本村には、多文化共生社会の推進に関する条例が制定されており、誰もが安心して暮らし、互いの文化を尊重し合う社会の実現を目指しています。

しかしながら、現状では外国人住民の人口推移や属性の把握が十分ではなく、行政手続や生活相談における多言語対応が限定であるほか、学校現場では日本語指導や多文化理解教育の体制が十分に整っていないといった声も耳にしております。

また、外国人住民は白馬村の地域経済、観光産業の担い手であると同時に、地域の将来を考える上で欠かせない存在です。また、外国人起業家の方々は、地域に新たな価値と雇用を生み出し、観光以外の分野にも活力を与える可能性があります。

そこで、以下の点について伺います。

1、外国人住民、とりわけ定住希望者や外国人起業家の人数やコミュニティー、生活課題などに

について、村としてどの程度把握しているのか。また、制定された条例に基づく取組をどのように進めているのか、現状と課題、今後の方向性を伺います。

2、外国人起業家や定住者への支援について、白馬村に根差し、地域経済や雇用に貢献している外国人起業家に対して、行政情報の提供や相談体制、生活支援を今後どのように強化していくのか。本村として、多文化共生を地域の活性化へとつなげていく考え方を伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 切久保議員からは、多文化共生と地域活性化に向けた白馬村の対応について、2項目のご質問を頂きましたので、順次答弁いたします。

まず、1点目の外国人定住希望者や起業家の人数、コミュニティー、生活課題などについて、どの程度把握しているか。制定された条例の取組をどのように進めているのか。現状と課題、方向性について、お答えします。

外国人定住者につきましては、平成24年7月に施行された住民基本台帳法の一部改正により、外国人住民においても住民基本台帳制度が適用対象となり、住民票が作成されることになりました。それにより、3か月以上の在留資格を有する在留者で、白馬村に住民登録を行なっている人数の把握は可能となっておりますが、定住を希望する方の人数までは把握することはできません。

次に、外国人起業家やコミュニティーの把握についてですが、観光課では現在、約20の外国人事業者で構成されたコミュニティー組織、白馬インターナショナルビジネスアソシエーション、通称HIBAに毎年、冬期シーズン終了後に観光客の受入れ整備に関して顕在化した問題点の把握や、地域公共交通に関する評価の見直しの必要性などといった事項について、ヒアリングや意見交換を行なうなど、村内の情報収集に努めております。

また、併せて日頃の行政施策の共有などにおいて、外国人事業者への迅速な周知・啓発が必要なときや、効果的に情報伝達ができると判断した際には、随時HIBAを通じた依頼や情報発信を行なっているところです。

次に、外国人が所有する不動産の登記情報のほか、当該不動産の管理人の所在や連絡先の情報を把握するための手段として、令和2年度に多文化共生支援の一機能として整備した外国人不動産所有者データベースシステムは、多文化共生支援員が外国人の不動産に関する情報を登録し、それを税務課が所掌事務の範囲に限り利用することができる仕組みとして立ち上げました。

本システムは、不動産における所有と管理・経営が分離している状況を踏まえ、管理・経営者を把握する必要性から構築したものです。しかし、所有情報につきましては、令和2年度に導入した登記履歴管理システムにより、登記異動情報をほぼリアルタイムで把握できるようになっています。また、管理・経営情報につきましても、来年6月から開始する宿泊税の手続において、経営者を登録いただくことになり、把握が可能となります。これらにより、不動産の所有者情報と経営者情報を結びつけて把握できる体制が整うものと考えております。

次に、生活環境における課題としましては、文化や言語の違いにより、行政区への加入をはじめ、学校教育、保育、交通マナー、ごみなど、様々な面での課題が顕在化しています。行政区への加入では、制度や仕組みが十分に理解されていない点や、メリットが分からないなどの理由から、依頼しても加入してくれない、あるいは地区役員が加入を依頼すること自体が難しいなどの課題があります。しかしながら、それぞれの地区の考え方による部分もございますが、地域活動の担い手、コミュニティの維持、また防災面などを考えますと、区に加入してもらうことが望ましいと言えます。

また、小中学校や保育の現場では、児童生徒だけでなく、保護者も含めて日本語が理解できない方もいらっしゃることで、教職員や保育士の対応がより煩雑化していることが課題になっています。

さらに、ごみの関係では、ごみの捨て方のルールの面で、事業系ごみと生活系ごみの区別や、ごみの分別が適切に行なわれないなどの課題もあります。

議員のご質問では、多文化社会の推進に関する条例の取組をどのように進めるかとのことでありますが、現時点では、条例の基本理念にうたっています、個人が地域社会の対等な構成員として、地域社会における様々な活動に主体的に参画できるよう留意すること、及び偏見や差別意識を解消し、外国人住民が持つ多様性を認めることを庁内各課職員が常に意識しつつ、全庁で情報の共有を図りながら、それぞれの課題に対応している状況であります。

次に、2点目の外国人起業家や定住者への支援について、行政情報の提供や相談体制、生活支援を今後どのように強化していくのかについてお答えします。

現在実施している支援としましては、日本語が理解できない方にも行政サービスを提供できるようにするため、言語面のフォローが中心となっています。白馬村に住民登録をする際、最初に立ち寄る住民課窓口では、来庁された方に対して生活に役立つ情報を掲載した多文化共生ポータルサイトをご案内しています。窓口では、サイトにアクセスするためのQRコードを案内しており、より多くの方が簡単に情報にアクセスできるよう努めています。また、広報はくばの英語版「H a k u b a News Letter」を毎月発行し、行政情報の多言語配信を実施しています。

保健の分野では、各種健康診断の問診票や健診結果の英訳版の提供、休日、祝日緊急当番医の英語版を行政公式ホームページに掲載するとともに、相談窓口として長野県医療通訳コールセンターの案内を行なっています。

環境衛生の分野では、生活系ごみの分別について、英語に対応したごみ分別アプリの配信や、英語による案内資料の作成、配布等を通じて、外国人住民の方々にも分かりやすい情報提供に努めています。

一方で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃棄物処理法においては、事業者がその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが義務づけられており、また事業者は自らの産業廃棄物を適正に処理しなければならないとされています。このため、事業

系ごみに関する特別な支援は予定していませんが、不適切な処理が確認された場合には、産業廃棄物の所管である長野県や警察などの関係機関と連携し、必要な指導を行なっています。

学校教育の分野では、外国にルーツを持つ児童生徒の入学が多くなっており、その児童生徒の中でも、日本語が話せる子、話せない子、様々な状況です。学校では、日本語が話せない児童等には、最初は2時間程度の授業から始め、徐々に授業時間を増やし、学校に慣れてもらうような工夫をしています。クラス配置についても、日本語が話せる児童等と同じクラスになるように配慮し、日本語指導員による授業や、日本語指導員が不在の場合などは、担当が英訳アプリなどを利用して授業を行なっている状況です。子供たちは、日本語が飛び交う環境に毎日いることや、母国語でもコミュニケーションがとれる友人がいることにより、早い段階で日本語がある程度理解できる状況になっていると学校から聞いております。

しかし、最近では英語圏以外の児童等も入学している状況もあり、対応に苦慮していることから、村教育委員会では長野県教育委員会や長野県にも要望しておりますが、教員あるいは支援員等、外国語ができる方を増員したい考えと聞いております。

子育て支援の分野では、主に日本語でのコミュニケーションに不安を抱える外国籍家庭の不登校、発達障害のある児童に対して、支援者と一緒に職員が医療機関への受診に同行するほか、学校と連携した定期的なケース会議を通じて、継続的な個別支援を実施しています。また、行政職員だけでなく、学校職員、当該家庭と関わりのある方などの協力もいただきながら、家庭との信頼関係の構築にも注力しています。今後も専門機関と連携しながら、きめ細やかな支援に努めてまいりたいと考えております。

言語面での支援としましては、村内のボランティア団体によって、外国人のための日本語教室がふれあいセンターで行なわれています。社会福祉協議会では、この教室に対して、開催場所の提供、開催の案内、チラシの提供を行なっています。ボランティアによる開催のため、社会福祉協議会の事業としての拡大は考えていないと聞いておりますが、社会福祉協議会によるボランティア団体への助成制度が活用できるとのことです。

最後に、起業家への支援としましては、現在策定を進めている白馬村観光地経営ビジョンの目標像に掲げる戦略達成のためには、外国人起業家を含む村内事業者はもとより、地域に暮らす全ての住民の観光振興政策への理解と推進への協力、並びに行政におけるDMOと連携した観光地づくりの計画的な取組が不可欠であると認識していますので、引き続き関係するコミュニティ組織との連携や、DMOをはじめとした村内機関と連携した情報の収集と発信に努めていく考えです。

以上、切久保議員のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員、質問はありませんか。切久保議員。

第7番（切久保達也君） 大変分かりやすく、各課が横断的に対応をしてくれているのかなというふうに感じました。

それで、答弁を伺いまして改めて感じましたのは、白馬村が既に多文化共生社会のもう最前線にあるなというふうに感じております。長野県の阿部知事も人口減少に直面する中で、外国人との共生は避けて通れない課題であり、自治体には環境整備の責務があるということをお述べておりました。県では、部局横断チームというものを設けて対応に当たるといってございまして。今の答弁をお聞きしまして、白馬村も各課横断的に対応に当たっているということが、分かりやすく感じ取れました。ありがとうございます。

それでは、ちょっとまた視点を変えまして、再質問させていただきます。

9月28日に行なわれました未来を考えるフォーラムがございました。こういったチラシで行なわれております。私たち議会の方も参加しまして、お聞きいたしました。その中で大変印象的だったのは、社会的共通資本ということをおっしゃられて、この未来を考えるフォーラムで講演されました占部氏ですね、講演で多様な人々によるコミュニティも地域の価値を生み出すと。医療、教育、行政といった制度的インフラは社会的共通資本であり、利益ではなく住民の人間的な営みを支える基盤として守るべきものというふうに語られておりました。また、占部氏は、医療の効果以上に人とのつながりが健康と幸福を支えるということをお強く、強調されておりました。白馬村には、季節労働者を含む外国人が多く、孤立するケースで健康を損なう例もあろうかと思っております。

質問ですけども、人口減少の中で外国人住民の存在そのものは、この制度資本の維持にどの程度貢献するというふうにご認識しているか、村としての評価と位置づけをお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えさせていただきます。

まずもってフォーラムのほうに参加していただきまして、誠にありがとうございます。

外国人住民の存在が制度資本の維持にどの程度貢献しているかということでございますけれども、まず一つとして、今議員がおっしゃいましたとおり、人口減少が進む中で、様々な分野において、外国人労働者というのは重要な役割を担っているというふうにお思っております。制度的なインフラを支える地域経済そのものを維持する上で不可欠な存在となっております。殊、白馬におきましては、観光産業が基幹産業であるということから、白馬村の地域経済を維持する上でも非常に大切なものであるということをお思っております。

また次に、コミュニティの維持という面から考えましても、少子高齢化によって地域コミュニティが縮小していくということが現在課題となっている中で、外国人住民が地域社会の一員として加わることは、地域としての活力の維持に寄与することというのは当然のことだと思います。

特に自治会の活動ですとか、学校あるいは地域のイベント、こういったものに外国人の方に参加していただくと、多様性というものがまた新たなつながりを生むということもございまして、地域全体の福祉向上にもつながっていくものと考えております。

制度的インフラの維持可能性を考えてみますと、やはり人口規模の小さな自治体では、住民が減少していくと、医療ですとか教育ですとか保育、こういったところを制度インフラも縮小せざるを得ないという部分がございますので、外国人住民というのは、こういった制度を利用する利用者であると同時に、制度を維持していく支え手でもあるというふうに考えております。

したがいまして、外国人住民の皆様が一定数存在して、安定して地域に暮らすことで、学校ですとか医療機関の存続、あるいは公共サービスの提供体制の維持にとって、結果として貢献しているものというふうに評価をしているところです。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員、質問はありませんか。切久保議員。

第7番（切久保達也君） ありがとうございます。外国人住民が維持にはとても重要な位置づけということが理解できました。

白馬村は、ほかにも制度を資本的に維持していかなければならないものが、今、おっしゃられた以外にもたくさんございます。人口が減るだけではなくて、産業が衰退するとか、そういうことがあると、本当に白馬村としてはまずい状況が待っているのかなと感じておりますので、外国人の方がそういった豊かに暮らしていくためにも、社会的共通資本の維持に役立つというふうに感じております。

次に、ちょっとまた別になりますが、白馬村のホームページのほうに、こども家庭センターの英語案内が掲載されております。外国人家庭の構成は、英語だけではなくて、英語以外の母国語を持つ家庭、その家庭の子育て情報の到達率、英語圏以外の方にどのように理解されているのかというところ、その辺の把握はどう把握しているのか。それと、案内には妊娠期から18歳まで支援というふうに記されております。外国人家庭が実際にどの年齢層でどの程度利用しているのか、妊娠期、乳幼児期、学齢期の3段階で、相談件数やニーズの特徴をどのように把握しているのか、そういったところをちょっとお伺いしたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。中村子育て支援課長。

子育て支援課長（中村由加君） それでは、今のご質問、2点についてお答えいたします。

まず初めに、村のホームページには、英語のほかスペイン語、ポルトガル語、ブラジルです、それと韓国語、中国語の自動翻訳機能を備えておりまして、英語以外を母語とすることでも子育て情報を閲覧できる環境にはございます。

しかしながら、これらの翻訳機能が実際にどの程度利用されているのか、また英語以外の母語を持つご家庭への子育て情報の到達状況については、現時点では把握できておりません。併せて、ホームページの言語選択機能の周知不足や多文化共生関連サイトとの連携などにおいて、改善すべき点があると認識しております。

一方で、多言語対応可能なGoogleの翻訳機能など民間のサービスを利用して、村のホーム

ページ等での行政情報を得ている外国人の住民の方も多いと聞いております。実際、子育て支援課の窓口においても、外国住民の方々に対して、そうした翻訳機能を用いてコミュニケーションを行なう場合が多いですので、そういったことから民間サービスの活用も有効であると考えています。

いずれにしましても、英語以外の母語を持つご家庭にも確実に情報が届くよう、ホームページの改善や周知方法の工夫を進めまして、多言語での情報提供体制の充実を今後図ってまいりたいと考えております。

それから次に、2点目の質問でございますけれども、まず妊娠・出産期につきましては、母子手帳の交付や乳幼児健診、予防接種等を通じて、全てのご家庭に関わる機会がございます。外国人のご家庭につきましても、日本人のご家庭と同様に、窓口で妊娠届などの各種手続の説明を行ないまして、その段階でご家庭の状況把握に努めている状況です。その上で、不安や困り事があればお伺いし、さらに出産後には新生児訪問などがありますので、そちらを通して必要な相談、支援につなげています。乳幼児期におきましても、健診や予防接種を通じてお子さんの発育・発達の様子を確認し、相談、支援につなげているという状況です。

妊娠、乳幼児期、学齢期、それぞれの相談件数やニーズについてでございますけれども、妊娠期、乳幼児期の相談件数は、昨年度は27名の方から75件の相談がありまして、そのうち外国人のご家庭、両親またはいずれかが外国籍のご家庭からは、11名で23件の相談が寄せられております。その相談内容の多くは、乳幼児期の発達や発育、それから育児に関するものがほとんどであります。妊娠期の相談については、妊娠中の体の不調等の相談が数件寄せられたりしますが、直接かかっている病院に相談されているケースが多いので、子育て支援課のほうにはそれほど件数的には寄せられていないといったところでして、出産に何らかのリスクがある妊婦さんについては、病院から情報が提供されてきますので、そうした場合に病院と連携して個別に支援に当たっているという状況でございます。

また、そのほかのセンターの役割としまして、保育園、幼稚園、学校では臨床心理士、作業療法士、理学療法士といった専門家による循環相談を実施しておりまして、外国籍の園児や児童についても、必要に応じて発達支援につなげております。学齢期につきましては、こちらは主に学校を通じて家庭の状況や困り事を把握しておりまして、日本人のご家庭と同様に、必要に応じて子ども家庭センターである子育て支援課が相談の支援を行なうという体制になっております。相談件数につきましては、年間で数件程度ですけれども、内容は発達障害、言葉の壁、不登校、経済的な不安など、多岐にわたっております。

先ほどの村長答弁にもありましたが、そういった日本語でのコミュニケーションに不安を抱えるご家庭に対しましては、通訳できる方と一緒に職員が医療機関へ同行するとか、定期的なケース会議を開催する、もしくは必要であればスクールソーシャルワーカーを入れたり、児童相談所につなぐといった支援を行なっております。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。切久保議員。

第7番（切久保達也君） ありがとうございます。今回、いろいろ調べるに当たっているんな村のホームページを見させていただきました。ほかにも質問したいことはあるんですが、特に私、今回の質問するに当たりまして、知っている外国人の方向名かにヒアリングして、またその方に知っている友達にメッセージアプリで、白馬村でどんなことが困っているかというようなことを聞いていただきました。

その中で一番多かったのが、子育ての関係と公共交通のことがとにかく多かったわけでございます。子育てに関しては、やはりなかなか自分の入っているコミュニティに子育ての経験をしている方がいないということが一つあって、公共交通というのは、外国人がよく行かれるリゾートの公共交通のシステムと日本のシステムがやはりなかなかマッチしなくて、当然、皆さん世界標準の感覚で考えますので、その公共交通に戸惑いをもものすごく感じるという、そういった声が多かったわけでございます。これ10月頃に聞いてもらったのもあると思うんですけども、実は同じくらい、そんなに困ってないみたいな回答もありまして、理由を聞きますと、やっぱりそれぞれのコミュニティに長く白馬に住んでいる方たちがいて、もうそこから生活に関する情報はある程度聞いているようでございまして、それでそんなに困らないと言っているようなことでございます。

あとこれは国ですけども、在留資格のルールが10月16日に一気に変わったということで、その辺の対応はかなり苦労しているということでございます。

先ほど答弁で、社協のほうで日本語教室やられているということでもございましたけども、経営者や管理者ビザが日本語の2級を取らなきゃいけないというようなことになってきましたので、日本にいて日本語しゃべらなくていいなんていうことにはならないのかなというふうに感じておりますので、日本で活躍されている経営者の方たちもちょっと大変だな、なんて思うところがございます。

次に、村民への理解の促進というところで質問させていただきます。

村民に対して、多文化共生の理解を深めるための広報や啓発活動、これまでどのようなことを実施され、またどの程度効果があったというふうに考えるのか、お伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

村民の皆様、この多文化共生の理解を深めるための広報、啓発についてですけれども、村民の皆様にも身近で分かりやすいような形で発信していくことが最も重要なことであると認識しています。

その手法としましては、広報紙ですとかホームページ、あるいはSNSによる広報、また学校ですとか地域での学習機会の提供、そのほかは交流のイベントの開催、また優しい日本語の普及啓発、こういったところが施策として挙げられております。

特に白馬高校、あるいは白馬中学校の英語教育につきましては、ある程度成果が上がっていると思います。

そのほかの点につきましては、実際の施策としての取組自体もまだ十分ではないというふうに認識している部分もございますので、残されたこれらの取組を総合的に推進することで、誰もが安心して暮らせる多文化共生社会、こういったものをさらに目指していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員、質問はありませんか。切久保議員。

第7番（切久保達也君） ありがとうございます。ホームページ、SNS、広報紙、それから交流イベント等をやられているということで、日本人の特性上、シャイな民族でございますので、そういったものにどんどん参加していただければいいと思うんですが、なかなかそういう方向に行かないのかなということも感じております。

私の身近なところでも、やはり一緒に何か行動するというようなことを遠慮する方々が大変多いわけでございますけども、ふと思ったことは、テレビ東京系列で、「YOUは何しに日本へ？」という人気番組がございます。私、よく楽しみにして見てるんですけども、それによくついてきていって言うなと思うんですけども、行った先のところで、外国人とお世話するという事はないですが、行った先の日本人も紹介されるわけですよ。多文化共生だな、なんて思っ見てるんですけども、白馬も今この議会中継してますけども、こういったローカルテレビが、そのような活躍をするなんてこともできるんじゃないかなというふうに感じているところでございます。もちろん白馬駅でついていいかって言われて、いいって言われるのか分かりませんが、そんな試みもしてもいいのかなってことは思っているところでございます。

次に、答弁で多文化共生サイトについてご説明を頂きましたけども、1点だけお聞きしたいというふうに思っております。このサイトは、基本的には生活情報や手続に関する案内というのが中心になっております。このサイトの運用に当たりまして、外国人住民の各種手続、住民登録、税、国保、年金等、これらの適正な履行に促す、そういった目的でそもそも作られたというようなことで理解をしてよろしいのか、お伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

このサイトの目的ですけれども、当然、外国人住民の方も日本人と変わらず行政サービスを受けるようにというのが、一番の目標ですけれども、まず生活していく上で必要なもの、これを村のホームページを中心に抜粋した形でまとめております。ホームページのほうを見ていただくと、行政の部分、あと防災のところ、あと守るべきルール、当初これ税務課で作ったということもございまして、それに加えて税に関する事、これが中心になっております。

殊、行政サービスのところでは、例えばごみの部分ですとか、上下水道、あるいは健康保険、子育て、学校というような形で、主に一番必要な部分を目立つような形にしております、さらに詳しく調べたければホームページのほうへ飛ばすような形、あるいは直接問合せくださいというような形で、なるべく見ていただける、見ていただいたものは次どうすればいいかという行動を促すような目的で作っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。切久保議員。

第7番（切久保達也君） ありがとうございます。最初の答弁である程度お聞きしておりますので、次のところに入らせていただきますけども、これも答弁である程度いただいておりますけども、外国人住民や外国人起業家の中には、世界の観光地で経験を積んだ方、グローバルな顧客を相手に事業を行なう方、あるいは地域に根差し家庭を持つ方など、多様な背景を持つ方々が暮らしていらっしゃいます。

第6次総合計画、「共に生き豊かさを育むベストリビングビレッジ」の実現が掲げられておりまして、この「共に」という中に当然、外国人住民、起業家の方が含まれている、そういうふうを感じ取れます。

外国人起業家との対話、それから協働のほうですね、これも先ほど答弁で観光地経営計画という話が出ておりますけども、彼らが持つ世界基準の知見、それから国際マーケットの視点、デジタル発信力、ホスピタリティなど多様な実践を地域活性化のために、私はぜひ取り入れていただきたいというふうに思っているところでございます。村内の事業者支援、それから観光戦略、こういったことに、この政策領域において、こうした知見を生かし、地域全体の競争力の向上につなげるべきというふうに思っておるんですが、村としての見解を改めてお聞かせいただければと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。

切久保議員もご承知かと思っておりますけれども、オリンピック開催後の宿泊業が厳しい状況の中において、当時起業した外国人起業家の方がおられました。そのインバウンド需要の定着期でもあったわけでありまして、そこそのときに村の行政施策としても、海外誘客、いわゆるオーストラリアを中心としてインバウンドに着手したときに、まさにその起業家たちの今までの知見、それから今後の施策の在り方として、パンフレットの作り方から始まり、どこにアピールをしたらいいのか、どういう展示会で何をPRすることが一番有効なのかというところの知見まで、外国人起業家の皆さんの意見を中心に村の施策として実行してきたという実績があります。こういった実績を踏まえつつも、今も観光地経営ビジョンの在り方についても、外国人の視点というものは大事にしてきているというふうに認識しておりますので、引き続き施策において、起業家の知見が必要な際には、当然一緒になって考えていきたいというふうに考えています。

また、一外国人事業者でもあっても一地域の事業者でありますので、当然、観光地域づくりを進めるDMOであったり、同じ日本の起業者の皆さんに、経営者として同じ領域に立つ経営支援団体の活動において、引き続き自主的に積極的に参加されて、そういったところからも行政施策に提言をいただくということが、一番有効的ではないかというふうに考えます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。切久保議員。

第7番（切久保達也君） 最後にもう一点質問をさせていただきたいと思っております。

現在の開発や住宅、それから生活環境、移住政策、これらを検討する際に、多くの場合、日本人住民を対象としたアンケート、意見募集、そういったことが中心になっているのではないかなというふうに見えるんですが、ただ白馬村には多様な価値観、生活実態を持つ外国人住民が一定数居住しております。こうした方々の声も地域の将来像を作る上で欠かすことはできないかというふうに思っております。

村として多様な住民の声をどのように位置づけて、意思決定のプロセスに組み込んでいくべきじゃないかなというふうに思っているところなんですが、最後にこのことについて見解をお伺いたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

外国人住民の皆様からのご意見を適切に把握して、政策の形成に反映していくこと、これは白馬村にとってとても大切なことであるとともに、多文化共生の推進にとっても重要なことでございます。

今、議員のほうからおっしゃられましたとおり、例えばこの第6次総合計画の策定に当たりましたが、村民アンケートの外国版の作成による回答を受ける、あるいは計画の素案、パブリックコメントを求めたわけですけれども、これを実際、HIBAの会合のほうに行って説明をして意見を伺ったりした。こういった取組は現在もしているところです。

これから必要になってくるのは、今、多文化共生の窓口っていうものが大々的に広報しているものがございませんので、こういった窓口の充実、あるいは地域のコミュニティーですね、今、HIBAの話出ましたけども、そういったコミュニティーのほうに実際出向く、あるいはそういった方との懇談会を開く、そういったところから始めていくのが、一番やりやすい、しかもそれが定着してくれば、また次の道も開けていく考えも浮かんでくるというところであるので、まずはその辺から地道に動いていけばいいのかなというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 私のほうからも全体的な考え方というところですので、補足をさせていただきます。

今、課長から答弁ございましたとおり、第6次総合計画等におきましても、いわゆる審議委員メ

ンバーにも入っていただいたりですとか、また観光地経営ビジョンの策定における観光地経営会議のメンバーにもHIBAのほうから代表に出ているような状況でございます。

そうしたところで、国のほうのいわゆる持続可能な観光ガイドライン等でも、多様な利害関係者をメンバーに入れてビジョンを策定することといったような決まりが、ガイドラインが示されておりますので、村としてもそういったものにしっかりとのっとりながら、多くの皆様の意見を集約する中で、村づくりに取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。切久保議員。

第7番（切久保達也君） 質問はないわけですが、今回、この質問するに当たって、いろんなところから話を聞いている中で、一番言われてちょっとびっくりしたのは、

議長（太田伸子君） 切久保議員、質問形式に変えてください。

第7番（切久保達也君） では、質問はありませんので、以上で私の質問を終わりにします。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第7番切久保達也議員の一般質問を終結いたします。ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 1時55分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第9番松本喜美人議員の一般質問を許します。第9番松本喜美人議員。

第9番（松本喜美人君） 9番松本喜美人です。本定例会の最後の一般質問をさせていただきます。

実は、質問に入る前に、私の大変なミスをしてしまった部分がございますので、ここで、おわびと説明をさせていただきたいと思っております。

皆さんのお手元に私の通告書が配付されていると思っておりますけれども、質問の要旨の1番目のところで、村長の公約の上から1、2、3、4行目、⑤、実は、通告書では「明日の白馬村を担う人材育成」というふうになっておると思っております。これ実は私のミスでございまして、正しくは「健全な行財政運営」というのが正しいということでございます。

これも大変、私が気づいたのではなくて、経過を触れさせていただきますと、今月の4日の日に丸山村長のほうから電話をいただきました。

公約が一部違っているというご指示を頂き、そして、さらに気遣いをいただきまして、「広い意味では人材育成につながるから」というようなお言葉を頂いたわけでありまして、私とすれば、政治に関わる者にとって、公約につきましては、極端な言い方をしますと、命の次に大切なものがございます。そういったところを間違えてしまったということでございますので、冒頭におわびを申し上げまして、質問に入っていこうかと思っております。

質問のミスの原因は、私は、通告書、一般質問、それから質疑討論等々、全て過去のものをパソ

コンに保存してございまして、そのテーマのものを持ってきて新しいものに入れ替えるというところで、この5番も変えたものと先入観で処理したわけであります。

村長から指摘を受けまして、村長公約、村長選の選挙公報で確認して、このミスに気づいたということで、村長はじめ、議会の皆さん等々にご迷惑をおかけしたということで、まずもっておわび申します。

それでは、そういったことで、今回の一般質問に入らせていただきたいと思います。

今回は、通告書に基づきまして、1項目め、村長公約に対する自己評価について、2項目め、新年度に向けての予算編成基本方針と重点施策について、3項目めで、中期的に捉える本村の重要課題と政策について、4項目め、村長の進退についての4項目について、村長の見解をお伺いしたいと思います。

1項目でございすけども、丸山村長は、1期目の公約として、「持続可能な次の白馬へ！」をスローガンの下、政策の5本柱として、持続可能な観光地を目指して、2点目として、安心して暮らせる白馬を目指して、3として、豊かな教育立村を目指して、4、農業振興と豊かな自然環境の保全、それから、先ほど申し上げました間違えた部分ではありますが、正規な修正手続を取っておりませんので、健全な行財政運営を掲げ、1期目がスタートし約3年5か月が経過しました。そこで、次の2点についてお伺いをいたします。

1点目、現時点での達成度について自己評価は、

2点目、達成度の低い項目は何か、また要因は、を伺いたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 松本議員からは、私の公約に対する自己評価についてご質問を頂きましたので、ご答弁いたします。

初めに、松本議員におかれましては、丁寧なお気遣いをいただき、誠にありがとうございます。

現時点での達成度と自己評価について、昨日の鈴木議員への答弁と重なる部分もありますがご了承ください。

私は、村長就任に際し、松本議員のおっしゃった大きく5つの分野の公約を掲げ、それぞれ細かく全35の項目を掲げました。昨日の鈴木議員への答弁のとおり、5つの分野のうち、4つ目の白馬らしい教育の分野と、5つ目の住民目線で健全な行財政運営の分野については、白馬高校の存続や新たな財源の確保、DXの推進をはじめ、掲げた事項はほぼ全て達成できたと思っております。

しかしながら、1つ目の「コロナ課からの回復と持続可能な観光地の分野」と、2つ目の「農業振興と白馬らしい環境づくり」、3つ目の「福祉充実と多様性の尊重の分野」においては、村長自らのトップセールスや観光客受入環境整備、優良農地の確保やスマート農業の推進、ゼロカーボンの促進と気候変動対策のPR、子育て支援金創設や給食費負担軽減、グループホーム誘致、地域公共交通の運行など実現したものの、4つほどの項目につき実現できていない状況がございます。

35に分けたうちの他の項目にも関連する事業があったり、1つの項目の中にも複数の事業を掲げて、その中に達成できているものと十分でないものが混在していたりもするため、35分の幾つというように正確に分けて計算することはできませんが、おおよそ達成度という言い方で申しますと、項目に掲げた事項は9割近く達成できたものと判断しています。

議員の皆様はじめ、多くの村民や事業者の皆様のご理解・ご協力並びに職員のご努力により、掲げた事項については、おおむね実現もしくは取りかかりをしていくことができ、信託いただきました皆様の信頼を裏切ることのない達成度ではあると自己評価しています。

特に、公約策定時には、何でもやりますということを言うほうが好感を持たれやすいかと思いますが、そうした中において、35という多くの項目を掲げる中でも、例えば給食費については、いきなり無償化を掲げるのではなく、まずは栄養価を維持したまま負担軽減に努めるとし、村の財政状況や国として動くべきとの視点、村民からの意見や要望等を総合的に把握するなど、4年間での達成度を意識した信頼いただける現実的な内容であったと振り返っています。

一方で、2点目の達成度の低い項目は何か、また、その要因はとのご質問への答弁となりますが、先ほど申し上げましたとおり達成度の低い項目が大きく4つあります。

1つ目は、コロナ禍からの早期回復を図り、持続可能な観光地への分野で掲げました既存施設や空き店舗を活用できる産業誘致です。空き家や空き店舗の利活用については別項目でも掲げており、この点についても、行政としては空き家バンクの開設は実現できたものの、実際に登録する方が少ないという状況にあり、十分に活用できていないと認識しております。

これに関しては、空き家や空き店舗の持ち主が、より高値での賃貸や売却を望まれるのはある意味当然でもあり、その場合には、やはり民間仲介事業者が存在する以上、行政のほうには物件登録がなされづらく、情報が入りにくいことが理由と考えられ、制度を効果的に活用するには、金額以外の面を重視してもらえる方法をさらに模索していく必要があると考えます。

また、産業誘致については、私としては、既存施設を有効活用し、地域産業を守る観点からも、既存事業者と競合しない職種であることをあくまで前提としており、それにより選択肢が狭くなるため、実現が難しい状況にあると考えます。

しかしながら、昨日も述べたように、私としては、既存施設を活用することを重視しており、本年度、国土交通省の事業採択を受けてスタートした二地域居住先導的プロジェクト実装事業等を通じ、成果を出せればと思っています。

2つ目は、農業を振興し、白馬らしい環境を創造する村へ！の中で掲げた週末農業の仕組みの活用による人材確保です。

こちらが十分に実施できていない理由としては、一番は、行政が主体となって、そうした人材が必要な農家の把握と、条件に合う方を集めてマッチングさせるような制度を構築する余裕がないというのが実際のところであると思います。

本年スタートした白馬ファンコミュニティなども生かし、緩く広く集めるような方法も模索するとともに、営農者の人材確保については、農業への手厚い支援を含め、幅広い農業振興策を講じる必要があると考えています。

3つ目は、福祉で支え、多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる白馬へ！の項目に掲げた介護士や保育士の待遇改善による人手確保の不安解消です。

これについては、全国的な課題となっていることは周知のとおりですが、介護士については民間で雇うことが基本であり、行政として手当てなどの補助金としてつけるのが困難であること、また、広域で実施している事業であり、介護保険の報酬単価が決まっていることから、独自で異なる処遇をすることができないことなどが理由として上げられます。

保育士に関しては民間と行政の双方が存在しており、どちらも対象となる長野県の制度と連動した白馬村保育士移住支援事業補助金を新設したものの、移住以外の保育士への支援にはつながらず、また、行政職員である保育士の処遇については、保育士以外の行政職員との待遇差が生じるような特別優遇をしづらいことも原因であると考えます。

今後は、例えば、民間と協力して整備する住宅などを検討する際に、介護士や保育士など、エッセンシャルワーカーに優先的に入居できるようにする施策などができないかといったことも検討しています。

また、二地域居住先導的プロジェクト実装事業では、介護士の仕事で移住に興味を持っている方が既に応募していただいていると伺っておりますので、この事業も推進してまいりたいと思います。

4つ目は住宅サポートです。こちらは就任時にはなかった地価や資材等の急騰などに加え、やはり民間事業者の存在もあることから、行政のほうで公益性と公平性、実効性のある施策を講じることが難しいのが現状であり、今ほど述べました民間と協力した住宅施策などを検討していきます。

また、公約に掲げたこと自体は実現していますが、実際に気候変動や日本の少子高齢化には歯止めをかけることができなかつたり、物価高や円安、グローバル化など、外的要因により地域住民に負担がかかる事項が発生したりすることにより、目標とする成果につながっていないこともあると認識しており、一自治体でできる施策には限界がありますが、引き続き、村としてできる対策を着実に進めるよう努力してまいりたいと思います。

以上、松本議員の1つ目のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありますか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） 村長公約に対する答弁を頂きました。基本的には、おおむね公約の90%くらいの実績を残したのではないかという評価をされておるといことであります。

私は、村長が就任されました令和4年8月を振り返りますと、人類が過去に経験したことがないコロナウイルス感染症が全世界で猛威を振るっており、国内においても全国民に行動制限が課せられ、経済活動はストップ状態に近いと認識しております。

そして、村内景気も最悪な状態で、この翌年の令和5年5月にコロナウイルスが感染法上2類から5類への移行に伴い行動制限が緩和され、これに伴い経済活動も再開したというような認識を持っており、こういった大変厳しい状況の中で、村民との話し合い等々もできないような状況の中で、村長自身、非常に公約に対して努力をされ、違った意味でのご苦勞も大変あったのかなど、こんなふうに推察しております。

そして、昨日の同僚の質問の中にもあり、村長答弁しておられるわけでありませうけれども、私の立場でも再確認をさせていただきたいのが、行政施策につきましては、村民の福祉に資すること——福祉に資するというのは、簡単に言えば村民の要望というふうに置き換えていただけるとご理解いただけますけど、この実現には財源の裏づけが必要であり、村民の雇用確保や村税確保の観点から、村内の基幹産業の育成振興は不可欠と考えます。

村長、同じ質問で昨日も答弁いただいておりますけど、これが将来の白馬村の行政運営の財源確保の原点でありますので、私の立場からも再度、村長の見解をお伺いしたいと思っております。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） お答えします。

先ほど公約の実現のほうでも少し触れておりますが、5つの公約の中には福祉充実と、一方で、やはり財源の裏づけがないとそれを実行できないということで、5つ目のほうに健全財政というものを含めました。やはり、この裏づけなしには福祉の充実は図れないというのは、当然のことであると思っております。

また、その財源の充実のためには基幹産業、特にコロナ禍で疲弊していた観光を立ち直らせることが最優先であり、それによって住民福祉が充実していくということがございましたので、昨日の答弁でも申しましたとおり、観光優先というふうに言われやすい部分は私も承知しておりますが、それがあってこそその福祉であるということを、私自身、この3年強の中で再確認というか、改めて認識しているところもございますので、松本議員のおっしゃるとおりかというふうに私も感じております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありますか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） 村長への再質問ということでもありますけども、私は、1期目の公約とした「持続可能な次の白馬へ！」のスローガンに関わる質問をさせていただきたいと思っております。

村長は、令和4年8月に就任し、最初の議会、令和4年第3回白馬村議会定例会、9月定例会に、環境保全及び創造についての基本理念を定める白馬村環境基本条例の全部改正についての議案を提出し、採決は賛成少数で否決されました。

この条例の全部改正の背景には、世界の温暖化を危惧した当時白馬高校生が村に要望し、令和元年12月4日付で、故下川正剛前村長が、県内自治体初の白馬村気候非常事態宣言、翌年の令和

2年2月23日付で白馬ゼロカーボンシティ宣言を相次いで発表しています。

白馬連峰等の山岳景観や里山景観、姫川源流をはじめとする自然環境は村民全員の誇りであり、さらに日々の生活での癒やしの源泉でもあり、地球温暖化対策は本村にとっての生命線であると私は考えます。

そこで、改めて白馬村環境基本条例制定の有無と、提出議案の時期について、お考えがあるのかどうかお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） お答えします。

以前も答弁をさせていただいているかと思いますが、この環境基本条例については、白馬村の根幹をなす自然環境、また、脱炭素等に関する理念としては一番中心となる条例でございますので、私としては制定をしていきたいというふうに考えております。

その時期に関してなんですけど、できるだけ早い段階でというふうに以前から答弁させていただいておまして、今年度は議員の皆様が変わったこともあり、改めて説明する機会を設けさせていただく中で、可能であれば、私としてはこの12月に出したかったところもあったんですけども、ほかに、かなりしなければいけない作業的職務が、総務課も非常に多くありましたので。

そうした中、目標としては次の3月には何とか出したいというふうに思っておりますので、この環境基本条例に関しては、しっかりと村の皆さんの意識の統一を図れるすばらしいものとなるように制定してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） 答弁を頂きました。次の議会、3月定例会にできれば議案として上程したいという答弁を頂きました。

条例の制定後につきましては、昭和54年11月1日制定された白馬村の村民憲章、これの1項目と整合し、基本理念としては最良と考えます。

それから、白馬村村民憲章の項目につきましては、今、時代が変わりましても、村民の生活のあ
る意味、生き方であるとか、自然に対する考え方というのは、これは未来永劫に不変のような条例
でいけるのではないかということで、すばらしい村民憲章だと思いますし、さらに、この条例につ
いては、村長1期目の任期満了までに、ぜひ、条例制定するのが理想と考えますので、よろしくお
願いしたいと思います。

それでは、次の2項目めの質問に入らせていただきます。

新年度当初予算の編成に向け、各課では各種事業の精査及び事業経費を見積算し、年内に総務課に提出し、総務課査定、村長査定を経て、村長が予算編成し、議会に提案し、議会の議決を経て
予算成立となります。丸山村長1期目最後の予算編成となりますが、予算編成の基本方針と重点施

策について、次の3点についてお伺いいたします。

1、予算編成の基本方針は。

2、新年度の事業計画に向けて、現時点における重要課題と重点施策は何か。

3点目、予算編成で無視できないのが国内景気と国の動向です。これらの認識と注視すべき事項は何か。

以上、伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 新年度に向けての予算編成基本方針と重点施策について、3項目のご質問を頂きましたので、順次答弁いたします。

まず、予算編成の基本方針であります。令和8年度当初予算につきましては、第6次総合計画の前期5年間の基本計画の初年度として、ありたい姿や目標、課題等を踏まえ、適宜、新たな事業の構築や改善をし、理念である「共に生き豊かさを育む支え合いと幸せがめぐる—Best Living Village—」を実現するため、4つの基本目標に基づく各政策、施策を着実に遂行することとしています。

また、新たな観光財源として検討してきた宿泊税が令和8年度から導入となりますが、国・県交付金等の活用や、企業版を含めたふるさと納税のさらなる拡大など、積極的な財源確保に取り組むとともに、限られた財源を効率的かつ効果的に配分し、最小の経費で最大の効果を上げるため、全ての事業について、緊急性や必要性、費用対効果を十分に検証した上で、持続可能な財政運営を推進していくことを基本方針としています。

次に、2点目の現時点における重要課題と重点施策ですが、こちらも昨日の鈴木議員への答弁と重複する部分があることをご了承ください。

昨日答弁しましたとおり、公約で実現できていない項目の達成及び就任以降に新たに顕在化してきている課題の解決に向けて、ただいま述べました予算編成の基本方針を定め、取り組むべき重点施策として、1、農林業の振興と有害鳥獣対策の強化、2、児童福祉・高齢者福祉の充実、3、移住定住施策の推進とコミュニティの活性化、4、防災・減災の村づくりと気候変動対策、5、持続性ある観光地域づくりの促進の5つを掲げました。

その中から重点課題と施策を幾つか上げますと、まず、農業分野において、米の価格が令和の米騒動以降変動が激しく、安定的な農業経営が行なわれるようにすることが重要な課題と捉えており、これまでも重点施策としていましたが、営農者の支援や農業を取り巻く環境整備を推進します。

福祉分野では、先ほどの答弁でも述べましたが、児童福祉においては保育士不足、高齢者福祉においては介護士不足など、人材不足が課題となっており、重点施策として、地域福祉を推進するため、教師や保育士、医師、看護師、介護士、公務員など、エッセンシャルワーカーの人材確保並びに待遇向上に取り組みます。

都市まちづくりの分野においては、地価や家賃高騰による定住者の維持について課題となっており、それらに対応するためにでき得る各種施策を研究し、実現に向けて取り組むことを重点施策としています。

最後に観光分野においては、来年度から始まる宿泊税を適正に徴収し、有効活用することが重要課題であり、宿泊税の徴収に係る環境の整備と、使途として、住民も来訪者もより快適に滞在できる地域づくりに有効に活用していけるようにすることを重点施策としています。

最後に3点目の国内景気と国の動向に対する認識と注視すべき事項についてですが、帝国データバンクの最新レポートによりますと、2025年11月の景気動向指数は前月比0.2ポイント増の44.1となり、2020年11月以来5年ぶりに6か月連続で改善したとのことで、国内景気は、仕入単価の上昇がおもしとなったものの、観光産業や半導体需要が好調で、改善傾向が続いたとしており、今後の国内景気は、小幅な変動を伴いながら、緩やかな改善基調が続く見通しであるとしています。

観光産業が好調なのは、先月までのインバウンド総数が過去最高で、年間4,000万人も目前との報道もあることから、その影響が強いと思いますが、本村も同様の状況にあるものと思います。

高市政権となり、期待感から株価が上向きになっていますが、円安も進んでおり、物価高も継続していることから、行政として購入する財やサービス、人件費も上昇傾向となることが見込まれるといったあたりが、予算編成において注視すべきポイントとして上げられると考えます。

また、新政権における減税施策により、地方交付税がどのようになるかも、歳入面においては注視すべき重要ポイントであると考えます。

以上、松本議員の2つ目のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） 答弁を頂きました。再質問をさせていただきたいと思います。

新年度は行政運営の大きな節目の年度と捉えております。

それは、令和8年度から令和17年度にかける10年間の白馬村第6次総合計画、同じ期間での観光地経営ビジョンの初年度に当たるというようなことで、そこで、先ほど村長のほうから新年度の重点施策等ということで答弁を頂いたわけですが、節目の初年度に当たるというようなことで、いわゆる拮抗不敵な要素として捉えておる事業があるのかどうか伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） お答えします。

特に私のほうで拮抗不敵に、これが最重要といったものがあるわけではございません。ただ、やはり先ほど松本議員からもお話があったとおり、コロナ禍からの回復というところが済みまして、いよいよ福祉へ還元していく重要なタイミングだというふうに思っております。

そうした意味では、来年度から始まります宿泊税も見込んだ財源等を勘案する中で、住民福祉を

より充実していくといったところに重要施策として考えていきたいというふうに考えておりますが、具体的にどの福祉といったものがひとつポイントとしてあるものではありませんけれども、これまでも、私としては子育て支援策、また、デマンドタクシー等も始まっておりますが、高齢者福祉、障がい者福祉、こうしたところを中心に、住民から要望の多い事項をしっかりと財源を確保した上で、より充実させていく、こうしたことを重点的に考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） 再質問をさせていただきます。

私は、先ほど村長の答弁等々もございましたとおり、国内景気につきましては、該当月を月末までに公表される内閣府の月例経済報告、多分皆さん見ているのではないかと思いますけれども、これをできるだけ目を通したいと思っております。

この内閣府の月例経済報告は、具体的に申し上げますと、11月の経済動向を11月26日に報告しているということで、通常、普通の報告というのは二、三か月前のようなものを報告するわけですけれども、すぐ報告をすると、このような中では、内閣府の経済報告というのが一番直近のものが見られるというようなことで、できるだけ目を通したいというふうに考えております。

そこで、先ほど村長のほうからも答弁を頂いたわけではありますけれども、高市早苗政権では、本年末をもってガソリン税の暫定税率が廃止され、さらに来年4月1日で軽油引取税の暫定税率も廃止となります。

代替財源の議論はされていない。従来は与党による税制調査会等において代替税制について並行議論がされており、このままでは国・県・村、総額で1兆5,000億円の財政不足が生ずる。これはたまたま今日の新聞にも出ておりましたけれども、そのように言われております。

そして、高市政権においては、経済あつての財政を基本と捉え、戦略的財政出動により、所得の増額であるとか消費の拡大、事業収益の増額確保を図り、税収増を目指すと表明されており、従来にも増して国内景気の動向と、さらに最近、日本銀行の政策金利の大幅なアップというようなものが報道されており。

さらに、税制でいいますと、前年でありましたけれども、年収の壁問題がまだ議論されていると、大変大きなこういった政策において、村の歳入においても大きく変わるというようなことでもありますので、ぜひ、こういった項目について注視をし、柔軟な対応策の検討が必要ではないかと考えておりますが、村長の見解をお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） お答えいたします。

松本議員おっしゃるとおり、新政権となりまして様々な減税対策が打ち出されているわけですが、やはり財源というところを鑑みた場合には、財源不足が生じるという可能性が高いという

ふうに見るのが一般的だと思います。

そうした中で、その影響がどこへ出てくるかというところで見ますと、私たち地方自治体にとっては、交付税がひとつどうなるのかといったところが非常に懸念材料でございます。

そうした中で、私たちとしては、やはり自主財源の確保、また、交付税算定に影響しない財源の確保、こうしたものが非常に重要になってくるというふうを考えております。

これに関しては、これまでも白馬村の財政構造上、どうしても考えてこなくてはいけない課題はありましたので、私としてもこの3年強の間、財源確保については新たな財源の検討から始まり、実際の導入に向けた取組を進めてきていたり、また、ふるさと納税に関しましても、企業版を含め、これまでにない形で実施してきておったり、また、ネーミングライツといったようなものも実施してまいりました。

これに関しては、今後も引き続き強化をしていく必要があるということを今、改めて感じているところです。

新たな財源に関しましても、これまで検討してきておりますが、さらに進んだ議論も必要だというふうには私としては思っておりまして、どのような状況になっても、しっかりと自分たちで財源を確保していける、そうした取組を推進していく必要があるというふうには思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） 答弁を頂きました。

昨日の鈴木議員の質問に対する答弁もろもろの出産祝い金であるとか給食費であるとか、そういったものについて、村長答弁については、やりたいんだけど、財源の裏づけが非常に厳しいというような答弁をされたかと思えます。

その件につきまして、私の考え方ということで村長にお伺いしたいんですけれども、いわゆる税というものは、国税・県税・村税という3つがございます。それらを総称して税金というふうにお話をさせていただきますと、来年の6月からスタートをいたします法定外目的税の宿泊税のようなものについては、当然使途が限られるということでもあります。

それで、いわゆる先ほど申し上げました税金についての、税金が持つ機能というものであります。税金の運営原則とかではなくて機能。これは50年以上前に私が学生時代に学んだことでもありますから、今は表現が変わっているのかもしれませんが、税金の機能の一つとして、所得の再配分機能という表現で私は学びました。

簡単に言いますと、所得の多い人、もっと平たく言うと収入がたくさんあった人、利益がたくさんあった人は税金をたくさん納めなさい、それで得られた税金は所得の少ない人、生活の厳しい人のところに回すんだよと、これは地域でも一緒です。東京都のようにたくさん税収が入るところは、地方の厳しい県にその財源を回すという、これが税金の持つ機能の一つだというふうに捉えており

ます。

そういう捉え方でいいますと、使途も、当然所得のある人は少なく、生活の厳しい人はたくさん頂くというのが、税の持つ機能の一つだということでもあります。

一番分かりやすい例でお話ししますと、コロナ禍のときに、国は定額助成でした。定額給付金です。国民1人当たり一律10万円という莫大な資金を使ったわけでありまして。結果として、経済が停滞していた中で個人消費が伸びたかという、全くそうではなくて、約8割が貯蓄に回ったというのが実態であります。

そういうのを考えていきますと、財源があったとしても、私は、本当の平等というのは、全て一律に金額、例えば1万円を給付するというのが平等なのかどうか。私は、そこに所得なり生活状態にあって差があることが実質的平等だという考え方をしております。

財源がない白馬村ですから、そこまで心配はしておりませんが、財源があるからといって全て同じにということは、私は平等ではないという解釈をしております。

村長、その辺の見解というのを、どのようにお考えかをお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） お答えします。

私も、やはり税にはそのような機能があると認識しております。相続税等も同じかと思いますが、税の再配分というところで、たくさん稼いでいるという言い方をしているのか、たくさん所得がある人が、そうでないところの方たちのほうに行くようにして、全体できちんと社会が回っていくような仕組みをつくるということの機能があるというふうに思っております。

そうした中で、松本議員おっしゃるとおり、財源があった場合に等しく全員に配ること自体が平等かという、やはりその実効性、それをするによってどういう効果があるかといったところをしっかりと検証する中で実施する必要がありますので、そうでないと、いわゆるばらまきのようなものと同じようなことになると思いますので、社会の中でどういった人を救済する、もしくはどこにその財源を充てることが最も効果があるのか、もちろん住民自治という観点からすると、住民の皆様も自助努力で頑張っていたかなくてはいけないものがあるといった状況がある中で、我々として、どこに重点的に再配分を行なうのかといった視点は、非常に健全財政というところからも、健全行政という視点からも重要であるというふうに認識はしております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） 今日、午前中の丸山和之議員の質問の中にも触れておりましたが、本村における歳入の部分の構造が大きく変化しようとしております。普通交付税が限りなく減額されていき、それに代わる村税を増やしていくということになろうかと思っております。

それで、多分、来年度も今の現状の税制、税額の村税の徴収率、徴収額、全て前年度対比で伸び

ておるといようなことであります。

ですから、やはり令和7年度と同じような傾向が継続するだろうし、令和9年度は固定資産税の見直しの年であり、さらに国調に伴う新たな税制導入、最終的に決定したわけではありませんけど、そういう状況で考えていきますと、普通交付税は減っていき、それに伴う村税を確実に増額、徴収という部分になろうかと思えます。

そういう点で、これ税務課が頑張った結果であるので、やむを得ない。何かの例えばミスの部分で交付税が減ったとかということではなくて、税制に関して言うならば、正常な形になってきた中での減額でありますので、やはり何らかの形で財政というものを考えなくてはいけないなど。

ちょっと私の記憶が間違っているのかもしれませんが、オリンピック後の村税のピーク時って、35億くらいあったというような記憶があるんですけど、もし違ったら申し訳ないんですけども、そのくらいの税収というものを、必要になってくるのではないかなと、そんなことを申し上げまして、3項目めの質問に入りたいと思います。

向こう5年間くらいの現時点における最重要課題は何か。

なお、課題に対する政策協議に着手されているか、項目があれば併せて伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 3つ目の中期的に捉える本村の重要課題と政策について、現時点における最重要課題は何か。課題に対する政策協議に着手しているかのご質問ですが、向こう5年間の最重要課題を1つ上げるとするのは難しいですが、来年度から第6次総合計画の実施年度が始まり、それに基づいた各種施策を確実に遂行していくことが重要であります。

これまででも、総合計画自体は大変よいものがありながらも、なかなか十分に達成することができないでいる大きな要因の一つに、先ほど来お話に出ております白馬村の財政的課題があります。

ここ数年で、住民の皆様や職員のご努力により、固定資産税をはじめ、これまで滞納のあった村税が大幅に改善をされ、村の自主財源が確保されてまいりました。一方で、多額の除雪費や、オリンピック施設の維持管理費が発生する状況は変わらず、地方交付税なしには成り立たない自治体であります。

そうした中、先ほど申しましたように、国により各種減税策が打ち出されていますが、それらにより国の財源が減る可能性も考えた場合、これまでどおりの地方交付税が地方自治体に安定的に入らないことも懸念されます。

このような状況を踏まえ、現在計画されている施設整備を着実に進めながら、第6次総合計画を実効性あるものとし、村民福祉を向上させ、豊かな村づくりを進めていくには、これまで取り組んできてはいますが、地方交付税に頼らない自主財源の確保が、これまで以上に重要であると考えます。

来年度からはいよいよ宿泊税が導入され、まずは段階定額制でのスタートとなりますが、最近で

は、白馬村と地域特性の近い自治体が、高価格帯の施設に滞在するお客様からより高額を負担いただく定率制を採用してきており、税収規模の面でも有利です。

現段階で政策協議にまでは入ってはいませんが、早い段階で定率制に切り替えることにより、独自財源のさらなる増加を目指すことも視野に入れる必要があると考えます。

また、交付税算定に影響しないふるさと納税や、新たな財源をこれまで以上に獲得できる仕組みづくりが、持続可能な地域となる上で重要であり、昨日の答弁でも述べました、現在、可能性調査を実施している地域公社がうまく実現すれば、ふるさと納税などのさらなる獲得や、地域内でお金を生み出す仕組みにつながることを期待され、実現に向けて前向きに取り組んでまいります。

以上、松本議員の3つ目のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） 答弁を頂きました。やはり、財源の裏づけがあって、初めて事業ということになるわけでありまして、財源確保というのが長いスパンで取り組む大きなウエートの占める事業になろうかと思えます。

そこで、本村においての課題というようなものが幾つかあり、村民のニーズも多岐にわたるわけでありまして。従来、事業の取捨選択につきましては、一般的には村民ニーズと緊急度というようなもので順位が決められておりました。

残念ながら、本村の場合にはそういった基本的な部分が崩れていくのではないかなど。例えば、緊急度も高い、村民ニーズも高い、でも国等の補助金があまりなくて、ほとんどが一般財源だよということになりますと、本来は一番にやらなくちゃいけない事業が、順位、緊急度、何も低いんですけど、補助金率が高いよといったら、順位の低いものを財源の裏づけに伴って行なうという、そんなことも起こり得る要素のある白馬村の財政だというような捉え方でありまして。

ですから、やっぱり財源があつての財政運営だなということを申し上げたいと思います。

今回の質問項目につきましては、昨日の鈴木議員と全部というくらいほとんど重なっておりますので、これで最後の質問のほうに入らせていただきたいと思いますけれども、最後の4項目めの質問に入ります。

令和8年8月6日で村長任期が満了となりますが、進退についてお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 4つ目の村長進退についてであります。私は現在、ご信託いただきました任期の責務を全うすることを最優先として、これまで述べました未達成の公約の実現に向けた取組や新たな課題解決のために、全力で村政運営に邁進してまいり所存です。

先ほど述べましたように、来年度からは宿泊税がスタートし、これまで構築してきた制度をしっかりと機能させ、用途を明確にして有効に活用していくことが地域にとって重要となります。

また、今年度策定の第6次総合計画や観光地経営ビジョンが来年度から実施となり、それに沿っ

た村づくりを進めていく必要があり、自身としての責任をしっかりと果たさなくてはなりません。その上で、進退に関する判断は、状況を踏まえ、適切な時期に村民の皆様にお伝えしたいと考えております。

以上、松本議員のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） 答弁を頂きました。任期まで残された課題等々に全力を投じたいという答弁であります。

私は、現職の責務として、遅くとも任期満了の半年前には出馬表明すべきだと考えております。勇退の場合は1年前くらいに表明すべきだと考えます。

その理由は、政治経済という言葉がよく使われますが、簡単に言いますと、政治が安定すれば経済も安定し、政治が乱れれば経済は混乱するというのは、これは歴史が証明しておる部分であります。そういった部分では、村長、できるだけ早い時期にご自身で決断され、後援会の皆様ともご相談の上、表明をしていただくことを望みたいと思います。

最後に、本当は、質問を終わりますと言うと止められますので、私、冒頭に今回の青森の地震等に触れさせていただいて、被災された皆様のお見舞いを申し上げますとともに、1週間以内にさらに大きな地震が発生するというようなことであります。こういった大きな災害というのが、やはり、私ども観光地白馬にとっては少なからず影響も与えるわけであります。

そういう点では大きな地震が起こらないで終結していただくことを望みたいと思いますし、それから、迎え得る令和8年の干支はうま年であります。白馬にとっては何かちょっと普通の年と違うというような感覚を持っております。

大きな飛躍というよりも、ある意味での充実した1年というようなものを望み、それから、無災害で無事故、村民も、白馬に訪れるお客様も、そんな1年であることを念じて、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第9番松本喜美人議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第3日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日から12月17日までの間を休会とし、その間、定例会会期日程表のとおり、各委員会、議会全員協議会を行ない、12月18日午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、明日から12月17日までの間を休会とし、その間、定例会会期日程表のとおり、各委員会、議会全員協議会を行ない、12月18日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時53分

令和7年第4回白馬村議会定例会議事日程

令和7年12月18日（木）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

令和7年第4回白馬村議会定例会議事日程

令和7年12月18日(木)

(第4日目)

動議 議案第60号「白馬村マナー条例の制定について」に関する修正動議

令和7年第4回白馬村議会定例会議事日程

令和7年12月18日(木)

(第4日目)

追 加 日 程

- 日程第 2 発委第 2号 さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保なら
びに義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書
- 日程第 3 発委第 3号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上
の引き上げを求める意見書
- 日程第 4 発委第 4号 高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求め
る意見書
- 日程第 5 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第 7 議員派遣について

令和7年第4回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 令和7年12月18日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山宏充	第7番	切久保達也
第2番	太田学	第8番	伊藤まゆみ
第3番	鈴木均	第9番	松本喜美人
第4番	永井勝則	第10番	丸山和之
第5番	酒井洋	第11番	太田伸子
第6番	内川史朗		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸山俊郎	副 村 長	吉田久夫
教 育 長	横川秀明	総 務 課 長	田中克俊
税 務 課 長	太田雄介	住 民 課 長	堤 則 昭
健康福祉課長	工藤弘美	教 育 課 長	下川浩毅
子育て支援課長	中村由加	会計管理者会計室長	松澤孝行
生涯学習スポーツ課長	鈴木広章	観 光 課 長	山岸大祐
農 政 課 長	田中洋介	参事兼建設課長	矢口俊樹
上下水道課長	廣瀬昭彦		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田俊社

7. 本日の日程

1) 常任委員長報告並びに議案の採決

2) 追加議案審議

発委第 2号（総務社会委員長提出議案）説明、質疑、討論、採決

発委第 3号（総務社会委員長提出議案）説明、質疑、討論、採決

発委第 4号（総務社会委員長提出議案）説明、質疑、討論、採決

3) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

4) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

5) 議員派遣について

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

これより、令和7年第4回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（太田伸子君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行ないます。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りいたします。議案第68号 令和7年度白馬村一般会計補正予算（第3号）は、分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に討論、採決を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号 令和7年度白馬村一般会計補正予算（第3号）は、常任委員長報告終了後に討論、採決を行なうことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第7番切久保達也総務社会委員長。

総務社会委員長（切久保達也君） 令和7年第4回白馬村議会定例会総務社会委員会審査報告。

本定例会において、総務社会委員会に付託された案件は、議案14件、陳情3件です。審査の概要と結果を報告します。

議案第56号 白馬村第6次総合計画の基本構想について。

白馬村議会の議決すべき事件に関する条例に基づき、白馬村第6次総合計画の基本構想を策定するもの。

質疑・意見。

外国人増加や育成就労制度の拡大により、文化やルールが守られなくなる懸念があるが、将来像策定に当たり、その危機感をどう考えているのかの問いに、白馬村には既に地域に貢献している外国人も多く、内外の力を生かしながら共生をどう進めるかが重要と考えた。ルールを明確にし、対話を重ねながら持続可能な地域づくりを目指すとの答えです。

理念やビジョンは整っているが、実際にどう実践していくのか。また、住民の声が十分に反映されているのかの問いに、審議会では多様な立場の意見を丁寧に拾いながら基本構想を作成した。今後は基本計画の中で具体的な取組を示し、住民参加と分かりやすい言葉を重視して実践につなげていくとの答えです。

討論。

反対、この基本構想では、ボーダレスによってグローバリズムに飲み込まれる可能性が否めないため、反対する。

賛成、この審議は基本構想についてのものであり、基本構想はその次の基本計画に発展させるための基になるものであると考えているため、これを基にして村民のためになるような基本計画を慎重に作っていただきたく賛成する。

議案第56号は、委員長除く委員多数の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第57号 白馬村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について。

災害復旧時における専門職の採用や、一定の期間内に終了又は業務量の増加が見込まれる業務に従事するための職員の採用などに対応するため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づいた任期付き職員制度を新たに設けることから、法が委任する条例を制定するもの。

質疑・意見。

任期付き職員の年齢要件はどのように考えているのか、高齢でも専門性があれば採用は可能かの問いに、任期付職員の定年は一般職と同じ65歳であり、任期年数に応じて採用時の年齢要件を設定する。専門性があっても、任期満了時に定年を迎えない年齢での採用が前提となるとの答えです。

討論はなく採決したところ、議案第57号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第58号 白馬村空家等の適正な管理及び活用の促進に関する条例の制定について。

空家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか、空家等の適正な管理及び活用に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するもの。

質疑・意見。

今回の条例により、空き家に対して村はどのような規制や支援を行なえるようになるのかの問いに、本条例は空家特捜法を補完するものであり、施行規則を整備することで、指導・勧告・命令の手続を明確化し、撤去や利活用を計画に基づき実効的に進められるようにするとの答えです。

代行措置や代執行の費用回収、また解体への補助はどのように考えているのかの問いに、代執行は税と同様の債権として回収が可能であり、代行措置は確実な費用負担の合意が得られる場合に限って行なう。解体補助については村独自の制度はないが、国の補助制度の活用を今後検討するとの答えです。

討論はなく、採決したところ、議案第58号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第59号 白馬村快適な環境づくり条例の制定について。

白馬村の快適な環境づくりのため、環境美化に関する村、村民等、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにし、相互の協力及び連携を図り、安心して快適な生活環境で暮らすことができるまちづ

くりに関し、必要な事項を定めるため条例を制定するもの。

質疑・意見。

本条例に罰則規定を設けない理由と、条例の対象範囲は何かの問いに、上位法である「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に厳しい罰則があるため、本条例では罰則を設けず、身近な生活環境を守り、不法登記を起しにくい環境づくりを目的としているとの答えです。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第59号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第60号 白馬村マナー条例の制定について。

平成27年「美しい村と快適な生活環境を守る条例」の制定当時は想定しなかった迷惑行為が増えており、罰則条項の追加による法的抑止力の強化を望む切実な声を鑑み、マナーとモラルと行為規範を「守るべきルールと、してはならない行為」として一つにまとめるため、当該条例を全部改正するもの。

質疑・意見。

マナー条例を英訳・多言語化する予定はあるのか。また「マナー」「モラル」という表現は外国人に理解されるのかとの問いに、条例の周知にあたり、英語を含む多言語でのチラシ・ポスター・動画を作成する予定である。禁止行為については具体的に英訳し、関係者にも確認を行なっている。「マナー条例」という名称は、村のイメージや実効性を踏まえ最適と判断したとの答えです。

本条例は罰則を伴う以上、「マナー」ではなく「ルール」ではないか。また二重規制の問題はないのかの問いに、条例は理念的要素と具体的なルールを併せ持つ構成となっており、罰則の対象となる行為は明確に規定している。道路交通法などとの関係については、実際の取締りは警察が現場で判断するとの答えです。

条例を実効性あるものとするため、どのような周知や具体策を考えているのかとの問いに、チラシ・ポスターの作成に加え、多言語対応や動画配信、看板設置などを新年度予算で検討する。住民向け説明や観光客への周知を強化し、安全で快適な国際リゾートとしての発信を進めていくとの答えです。

討論。

反対、「マナー」という曖昧な表現は日本人の感覚を前提としており、罰則を伴う条例の名称として適切ではないため反対する。

反対、「美しい村と村民の生活を守るためのマナーを推進する条例」にすべきと考え、反対。

賛成、従来から「マナー条例」と呼ばれてきた経緯があり、まず村民が守るべき最低限のマナーを示し、それを来訪者にも広げていく趣旨として分かりやすいため賛成する。

議案第60号は、委員長除く委員多数の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第61号 白馬村個人番号の利用等に関する条例及び白馬村宿泊税条例の一部を改正する条

例について。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための、番号の利用等に関する法律に項ずれが生じたため、当該箇所を引用する条項につき、法の改正に準じた規定整備を行なうもの。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第61号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第62号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、必要な措置を講ずるため条例の一部改正するもの。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第62号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第63号 白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、村職員の育児休業の取得を促進するため条例の一部改正するもの。

質疑・意見。

育児部分休業を取得した場合の給与の取扱いと、年次有給休暇との併用は可能かの問いに、育児部分休業を取得した時間分は給与が減額されるが、年次有給休暇との併用は可能であるとの答えです。

討論はなく、採決したところ、議案第63号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第64号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

常勤特別職の給与改定に鑑み、議員の期末手当の支給月数を改定するもの。

質疑・意見。

人事院勧告に従わない場合、ペナルティーはあるのか。また、財政状況を踏まえた報酬・手当引上げについて、村民感情への配慮はあるのかの問いに、人事院勧告に従わなくてもペナルティーはない。報酬や期末手当の引上げについては、人事院勧告を踏まえた判断であるとの答え。

討論。

反対、人事院勧告にペナルティーがないのなら、上げることを控えていただきたいため、反対する。

議案第64号は、委員長を除く委員多数の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第66号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例につい

て。

一般職の給与改定に鑑み、特別職の期末手当の支給月数を改定するもの。

討論。

反対、議案第64号と同じ理由で反対する。

質疑はなく採決したところ、議案第66号は、委員長を除く委員多数の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第67号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

令和7年人事院勧告に伴う「一般職の職員の給与に関する法律」の一部改正が予定どおり実施されることを鑑み、給与の改正をするもの。

討論。

反対、初任の方には申し訳ないが、域内に循環するお金としていただきたいため反対する。

議案第67号は、委員長を除く委員多数の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第68号 令和7年度白馬村一般会計補正予算（第3号）。

歳入歳出それぞれ1億9,061万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を76億5,532万8,000円とするもの。

健康福祉課関係。

心身障害者福祉事業費の912万1,000円の増額は、令和6年度の事業確定に伴い、国庫負担金等の返還が必要となったため、償還金として計上するもの。保健予防事業250万円の増額は、带状疱疹予防接種の希望者が当初見込みを大きく上回ったため。

質疑・意見。

带状疱疹ワクチンの接種が増えているが、带状疱疹の患者は増えているのかの問いに、带状疱疹ワクチン接種と同じ接種対象者となっている肺炎球菌ワクチンの接種率と比較しても、带状疱疹ワクチン接種率のほうが高い。その背景としては、テレビでの宣伝効果や带状疱疹体験者からの情報により、予防意識から自己負担金が高いとしても接種する人が多いことが考えられるとの答えです。

総務課関係。

情報化対策事業281万6,000円の増額は、来年度の新規採用職員向けにLGWAN対応パソコン12台を購入するため。ふるさと納税事業7,200万円増額は、寄附額見込みを当初の5億円から6億5,000万円に増額し、それに伴う経費として計上するもの。デジタル地域通貨運用支援業務委託料600万円の増額は、機能強化として口座連携によるスマホチャージ機能の追加と、村民認証者への還元率優遇の前倒しを実施するためのもの。

質疑・意見。

アルプスPayの村民認証後、ポイントがすぐ付与されず分かりにくいいため、付与時期を明確に周知すべきではないかの問いに、ポイントは月2回の締め日後に集計し、付与まで約2週間かかる

は組みである。今後は、付与時期について分かりやすく周知するとの答えです。

暫定討論。

反対、報酬と給与の増額に反対しており、この議案にもそれが含まれるため反対する。

税務課関係。

税務総務費 2,176 万円の減額は、令和 6 年度に実施した定額減税調整給付について、給付額が確定したため、物価高騰対応重点交付金（定額減税不足額給付分）を減額するもの。付加徴収事業 39 万 5,000 円の増額は、来年 6 月施行予定の宿泊税に向けた準備費用で制度内容等を宿泊事業者向けに説明するための手引き作成によるもの。

質疑・意見。

定額減税調整給付金については、実績で 926 人に 2,924 万円を支払ったということだが、これは減税で引ききれなかった分を納税者に返金したということか。の問いに、税金を返したのではなく、引ききれなかった分を給付金という形で給付したものであるとの答え。

住民課関係。

環境衛生事業 51 万 7,000 円の増額は、村内の不動産取引の活発化に伴い、宿泊施設や飲食店の営業終了が増え、雑排水のくみ取り量が増加し収集・運搬の処理委託料増額によるもの。公衆トイレ管理事業 7 万円増額は、公衆トイレの利用増によりくみ取りが増えたため。

質疑・意見。

くみ取り手数料収入より処理委託料の支出が多い理由は何かの問いに、手数料額と処理委託料は必ずしも同額ではない。今後、差額が大きくなる場合は手数料の見直しを検討するとの答えです。

教育課関係。

中学校教育振興事業 36 万 9,000 円の増額は、中学校の部活動指導員報酬について、今年度は指導員が 1 名増え、当初想定以上に活動実績が多かったことに加え、時給が 1,600 円から 1,700 円に引き上げられたことによるもの。

質疑・意見。

部活動指導員の担当する部活は何かの問いに、陸上部、吹奏楽部、演劇部と、今年からバレーボール部が追加になったとの答えです。

子育て支援課関係。

児童手当等給付事業の主なものは、施設型給付費 430 万円と地域型給付費 1,576 万 9,000 円の増額で、当初予算に計上されていなかった私立保育園の保育士処遇改善分を追加するもの。

質疑・意見はありませんでした。

生涯学習スポーツ課関係。

白馬ジャンプ競技場維持管理事業 111 万 7,000 円増額の主なものは、人工降雪機改修工事

に伴い、施工中に判明した配管補修や安全対策などの追加対応が必要となったため、受変電設備の保安業務委託料及びノーマルヒル改修工事費を増額するもの。

体育施設維持管理事業104万円増額は、グリーンスポーツの森に新設した遊具（ロープウェイ）の設置費の一部として、振興公社へ104万円を負担金として支出するものです。

質疑・意見。

振興公社の利益還元分を、道の駅の屋根やトイレ修繕などにも活用できないかの問いに、道の駅は観光課所管であり、屋根やトイレ修繕の必要性は把握している。過去には太陽光設置計画により修繕を先送りした経緯がある。今後の活用については検討課題とするとの答えです。

議会事務局関係。

議会事務事業10万円の増額は、議長・副議長経験者の葬儀が続き、香典などの支出が当初見込みを上回ったため。

質疑意見はありませんでした。

全体討論。

反対、給与の改正については反対の立場であるので、議案に反対する。

各課の審査が終了し、議案第68号は、委員長を除く委員多数の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第69号 令和7年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）。

歳入歳出それぞれ433万7,000円を増額し、予算総額1億4,547万1,000円とするもの。

質疑・意見はありませんでした。

討論。

反対、給与の増額に反対してきましたので、同じ理由で反対。

質疑はなく採決したところ、議案第69号は、委員長を除く委員多数の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第70号 令和7年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

歳入歳出それぞれ77万2,000円を増額し、予算総額1億4,437万円とするもの。

質疑・意見。

後期高齢者医療保険料の督促状は、広域連合ではなく市町村が発送するのかの問いに、後期高齢者医療保険料の督促状は、各被保険者に対して市町村が発送することとなっており、白馬村では住民課が督促状等を送付している。

討論はなく採決したところ、議案第70号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

陳情第1号 更なる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保ならびに義務教育費国庫負担

制度の堅持・拡充を求める陳情。

提出者は長野県教職員組合大北支部白馬単組、代表者白馬中学校、吉澤昌宏。受理年月日は令和7年11月17日。

陳情内容は、多様化・複雑化する教育ニーズに対応するため、長野県では35人学級や複式学級の少人数化を進めているが、財政負担や業務増大により、教員の多忙化と人手不足が深刻化している。このため、豊かな学びを実現するために、さらなる少人数学級の推進、教員の業務負担軽減に向けた教員定数の抜本的改善と、それに必要な財源確保を国に求める意見書の提出を求める陳情。

質疑・意見。

外国籍児童への対応や教員体制は十分なのかの問いに、白馬村では教育支援員の配置など、他自治体より手厚い対応を行なっている。外国籍児童数は大きく増えてはいないが、授業や保護者対応では支援が必要な場面もあり、今後も多様な子供に対応した教育を進めていくとの答えです。

討論はなく、採決したところ、陳情第1号は、委員長を除く委員全員の賛成により採択すべきものと決定いたしました。

陳情第2号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情。

提出者は、長野県医療労働組合連合会執行委員長、小林吟子。長野県社会保障推進協議会代表委員、宮沢裕夫ほか5名。受理年月日は令和7年11月20日。

陳情内容は、国の医療費削減の中で診療報酬が物価上昇に追いつかず、医療・介護・福祉分野では賃上げが進まないため、人手不足や医療機関の倒産・廃業が拡大し、地域医療が危機に直面している。このため、看護師や介護士などケア労働者の報酬を、物価高騰対策として10%以上引き上げる改定を前倒しで実施し、当面は全額公費による賃上げ支援策を今年度中に行なうよう、国に求める意見書の提出を求める陳情。

質疑・意見。

資料にある医療従事者の時給1,200円という記載は実態と合っているのかとの問いに、時給は病院規模や地域によって差があり、大学病院では約1,800円、首都圏では2,000円を超える場合もあるが、年間所得で見ると全体的に低い水準にあるとの答え。

討論。

賛成、医療や介護の仕事は非常に重要で大変な仕事であり、白馬・小谷地域においては医療や介護に従事していただく方々が少ないということも鑑み、金額の改善してほしいと考えるためこの陳情に賛成する。

採決したところ、陳情第2号は、委員長を除く委員全員の賛成により採択すべきものと決定いたしました。

陳情第3号 高額療養費の自己負担額の引き上げをしないことを求める陳情。

提出者は、長野県社会保障推進協議会代表委員、宮沢裕夫ほか5名。受理年月日は令和7年11月20日に受理いたしました。

陳情内容は、政府が見送った高額療養費制度における自己負担額の段階的引上げについて、今後も引上げを行わないよう国に求める意見書の提出を求めるものである。

高額療養費制度は、がん患者をはじめとする重篤な疾患の患者にとって治療を続けるための命綱であり、自己負担額の引上げは受診抑制や治療断念につながるおそれがある。

また、高額な医療費により生活に困難を抱える患者も多いことから、患者の声を踏まえ、制度の負担増を行わないよう求める陳情。

質疑、討論はなく、採決したところ、陳情第3号は、委員長を除く委員全員の賛成により採択すべきものと決定いたしました。

以上、総務社会委員会の審査等についての委員長報告といたします。

議長（太田伸子君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第56号の討論に入ります。討論はありませんか。第8番伊藤まゆみ議員。賛成ですか、反対ですか。

第8番（伊藤まゆみ君） 反対です。8番伊藤まゆみです。議案第56号 白馬村第6次総合計画の基本構想についてに反対の立場で討論を行ないます。

この基本構想は、この村の次の10年間をどう運営するかの指針となる大切な構想ですが、今の不動産バブルやインバウンドが続くことを想定した観光重視、多様性重視であることが節々に伺え不安を拭えません。

まず1つ目は、「ベストリビングビレッジ」という英語表記であります。2の基本構想1の基本理念にこの英語表記があり、これは一体誰を念頭において制定するものかとの疑問が湧きます。当然、私たち日本人が対象と思われまふ。であるなら、外国人におもねるような表現はやめ、全て日本語にすべきと考えまふ。

2つ目は、基本理念の将来像で、この先さらに観光振興を中心としている点であります。住みにくくなってきているという声が出ているにもかかわらず、そのもともとの根源である観光を軸とし、今の不動産バブルやインバウンド、旅行者が続くことを想定した理念がその根幹になっています。

そして3つ目、第5次総合計画で上げた「多様であることから交流し、学び合い成長する」を継承し、「10年後も村民が誇りをもって住み続けられる地域」とあります。村民が今まで誇りをもって住み続けてきたのであれば、なぜこんなに多くの住民がこの村を出ていくことを決めたのでしょうか。その検証はしたのでしょうか。次の10年は本当の意味での持続可能な社会になれるかどうかの大切な10年であります。過去10年にこの村が失ったものを少しでも取り戻せる限られた時

間、ラストチャンスであります。

今、地域行政区は疲弊しています。ここを出ていくという決断をした住民が多く、ここに戻らないと決めた子供たちがたくさんいます。そして家を継いでくれる子供や孫がいない予備軍もたくさんいます。

今回の一般質問で、同僚議員が問題にしていた地区の草刈り作業、有害鳥獣対策、これらは行政がやるべきことですか。いいえ、違います。行政はその枠組みをつくり住民にやってもらうしかありません。海外からの移住定住者は、行政区に入りこういった作業をやってくれるのでしょうか。

次の10年でやるべきことは失ってしまった地域コミュニティ、自治区の再構築立て直しです。金もうけにやってくる人に媚びを売るのではなく、ここに根を張り、ここを終の棲家として腹をくくってくれる人をいかに増やし、次の世代へと手渡すか。その持続可能な在り方が欠如しています。出ていくものは追わずで、ベテランの日本人選手に代わって外国人の選手枠を拡大して交代すればいい。そう見えるこの村の将来に不安がぬぐい切れません。

議長（太田伸子君） 伊藤議員、3分過ぎましたので、討論を終結してください。

第8番（伊藤まゆみ君） よって反対します。

以上です。

議長（太田伸子君） 他に討論はありませんか。第2番太田学議員。賛成ですか、反対ですか。

第2番（太田学君） 賛成の立場から討論させてください。2番太田学です。賛成の立場から討論をします。

本議案は、第6次総合計画における基本構想について審議するものであります。基本構想は、この後に策定される基本計画へと発展していくための土台、言わば計画全体の元となる重要な位置づけであると認識しております。

本構想に示された将来像や基本的な考え方は、今後の村づくりの方向性を示すものであり、評価すべき内容であると考えます。その上で、これを単なる理念にとどめることなく村民の声や地域の実情を十分に反映させながら、有効性のある基本計画へと丁寧に落とし込んでいくことが何よりも重要であります。本構想を礎として村民一人一人の暮らしに確実につながる政策が展開されることを期待し、慎重かつ着実な基本計画の策定を求める立場から本議案に賛成いたします。皆様のご賛同をお願いいたします。

以上です。

議長（太田伸子君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第56号 白馬村第6次総合計画の基本構想については、委員長報告のとおり決定することに賛

成の方の挙手を求めます。

(多 数 挙 手)

議長 (太田伸子君) 挙手多数です。よって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。
議案第57号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第57号白馬村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長 (太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第57号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第58号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第58号 白馬村空家等の適正な管理及び活用の促進に関する条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長 (太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第58号は委員長報告の通り可決されました。

議案第59号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第59号 白馬村快適な環境づくり条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長 (太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。
議案第60号の討論に入ります。討論はありませんか。第3番鈴木均議員。

第3番 (鈴木均君) 第60号マナー条例に関しての動議を提出いたします。

議長 (太田伸子君) ただいま、鈴木均議員から議案第60号 白馬村マナー条例の制定について
に対し、修正の動議が提出されました。この動議は、地方自治法第115条の3及び会議規則第
17条第1項の規定により成立いたしました。

暫時休憩といたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時47分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。会議規則第22条の規定により、議案第60号 白馬村マナー条例の制定についての修正案を直ちに議題とすることについて、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号 白馬村マナー条例の制定についての修正案を直ちに審議することに決定いたしました。

ただいまから事務局より資料を配付いたします。

（資料配付）

議長（太田伸子君） よろしいでしょうか。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 配付漏れなしと認めます。

議案第60号 白馬村マナー条例の制定についての修正案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第3番鈴木均議員。

第3番（鈴木均君） 第3番鈴木均でございます。議案第60号 白馬村マナー条例に対する修正案を提案いたします。

議案第60号 白馬村マナー条例を以下のように改める修正案です。

1、名称を「白馬村マナー及び迷惑行為防止条例」に修正する。

2、第1章第3条（14）宿泊施設以下を、（旅館業法昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業の用に供する施設、追加して、及び住宅宿泊事業法（民泊新法）に規定する住宅をいう、が修正案の本体です。

提案理由を申し上げます。

1、議案60号は、前文と第1章にマナー、モラル、ルールというワードが計12か所ございますが、マナー条例という名称でありながら、マナー及びモラル、ルールの定義説明はありません。

2、マナーとは一般的に行儀作法・礼儀・態度・振る舞いの仕方を指し、法的強制力はありません。一方、ルールは守ることが前提の規則とされ、スポーツにおけるルールも同様です。またマナーは国や地域によって異なることも多いわけですが、ルールはほぼ世界共通でございます。そのためルール違反にはペナルティーがつきものですが、マナーを守らなかったとしてもペナルティーを課せられることはありません。

3、提案のマナー条例第3条（7）では、迷惑行為として第9条から11条及び13条から17条までに掲げる禁止行為として規定し、その詳しい内容は、第2章禁止行為等に記載されてい

ます。すなわちこれらの迷惑行為、禁止行為は条例全文にあるように、守るべきルールと、してはならない行為と捉えられ、現に第2章は、ルールであると行政側は説明されました。したがって迷惑行為、禁止行為イコール守るべきルールと、してはならない行為になり、それはマナーではなく明らかにルールでございます。

4、よって条例にある迷惑行為、禁止行為はマナーとは言えず、にもかかわらずマナーと表現することは日本語の意図的混同であり説明がつきません。無理にソフトな表現の名称でマナー条例として迷惑行為、禁止行為を行なった人に対し、「あなたはマナーを条例に違反しました」と説明したとき、マナーならばなぜ罰則なのだと問われたときに混乱を来たします。マナーとルールは、峻別すべき事柄であります。

5、現行の「美しい村と快適な生活環境を守る条例」が通称「マナー条例」として一般的に使用されているので、その名称を引き継いだとの説明が理由にはなりません。なぜなら、現行条例には、罰則罰金規定はなく、条例の位置づけが根本的に異なるからです。

6、パブリックコメントナンバー3で行政が回答しているように、「禁止という言葉は強制力や圧力を感じさせ、村民や来訪者に抵抗感を与えることがあります。マナーであれば自主的に守るべきルールというニュアンスになり、心理的に受け入れやすい」と行政側が答弁を含めて一貫して説明されてきましたが、条例の中に禁止行為、まして罰則、罰金と書きながら、条例の名称をマナー条例としてぼやかす、曖昧にする、悪く言えばごまかす、この説明にこそ矛盾があり、看板に偽りあります。

最後に、附則にあるように、規則で制定する予定だと思われませんが、実際に住民が迷惑行為に遭遇したり、被害に遭ったときの対応は警察に連絡してくださいという説明があっただけで、他の自治体では巡視員やパトロール員を配置したりしていますが、それらに関しても丁寧な説明は全くありません。また罰則は刑事罰なのか、過料としての行政罰なのかの説明もありません。よって、マナー条例という名称は適切ではなく、迷惑行為を防ぐための「マナー及び迷惑行為防止条例」とするのが適切と考えます。

住民の皆さんの多くは、管理人不在の民泊や一棟貸しコテージ等での無秩序な迷惑行為にパブリックコメントも含めて声を上げていることに対し、白馬村には民泊はないと答え、宿泊業法にのみ該当する条例として、民泊に逃げ道を助長することにもなりかねません。管理人、事業者が大きなポスターを掲示し、宿泊者に強く教育するよう村が指導しない限り、抑止効果はありません。

なお、本条例の目的は、罰則そのものが自己目的ではなく、快適で住みよい白馬村にしていけるために、村民も旅行者も迷惑行為、禁止行為をしないように努力しようということにあり、あらゆる手段やメディアを通じて徹底した啓発をすることで達成されると考えます。併せて、頻回のパトロールも必要であることは論を待ちません。そのために、村民や事業者への説明会も実施されるよう要望いたしまして、提案いたします。

以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。ただいまの提案理由に対して、質疑はありませんか。
2番太田学議員。

第2番（太田学君） はい、2番太田学です。今いただきました修正案に対して質問を申し上げます。

名称を「白馬村マナー及び迷惑行為防止条例」に修正するとありますが、提案理由の中で、再三にわたりマナーという言葉に対しての危機感を持っているように提案をされておりますが、なぜここでもう一度マナーという言葉が提案のほうに入れたのか。仮に、この修正案が通った場合、通称マナー条例と呼ばれてしまうのではないかと危惧されますが、その点に対してのお考えをお聞かせ願いたいです。

議長（太田伸子君） 鈴木議員。

第3番（鈴木均君） お答えします。当初、迷惑行為防止条例という考えもあったのですが、原案の白馬村マナー条例というものを、行政側が言っていることも鑑み、考慮して、そして通称としてマナー条例と言われているという、それは置いておくと。

だから通称とするならば迷惑行為防止条例、白馬村迷惑行為。しかし、一般的にマナー、モラルということもよく話の中にありますから、一応といいますか、行政側の趣旨も踏まえてマナー及び迷惑行為と。大きくは迷惑行為防止条例という意味であります。

以上です。

議長（太田伸子君） よろしいですか。他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、原案に賛成する方の討論はありませんか。第4番永井勝則議員。賛成ですか、反対ですか。

第4番（永井勝則君） 賛成です。第4番永井勝則です。私は、原案に賛成の立場から討論いたします。私は、マナー向上という文言を含んだ詳細な条例名が好ましいと考え、総務社会委員会では反対しました。しかし、条例本文においてはもとより、反対するものではなく、また、マナー条例という名前が村民にとって馴染みのあるものだというところから賛成するものであります。

以上です。

議長（太田伸子君） 次に、原案及び修正案に反対する方の討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 次に、原案に賛成する方の討論はありませんか。第1番丸山宏充議員。

第1番（丸山宏充君） 第1番丸山宏充です。私は、賛成の立場から討論いたします。

議案第60号は、美しい村と快適な生活環境を守る条例、通称マナー条例が平成27年12月

18日に施行されて以来、本村の生活環境の保全と観光客との有効な関係づくりに一定の役割を果たしてきました。

しかし、近年では、交流人口や観光客の増加に伴い、従来は想定していなかった新たな迷惑行為が発生し、その件数も増加傾向にあります。こうした状況を踏まえ、罰則条項を追加し、法的抑止力を持たせるための本条例の全部改正は、時宜得た対応であると考えます。

本条例は、快適に過ごせるまちづくりを進めるために、守るべきルールとしてはならない綱領を明確に定めるものであり、村民のみならず、白馬村を訪れる全ての方にとって分かりやすい指針となるものです。

なお、条例名称については、「美しい村と快適な生活環境を守る条例」が施行後10年を経過し、施行前から通称「白馬村マナー条例」を用いており、多くの住民に浸透して理解が得られやすいと考えます。さらに、白馬村村民憲章にうたわれている5項目全てに整合しており、村民が大切にしてきた価値観を具体的な形で示すものであります。

以上の理由から本条例に賛成いたします。

議長（太田伸子君） 次に、修正案に賛成する方の討論はありませんか。第3番鈴木均議員。

第3番（鈴木均君） 第3番鈴木均でございます。提案説明をした上で、それに賛成討論という形で発言させていただきたいと思っております。

初めに申し上げますが、私は議案第60号については、細部については様々な意見がございます。しかし、総論としては賛成をしております。すなわち、村民の多くが「住みよい村にしてほしい」、「迷惑行為が目にするので規制を強めてほしい」、「罰則を与えることも場合によっては必要だ」等の声を反映したものであるとは理解しています。そのことを尊重します。当然。

しかし、修正案の提案理由でも述べたように、条例名称と内容にはそごがあると言わざるを得ません。行政側は第2章の禁止行為はルールだと明言しながら、一貫して禁止という言葉は強制力や圧力などを感じさせるということで、あくまで「マナー」を強調した条例と言いたいわけですが、中身は違う。「名は体を表す」という言葉もあります。

また、他の自治体では、名称はもっと具体的で、現に今回の今議会に出されている条例議案も具体的であります。条例中に禁止行為を犯せば罰則、罰金と言いながら、条例の名称をマナー条例としてぼやかすことは看板に偽りあることは違いないと思っております。

マナーはルールとは違うんだよ。ルールにはペナルティーがつくのだよというのは小学生でも分かります。分かっているのか、分かろうとしないのは行政だけではないかと思っております。罰則は、行政罰すなわち過料として明確にすべきです。地区懇談会でも所有者が分からないコテージで騒いでいるという声があり、ルールを徹底することを村民が求めています。徹底しなければいけないことは大規模な啓発であり、その案が通ればよいということではなくて、迷惑行為を防止して住みを未来にしようではございませんか。多くの皆様のご賛同をお願いして、修正案に対する私の賛成

討論といたします。

議長（太田伸子君） 次に、原案に賛成する方の討論はありませんか。

次に、修正案に賛成する方の討論はありませんか。第8番伊藤まゆみ議員。

第8番（伊藤まゆみ君） 8番伊藤まゆみです。修正案に賛成の立場で討論させていただきます。

マナーという曖昧な表現は日本人の感覚を前提としており、罰則を伴う条例の名称としては適正ではないと考えます。行政側の説明では、マナーという言葉を使うのはイメージをよくするためとのことでしたが、ここに挙げたルールは守ってもらう、そのために罰則を犯したという覚悟が行政に求められます。イメージをよくするためにこの言葉を使うことで、その効力を失います。守ってもらう、その覚悟の表れとして、修正案にある白馬村マナー及び迷惑行為防止条例に修正することに賛成いたします。

以上です。

議長（太田伸子君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。最初に、議案第60号 白馬村マナー条例の制定についての修正案を採決いたします。議案第60号 白馬村マナー条例の制定についての修正案に賛成の方の挙手を求めます。

（少数挙手）

議長（太田伸子君） 挙手少数です。よって、議案第60号 白馬村マナー条例の制定についての修正案は否決されました。

次に、議案第60号 白馬村マナー条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第60号 白馬村マナー条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

議長（太田伸子君） 挙手多数です。よって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第61号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第61号 白馬村個人番号の利用等に関する条例及び白馬村宿泊税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第62号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を採決いたします。

採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第62号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第63号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第63号 白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第63号は委員長報告のとおり決定されました。

議案第64号の討論に入ります。討論はありませんか。第8番伊藤まゆみ議員。賛成ですか、反対ですか。

第8番(伊藤まゆみ君) 反対です。第8番伊藤まゆみ。議案第64号 白馬村の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてに反対の立場で討論をいたします。

前回議員だったとき、この報酬や給与改正に毎回反対してきました。そしてその都度、「ああ、またこの議案が出てしまった。なぜ行政は苦しい住民のことをおもんばかってくれないのだろうか」と悲しく同時に憂鬱になっていました。今回もまた同じであります。

当村のみならず全国的に物価高騰で生活が苦しくなっているおり、公務員の給与、報酬等を増額することで民間事業者の給与が上がるという説もあります。しかし、その構図が果たして当村に当てはまるかは非常に疑問であります。

増額分は税金です。資金不足だといって宿泊税徴収を来年に控えているのに、自分たちの給与は上がるというのは、どうあっても住民の理解が得られないと考えます。今回、議案として上がっている白馬村第6次総合計画の基本構想の「白馬村を愛する白馬人として大切にしたい心意気」、白馬村を豊かで幸せな地域にしていくための(2)「おもてなしと思いやり、村民性で今だけ、自分だけという利己的な考えではなく、次世代もみんなもという利他的な協調的な思いが村内に連鎖していく地域を目指します」とあります。この利己的とうたった今だけ、自分だけに本来よく言われているものに「金だけ」というものもあります。

本当にこの利他的・協調的であることが村民性であり、それが連鎖していく地域を目指すのであれば率先して村の鏡、手本になるのが議員ではないかと思えます。

住民が苦しい思いをしている中、そういった住民からいただいた税金で、自分たちの報酬を増額することに後ろめたさを感じるのではないかと、そう思います。せめて増額分は来年導入予定のアルプスPayで支払い、域内経済の循環を良くし、住民の生活にも貢献できる形にすべきと考え、今回の報酬等の増額に反対いたします。

以上です。

議長（太田伸子君） 他に討論はありませんか。第5番酒井洋議員。

第5番（酒井洋君） 賛成の立場から討論いたします。5番酒井洋です。議案第64号は、社会情勢に合わせて適応される人事院勧告に基づき、一般職の給与改定に伴う期末手当のみの支給月数の改正であります。透明性と公平性を確保するためにも、感情的ではなく、制度に基づいた冷静な判断が求められているというふうに加え、本改正に賛成するものであります。

議長（太田伸子君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。本案に対する委員長報告は、可決です。議案第64号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

議長（太田伸子君） 挙手多数です。よって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第66号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第66号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

議長（太田伸子君） 挙手多数です。よって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第67号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第67号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のと

おり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(多数挙手)

議長(太田伸子君) 挙手多数です。よって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。
議案第69号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第69号 令和7年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

議長(太田伸子君) 起立多数です。よって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。
議案第70号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第70号 令和7年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。
陳情第1号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この陳情に対する委員長報告は採択です。陳情第1号 更なる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保並びに義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情書の件は、委員長報告のとおり採決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

陳情第2号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この陳情に対する委員長報告は採択です。陳情第2号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情書の件は、委員長報告のとおり採択

することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

陳情第3号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この陳情に対する委員長報告は採択です。陳情第3号 高額療養費の自己負担額の引き上げをしないことを求める陳情書の件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、陳情第3号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第10番丸山和之産業経済委員長。

産業経済委員長(丸山和之君) 先週12日に開催されました産業経済委員会の審査報告等をさせていただきます。

令和7年第4回白馬村議会定例会 産業経済委員会審査報告。

本定例会において、産業経済委員会に付託された案件は、議案4件です。審査の概要と結果を報告します。

議案第65号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について。

最近の熊等の目撃増加に伴い、猟友会で構成されている鳥獣被害対策実施隊員が1日に複数回、情報がある度出動するため、支給区分を変更するもの。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第65号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第68号 令和7年度白馬村一般会計補正予算(第3号)所管事項。

人事異動に伴う人件費補正については報告を省略します。

農政課関係。

環境保全型農業直接支払事業153万3,000円の増額は、事業実施に伴う増額によるもの。林業振興費133万9,000円の減額は、事業実績に伴う財源振替によるもの。過年発生農地農業用施設災害復旧事業201万3,000円の増額は、令和6年6月の豪雨災害による、堀之内地区谷地川の頭首工の変更増加工事によるもの。

質疑、意見に入りまして、森林病虫害等防除事業の減額は、申請数が少なかったことによるもの

かとの問いに、この事業については、八方地区のふれあいの杜と八方口地区の木流川沿いのナラ枯れ木伐採及び燻蒸をする補助事業で、入札を行なったが不落及び不調で落札されず、農政課の自営事業に振り替えたため減額したとの答え。

観光課関係。

デマンドタクシー運行事業353万1,000円の増額は、このシーズンにアプリ予約用の車を1台増して4台体制にすることによる増額。平地観光施設管理事業49万4,000円の増額は、喫煙所設置によるコンテナのリース料。山岳観光施設維持補修事業449万7,000円の増額は、八方池山荘の貯水槽の漏水補修工事によるもの。商工振興事業192万7,000円の増額は、創業支援事業の交付決定者の決定に伴い不足分を増額するもの。

質疑、意見に入りまして、借り上げた白馬駅のコンテナの設置場所はどこになるのかとの問いに、駅前にある土産店が所有する土地の一角をお借りして設置する。ただし、駅前振興会が主体となるため、村はコンテナのリースのみとなるとの答え。

創業支援事業補助金の申請者が8名いるとの説明を受けたが、業種を教えてくださいとの問いに、建築業、不動産売買仲介業、キッチンカー、別荘管理、ホテル事業、リラクゼーション、福祉輸送事業であるとの答え。

建設課関係。

道路維持補修事業700万円の増額は、昨年度の大雪による影響や、冬季間の降雨による影響で道路補修が必要になったための増額。都市計画事業23万7,000円の増額は、有識者への訪問による普通旅費。

質疑・意見に入りまして、土木費700万円の増額については、どの場所を予定しているのかとの問いに、具体的なものについては、切久保地区の新田地下道の風除ドアの設置に110万円、その他については、舗装の修繕に425万円、側溝の修繕に110万円、無散水の消雪施設の修繕に55万円で、合計700万円を見込んでいるとの答え。

各課の審査が終了し、全体的な討論はなく採決したところ、議案第68号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第71号 令和7年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）。

収益的支出に104万9,000円を増額し、収益的支出総額を3億2,145万8,000円とするもの。予算書第4条本文括弧書の「不足する額1億7,980万1,000円」を「不足する額1億9,382万9,000円」に改め、資本的支出を1,402万8,000円増額し、資本的支出総額を2億234万8,000円とするもの。

資本的収入及び支出の主な増額は、配水管布設替工事増工と、犬川踏切送水管布設替えに伴う工事請負費によるもの。

質疑、意見に入りまして、現在の使用状況で、JRをまたぐようなケースはあるのかの問いに、

水道の管路はJRが村の東西をまたぎっているため、基本的に数か所横断している箇所がある。管の種類が溶接鋼管となっており、耐震性はあるが電蝕を受けやすい性質を持っているため、配水管だけでなく送水管についても交換が必要と考えている。

意見といたしまして、JRが絡みだすとすると、工事が2年後になる見込みということと、今後の資材の高騰化も予想されるため、できるだけ速やかに行なっていただくよう強く要望していただきたい。

討論はなく採決したところ、議案第71号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第72号 令和7年度白馬村下水道事業会計補正予算（第2号）。

収益的支出を443万2,000円減額し、収益的支出総額を4億7,872万8,000円とするもの。予算書第4条本文括弧書の「不足する額1億1,463万2,000円」を「不足する額1億1,610万3,000円」に改め、資本的収入を2,301万9,000円減額し、資本的収入総額を4億3,660万2,000円とし、資本的支出を2,154万8,000円減額し、資本的支出総額を5億5,270万5,000円とするもの。資本的収入および支出の主な減額は、し尿投入施設事業費確定による下水道事業債の減額と、し尿投入施設一括発注工事契約締結による工事請負費によるもの。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第72号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

以上、産業経済委員会の審査等についての委員長報告といたします。

議長（太田伸子君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認めます。質疑はありませんので、質疑を終結いたします。

議案第65号の討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第65号 白馬村特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第71号の討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第71号 令和7年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（太田伸子君） 起立多数です。よって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。議案第72号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第72号 令和7年度白馬村下水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（太田伸子君） 起立多数です。よって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、常任委員会において分割審査をしていただきました、議案第68号の討論に入ります。討論はありませんか。第8番伊藤まゆみ議員。賛成ですか、反対ですか。

第8番（伊藤まゆみ君） 反対の立場で討論をさせていただきます。8番伊藤まゆみです。

議案第68号 令和7年度白馬村一般会計補正予算（第3号）に反対の立場で討論を行ないます。

今回、議案に上がっている議員報酬や給与の増額に反対の立場であり、この予算はその報酬や給与改正に伴う補正が含まれておりますので反対いたします。

ほかの補正もこの予算に入っており、本来なら報酬、給与の部分だけ修正して修正案として提出すべきではないかと思いますが、その技量がありませんので、補正予算全体に反対とさせていただきます。

以上です。

議長（太田伸子君） 他に討論はありませんか。第5番酒井洋議員。

第5番（酒井洋君） 賛成の立場から討論いたします。提案第68号は、一部事業に関わる予算と人事院勧告に基づく人件費の予算が補正されております。先ほど人事院勧告を認めたい旨の反対討論がございましたが、そもそも我が国では憲法28条で労働者の基本的権利を規定しております。労働基本権、団結権、団体交渉権、争議権の3つが権利でございますけれども、地方公務員は職務の公共性により争議権、ストライクですね、これの禁止及び団体交渉権の一部に制約があります。

この制約に代わる代償措置として、とても重要な制度が人事院勧告です。また長野県では人事院勧告を設置しておるわけでございますが、多くの市町村にはなく、実質、長野県も市町村も人事院勧告を採用しているというのが実態でございます。また、補正予算に関わる議案を否決するということは、行政運営をストップさせることであり、先ほど議員おっしゃったとおり、本来ならば人件

費の減額修正案を提出すべきであろうというふうに考えます。

以上をもちまして、賛成討論といたします。

議長（太田伸子君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第68号 令和7年度白馬村一般会計補正予算（第3号）は、常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（太田伸子君） 起立多数です。よって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

総務社会委員長より発委の申出、常任委員長より閉会中の所管事務調査についての申出、議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申出があり、議長において受理いたしました。よって、会議規則第22条の規定により、議事日程を変更し、追加議案を審議いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加議案を審議することに決定いたしました。

ただいまから、事務局より議事日程を配付いたします。

（資料配付）

議長（太田伸子君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 配付漏れなしと認めます。

これより、発委の審議に入ります。

日程第2 発委第2号から日程第4 発委第4号までは、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託をせず、質疑、討論、採決を行なうことにいたします。

△日程第2 発委第2号 さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保ならびに義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書

議長（太田伸子君） 日程第2 発委第2号 さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保並びに義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第7番切久保達也総務社会委員長。

総務社会委員長（切久保達也君） 7番切久保達也です。

発委第2号 さらなる少人数学級推進と教育増のための教育予算確保ならびに義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書について説明します。

陳情第1号が採択されたことから、地方自治法第99条の規定により、別紙「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保ならびに義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」を内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、衆参両議長に提出するものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。提案者に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。発委第2号「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保ならびに義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

△日程第3 発委第3号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める意見書

議長（太田伸子君） 日程第3 発委第3号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第7番切久保達也総務社会委員長。

総務社会委員長（切久保達也君） 発委第3号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める意見書について説明します。

陳情第2号が採択されたことから、地方自治法第99条の規定により、別紙「診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める意見書」を、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣に提出するものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。提案者に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。発委第3号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

△日程第4 発委第4号 高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める意見書

議長（太田伸子君） 日程第4 発委第4号 高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第7番 切久保達也総務社会委員長。

総務社会委員長（切久保達也君） 発委第4号 高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める意見書について説明します。

陳情第3号が採択されたことから、地方自治法第99条の規定により、別紙「高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める意見書」を内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に提出するものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。提案者に対する質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。発委第4号 高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

△日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（太田伸子君） 日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長(太田伸子君) 日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第7 議員派遣について

議長(太田伸子君) 日程第7 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、今定例会に付された議事日程は全て終了いたしました。

ここで、丸山村長より挨拶をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。丸山村長。

村長(丸山俊郎君) 令和7年第4回白馬村議会閉会に当たり、謹んでご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、今月8日に開会し、本日まで11日間にわたり、本会議並びに各委員会におきまして慎重かつ熱心なご審議を賜り、提出をいたしました全ての案件につき、原案のとおりお認めをいただき、心より厚く御礼を申し上げます。

また、審議の過程で頂戴いたしました貴重なご指摘、ご意見につきましては、今後の村政執行に当たり、十分に意を配してまいります。

特に、白馬村マナー条例の制定につきましては、条例案策定の過程において、住民の皆様から多岐にわたるご意見を頂戴した上で、議会に提出し、議員の皆様とも闊達な議論を重ねていただいた結果、ご承認を賜りましたことに改めて深く感謝を申し上げます。

一部の報道では、迷惑行為や罰則規定ばかりが注目されがちですが、その根幹となります基本理

念、すなわち関係する全ての人々が他人を思いやり、誰もが快適で安心して過ごせる観光地を目指すこと。村、村民及び事業者が相互に協力し、将来にわたり住み続けたい村、次の世代に誇りをもって引き継ぐことのできる村づくりを進め、観光客の著しい増加により地域住民や自然環境に負の影響が生じる課題に立ち向かうこと。

本村を訪れる皆様には、滞在を楽しんでいただくとともに、地域の自然、文化、生活環境を尊重し、社会の一員としての自覚をもってモラル向上とマナー遵守に努めていただくことこそが、私どもがこの条例に託した思いであり、まさに「温かい心を育て明日をつくる喜びを分かち合しましょう」や、「白馬の土と人を愛し、来訪者を温かく迎えましょう」と掲げた村民憲章に通ずる精神であると考えております。

既に冬季シーズンに入っております。条例の交付後は、速やかに周知、啓発活動に取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、関係する皆様への周知にご協力をお願いしますようお願いを申し上げます。

また、本年3月定例会閉会挨拶でも申し上げましたとおり、冬シーズンが始まりますと本村でも増え続ける訪日客の消費を睨み、価格を高く設定しているケースが見受けられます。

こうした中、村内索道事業者様のご行為により、村民割引デーを昨シーズンまでの毎月第3週の日曜日と月曜日から、今シーズンは、毎週日曜日と月曜日へと拡充いただきました。

国内では、このように地域住民への影響を鑑み、いわゆる二重価格を設定するようとする動きもあります。各事業者の皆様にはお客様に長く信頼いただける地域として、適正な価格設定を強くお願いするとともに、新たに始まりましたアルプスPayなども活用し、地域住民が生活する上で利用しやすい価格についても、ぜひご検討いただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

さらに、一般質問の折にも申し上げましたが、開発規制に関する施策として長野県に相談している総合的なまちづくりを推進する手法につきましては、無秩序な建築用途や宿泊施設の適正な総数など専門的な議論となりますことから、有識者と一緒に検討を進めることが最良であるとの県の意見も踏まえ、これら関連経費をお認めいただきましたので、早速、有識者へ相談するなど、年度内には具体的な進め方を決定してまいりたいと考えています。

さて本村は、来年9月30日をもって村政施行70周年という大きな節目を迎えます。開会の挨拶でも申し上げましたが、来年度予算については重点的かつ積極的に取り組む5つの重点施策を掲げさせていただきます。

本定例会が終わりますと、いよいよ予算編成作業も本格化いたします。村民意識の変化や構造的な課題を的確に捉え、村民生活の向上と喫緊の村政課題の解決に取り組むとともに、選択と集中の視点に立ち、将来を見据えた先行投資をしっかりと盛り込んだ予算編成に努めてまいります。

議員の皆様方には、今後とも一層のご指導、ご便達、そしてお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

来る2026年の干支は、ひのえうまであります。ひのえうまは、十干十二支の中でも、強い火の性質を持ち、物事が勢いよく動き、変化や転換が現れる年とされております。

一方で、その強い勢いゆえに、節則や過熱を戒め、冷静な判断と周囲との調和が求められる年でもあります。このひのえうまの特性は、今後の白馬村の村政運営において、大切な示唆を与えてくれているものと考えております。

人口減少や社会構造の変化、物価高騰、防災減災対策など課題が複雑化する中で、スピード感ある対応が求められる一方、将来を見据えた慎重かつ着実な施策の積み重ねが不可欠であります。ひのえうまの前へ進む力を生かしつつ、議会の皆様との丁寧な議論を重ね、村民の声に真摯に耳を傾けながら、情熱と冷静さを合わせ持った村政運営に全力で取り組んでまいります。

結びに、これから寒さが一段と厳しくなるおり、議員の皆様におかれましては、どうかご自愛いただき、健やかに新年をお迎えになられましたとともに、来る年が白馬村にとって、そして村民の皆様にとって希望に満ちた輝かしい年となりますことを心よりご祈念申し上げ、白馬村議会12月定例会の閉会にあたっての御礼のご挨拶をさせていただきます。

皆様、どうぞよいお年をお迎えください。大変ありがとうございました。

議長（太田伸子君） これをもちまして、令和7年第4回白馬村議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時56分